

## 平成30年壱岐市議会定例会 3月会議 会議録目次

審議期間日程 .....	1
上程案件及び議決結果一覧 .....	2
一般質問通告者及び質問事項一覧 .....	5
第1日（3月2日 金曜日）	
議事日程表（第1号） .....	7
出席議員及び説明のために出席した者 .....	9
再開（開議） .....	10
会議録署名議員の指名 .....	10
審議期間の決定 .....	10
諸般の報告 .....	11
施政方針 .....	13
議案説明	
議案第2号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について .....	31
議案第3号 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について .....	31
議案第4号 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の 採用等に関する条例の一部改正について .....	32
議案第5号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会 議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について .....	34
議案第6号 壱岐市土地開発基金条例の廃止について .....	36
議案第7号 壱岐観光サービス拠点施設条例の制定について .....	37
議案第8号 壱岐市テレワーク施設条例の制定について .....	37
議案第9号 壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について .....	38
議案第10号 壱岐市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する 条例の制定について .....	39
議案第11号 壱岐市手数料条例の一部改正について .....	39
議案第12号 壱岐市介護保険条例の一部改正について .....	39
議案第13号 壱岐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について .....	40

議案第14号	壱岐市都市計画審議会条例の制定について	40
議案第15号	壱岐市都市公園条例の一部改正について	40
議案第16号	壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	41
議案第17号	壱岐市体育施設条例の一部改正について	42
議案第18号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	42
議案第19号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	43
議案第20号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市筒城浜ふれあい 広場）	43
議案第21号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市テレワーク施設）	44
議案第22号	壱岐市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定につ いて	44
議案第23号	長島地区放射線防護対策施設整備工事（建築主体工事）請負契 約の変更について	45
議案第24号	平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）	46
議案第25号	平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5 号）	49
議案第26号	平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2号）	50
議案第27号	平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	51
議案第28号	平成29年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	51
議案第29号	平成29年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）	52
議案第30号	平成29年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）	53
議案第31号	平成30年度壱岐市一般会計予算	54
議案第32号	平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	61
議案第33号	平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	63
議案第34号	平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	63
議案第35号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計予算	65
議案第36号	平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	66

議案第 37 号 平成 30 年度 壱岐市農業機械銀行特別会計予算	67
議案第 38 号 平成 30 年度 壱岐市水道事業会計予算	68
陳情第 1 号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出の陳情	70

第 2 日 (3 月 6 日 火曜日)

議事日程表 (第 2 号)	71
出席議員及び説明のために出席した者	73
議案に対する質疑	74
議案第 2 号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	74
議案第 3 号 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	76
議案第 4 号 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	76
議案第 5 号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	76
議案第 6 号 壱岐市土地開発基金条例の廃止について	76
議案第 7 号 壱岐観光サービス拠点施設条例の制定について	76
議案第 8 号 壱岐市テレワーク施設条例の制定について	76
議案第 9 号 壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	76
議案第 10 号 壱岐市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の制定について	76
議案第 11 号 壱岐市手数料条例の一部改正について	76
議案第 12 号 壱岐市介護保険条例の一部改正について	76
議案第 13 号 壱岐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	76
議案第 14 号 壱岐市都市計画審議会条例の制定について	76
議案第 15 号 壱岐市都市公園条例の一部改正について	76
議案第 16 号 壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	76
議案第 17 号 壱岐市体育施設条例の一部改正について	76
議案第 18 号 壱岐市火災予防条例の一部改正について	76
議案第 19 号 壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	76

議案第 2 0 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市筒城浜ふれあい 広場）	7 6
議案第 2 1 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市テレワーク施設）	7 6
議案第 2 2 号	壱岐市高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画の策定につ いて	7 6
議案第 2 3 号	長島地区放射線防護対策施設整備工事（建築主体工事）請負契 約の変更について	7 6
議案第 2 4 号	平成 2 9 年度壱岐市一般会計補正予算（第 1 1 号）	8 2
議案第 2 5 号	平成 2 9 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）	8 2
議案第 2 6 号	平成 2 9 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	8 2
議案第 2 7 号	平成 2 9 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	8 2
議案第 2 8 号	平成 2 9 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	8 2
議案第 2 9 号	平成 2 9 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 1 号）	8 2
議案第 3 0 号	平成 2 9 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 3 号）	8 2
議案第 3 1 号	平成 3 0 年度壱岐市一般会計予算	8 2
議案第 3 2 号	平成 3 0 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	8 2
議案第 3 3 号	平成 3 0 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	8 2
議案第 3 4 号	平成 3 0 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	8 2
議案第 3 5 号	平成 3 0 年度壱岐市下水道事業特別会計予算	8 2
議案第 3 6 号	平成 3 0 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	8 2
議案第 3 7 号	平成 3 0 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	8 2
議案第 3 8 号	平成 3 0 年度壱岐市水道事業会計予算	8 2
委員会付託（議案）		9 0
予算特別委員会の設置		9 1
陳情第 1 号	核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出の陳情	9 1
委員会付託（陳情）		9 1

第3日（3月8日 木曜日）

議事日程表（第3号）	93
出席議員及び説明のために出席した者	93
一般質問	94
3番 植村 圭司 議員	94
13番 市山 繁 議員	102
9番 音嶋 正吾 議員	114
7番 久保田恒憲 議員	124

第4日（3月9日 金曜日）

議事日程表（第4号）	139
出席議員及び説明のために出席した者	139
一般質問	140
1番 山川 忠久 議員	140
4番 清水 修 議員	149
11番 鵜瀬 和博 議員	160

第5日（3月23日 金曜日）

議事日程表（第5号）	175
出席議員及び説明のために出席した者	177
委員長報告、委員長に対する質疑	178
議案に対する討論、採決	
議案第2号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	180
議案第3号 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について	182
議案第4号 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の 採用等に関する条例の一部改正について	182
議案第5号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会 議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	182
議案第6号 壱岐市土地開発基金条例の廃止について	183
議案第7号 壱岐観光サービス拠点施設条例の制定について	183

議案第 8 号	壱岐市テレワーク施設条例の制定について	1 8 3
議案第 9 号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	1 8 3
議案第 1 0 号	壱岐市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の制定について	1 8 3
議案第 1 1 号	壱岐市手数料条例の一部改正について	1 8 3
議案第 1 2 号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	1 8 3
議案第 1 3 号	壱岐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	1 8 3
議案第 1 4 号	壱岐市都市計画審議会条例の制定について	1 8 3
議案第 1 5 号	壱岐市都市公園条例の一部改正について	1 8 3
議案第 1 6 号	壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	1 8 3
議案第 1 7 号	壱岐市体育施設条例の一部改正について	1 8 3
議案第 1 8 号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	1 8 3
議案第 1 9 号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	1 8 3
議案第 2 0 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市筒城浜ふれあい広場）	1 8 3
議案第 2 1 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市テレワーク施設）	1 8 3
議案第 2 2 号	壱岐市高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画の策定について	1 8 3
議案第 2 3 号	長島地区放射線防護対策施設整備工事（建築主体工事）請負契約の変更について	1 8 3
議案第 2 4 号	平成 2 9 年度壱岐市一般会計補正予算（第 1 1 号）	1 8 3
議案第 2 5 号	平成 2 9 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）	1 8 3
議案第 2 6 号	平成 2 9 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	1 8 3
議案第 2 7 号	平成 2 9 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	1 8 3
議案第 2 8 号	平成 2 9 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	1 8 3
議案第 2 9 号	平成 2 9 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 1 号）	

.....	183
議案第30号 平成29年度壱岐市水道事業会計補正予算(第3号) .....	183
議案第31号 平成30年度壱岐市一般会計予算 .....	183
議案第32号 平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算 .....	183
議案第33号 平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算 .....	183
議案第34号 平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計予算 .....	183
議案第35号 平成30年度壱岐市下水道事業特別会計予算 .....	183
議案第36号 平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計予算 .....	183
議案第37号 平成30年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算 .....	183
議案第38号 平成30年度壱岐市水道事業会計予算 .....	183
陳情第1号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出の陳情 .....	184
市長提出追加議案の審議(説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決)	
同意第1号 壱岐市教育委員会委員の任命について .....	184
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について .....	185
諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について .....	185
諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について .....	185
議員提出追加議案の審議(説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決)	
発議第1号 玄海原子力発電所の再稼働に反対する決議 .....	186
議員派遣の件 .....	188
市長の挨拶 .....	189
散会 .....	190
資料	
議員派遣の件 .....	193

平成30年壱岐市議会定例会 3月会議を、次のとおり開催します。

平成30年 2月28日

壱岐市議会議長 小金丸益明

- 1 期 日 平成30年 3月 2日 (金)
- 2 場 所 壱岐市議会議場 (壱岐西部開発総合センター 2F)

### 平成30年壱岐市議会定例会 3月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	3月2日	金	本会議	○再開 ○審議期間の決定 ○施政方針 ○議案説明 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○議案の上程
2	3月3日	土	休 会	(閉庁日)
3	3月4日	日		
4	3月5日	月		○発言(質疑) 通告書提出期限(正午まで)
5	3月6日	火	本会議	○議案審議(質疑、委員会付託)
6	3月7日	水	休 会	
7	3月8日	木	本会議	○一般質問
8	3月9日	金		○一般質問
9	3月10日	土	休 会	(閉庁日)
10	3月11日	日		
11	3月12日	月		
12	3月13日	火	委員会	○常任委員会
13	3月14日	水		○常任委員会(午後1時30分開催)
14	3月15日	木		○予算特別委員会
15	3月16日	金	休 会	
16	3月17日	土		(閉庁日)
17	3月18日	日		
18	3月19日	月	委員会	○予算特別委員会
19	3月20日	火	休 会	
20	3月21日	水		(閉庁日)
21	3月22日	木		(議案整理日)
22	3月23日	金	本会議	○議案審議(委員長報告、討論、採決) ○追加議案審議(説明、質疑、委員会付託省略 討論、採決) ○散会

平成30年壱岐市議会定例会 3月会議 上程案件及び議決結果一覧 (1/3)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第2号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第3号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第4号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第5号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 否 決	否 決 (3/23)
議案第6号	壱岐市土地開発基金条例の廃止について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第7号	壱岐観光サービス拠点施設条例の制定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第8号	壱岐市テレワーク施設条例の制定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第9号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第10号	壱岐市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第11号	壱岐市手数料条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第12号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第13号	壱岐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第14号	壱岐市都市計画審議会条例の制定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第15号	壱岐市都市公園条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第16号	壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第17号	壱岐市体育施設条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第18号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第19号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第20号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市筒城浜ふれあい広場)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第21号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市テレワーク施設)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)

平成30年壱岐市議会定例会 3月会議 上程案件及び議決結果一覧 (2/3)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第22号	壱岐市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第23号	長島地区放射線防護対策施設整備工事(建築主体工事)請負契約の変更について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第24号	平成29年度壱岐市一般会計補正予算(第11号)	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第25号	平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第26号	平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第27号	平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第28号	平成29年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第29号	平成29年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第30号	平成29年度壱岐市水道事業会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第31号	平成30年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第32号	平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第33号	平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第34号	平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第35号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第36号	平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第37号	平成30年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第38号	平成30年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
陳情第1号	核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出の陳情	総務文教厚生常任委員会 不採択	不採択 (3/23)
同意第1号	壱岐市教育委員会委員の任命について	省 略	同 意 (3/23)
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (3/23)

平成30年壱岐市議会定例会 3月会議 上程案件及び議決結果一覧 (3/3)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (3/23)
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (3/23)
発議第1号	玄海原子力発電所再稼働に反対する決議について	省 略	原案のとおり可決 (3/23)

平成30年壱岐市議会定例会 3月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続
条例制定、 一部改正、廃止	17	16	1		
予算	15	15			
その他	8	8			
報告					
決算認定 (内前回継続)					
計	41	40	1		

議員発議	上程	可決	否決	継続
発議(条例制定) (一部改正)				
発議(意見書)				
決議・その他	1	1		
計	1	1		
請願・陳情等 (内前回継続)	1		1	
計	1		1	

平成30年壱岐市議会定例会 3月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	ページ
3月8日 (木)	1	植村 圭司	玄海原発再稼働への市の対応について	94~102
	2	市山 繁	郷ノ浦港フェリーターミナル駐車場整備について	102~114
			小型クロマグロ沿岸操業の自粛について	
	3	音嶋 正吾	水産業振興策について	114~124
独居老人のセキュリティ対策 壱岐市石田農村環境改善センターについて				
4	久保田恒憲	5月26日(土曜日)に開催される外国人による日本語弁論大会について	124~136	
		ORC、後継機と壱岐空港について		
		高齢者世帯や一人暮らし世帯が増加している、市の対応は		
3月9日 (金)	5	山川 忠久	壱岐市の情報発信のあり方について	140~149
			食品ロス削減の取り組みについて	
	6	清水 修	30年度予算について	149~159
			第7期介護保険事業について	
			人口減少に歯止めをかけるための施策について 壱岐葬祭場の改築計画について	
	7	鵜瀬 和博	少子高齢化社会に向けて	160~173
			郷ノ浦港フェリーターミナル駐車場の整備について 市表彰条例の活用を	

平成30年 壱岐市議会定例会 3月議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成30年3月2日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	2番 山内 豊 3番 植村 圭司
日程第2	審議期間の決定	22日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	施政方針の説明	市長 説明
日程第5	議案第2号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	教育次長 説明
日程第6	議案第3号 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	教育次長 説明
日程第7	議案第4号 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第8	議案第5号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第9	議案第6号 壱岐市土地開発基金条例の廃止について	総務部長 説明
日程第10	議案第7号 壱岐観光サービス拠点施設条例の制定について	企画振興部長 説明
日程第11	議案第8号 壱岐市テレワーク施設条例の制定について	企画振興部長 説明
日程第12	議案第9号 壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第13	議案第10号 壱岐市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の制定について	保健環境部長 説明
日程第14	議案第11号 壱岐市手数料条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第15	議案第12号 壱岐市介護保険条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第16	議案第13号 壱岐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	保健環境部長 説明

日程第17	議案第14号	沓崎市都市計画審議会条例の制定について	建設部長 説明
日程第18	議案第15号	沓崎市都市公園条例の一部改正について	建設部長 説明
日程第19	議案第16号	沓崎市道路占用料徴収条例の一部改正について	建設部長 説明
日程第20	議案第17号	沓崎市体育施設条例の一部改正について	教育次長 説明
日程第21	議案第18号	沓崎市火災予防条例の一部改正について	消防長 説明
日程第22	議案第19号	沓崎市消防関係手数料条例の一部改正について	消防長 説明
日程第23	議案第20号	公の施設の指定管理者の指定について (沓崎市筒城浜ふれあい広場)	企画振興部長 説明
日程第24	議案第21号	公の施設の指定管理者の指定について (沓崎市テレワーク施設)	企画振興部長 説明
日程第25	議案第22号	沓崎市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定について	保健環境部長 説明
日程第26	議案第23号	長島地区放射線防護対策施設整備工事（建築主体工事）請負契約の変更について	総務部長 説明
日程第27	議案第24号	平成29年度沓崎市一般会計補正予算（第11号）	財政課長 説明
日程第28	議案第25号	平成29年度沓崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	保健環境部長 説明
日程第29	議案第26号	平成29年度沓崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部長 説明
日程第30	議案第27号	平成29年度沓崎市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	保健環境部長 説明
日程第31	議案第28号	平成29年度沓崎市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	建設部長 説明
日程第32	議案第29号	平成29年度沓崎市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）	総務部長 説明
日程第33	議案第30号	平成29年度沓崎市水道事業会計補正予算（第3号）	建設部長 説明
日程第34	議案第31号	平成30年度沓崎市一般会計予算	財政課長 説明
日程第35	議案第32号	平成30年度沓崎市国民健康保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第36	議案第33号	平成30年度沓崎市後期高齢者医療事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第37	議案第34号	平成30年度沓崎市介護保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第38	議案第35号	平成30年度沓崎市下水道事業特別会計予算	建設部長 説明

日程第39	議案第36号	平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計 予算	総務部長 説明
日程第40	議案第37号	平成30年度壱岐市農業機械銀行特別会計 予算	農林水産部長 説明
日程第41	議案第38号	平成30年度壱岐市水道事業会計予算	建設部長 説明
日程第42	陳情第1号	核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見 書提出の陳情	資料のとおり

本日の会議に付した事件  
(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (15名)

1番 山川 忠久君	2番 山内 豊君
3番 植村 圭司君	4番 清水 修君
5番 赤木 貴尚君	6番 土谷 勇二君
7番 久保田恒憲君	9番 音嶋 正吾君
10番 町田 正一君	11番 鶴瀬 和博君
12番 中田 恭一君	13番 市山 繁君
14番 牧永 護君	15番 豊坂 敏文君
16番 小金丸益明君	

欠席議員 (1名)

8番 呼子 好君
----------

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	土谷 勝君	事務局次長	米村 和久君
事務局係長	若宮 廣祐君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君

企画振興部長	……………	左野 健治君	市民部長	……………	堀江 敬治君
保健環境部長	……………	高下 正和君	建設部長	……………	原田憲一郎君
農林水産部長	……………	井戸川由明君	教育次長	……………	山口 信幸君
消防本部消防長	……………	下條 優治君	総務課長	……………	中上 良二君
財政課長	……………	松尾 勝則君	会計管理者	……………	平田恵利子君

---

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

呼子議員から欠席の届け出がっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成30年壱岐市議会定例会3月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（小金丸益明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番、山内豊議員、3番、植村圭司議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 審議期間の決定

○議長（小金丸益明君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

3月会議の審議期間につきましては、去る2月28日に議会運営委員会が開催され協議をされておりますので、議会運営委員長に対し、協議結果の報告を求めます。町田議会運営委員長。

〔議会運営委員長（町田 正一君） 登壇〕

○議会運営委員長（町田 正一君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成30年壱岐市議会定例会3月会議の議事運営について協議のため、去る2月28日に議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、タブレットに配信しておりますが、本日から3月23日までの22日間と申し合わせをいたしました。

本定例会3月会議に提案されます案件は、条例の制定4件、条例の一部改正13件、条例の廃止1件、平成29年度補正予算関係7件、平成30年度予算関係8件、その他4件の合計37件

となっております。また、陳情1件を受理しておりますが、タブレットに配信のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の施政方針の説明を受け、その後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

3月5日は休会としておりますが、議案に対する質疑並びに予算に関する発言の通告をされる方は、3月5日の正午までに通告書の提出をお願いします。

3月6日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようにお願いします。

なお、上程議案のうち、議案第24号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）及び議案第31号平成30年度壱岐市一般会計予算の2件につきましては、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置して、審査すべきということを確認いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

また、予算について質疑される場合においても、予算特別委員長宛てに質疑の通告をされるよう、あわせてお願いいたします。

3月8日と9日の2日間を一般質問日としております。

3月13日と14日の2日間、各常任委員会を開催し、15日、19日の2日間を予算特別委員会を開催するよういたしております。

なお、14日は中学校卒業式のため、午後1時30分、開会としております。

3月23日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議・採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会の審議期間中に、人事案件4件が追加議案として提出される予定となっておりますが、委員会付託を省略し、全員審査を予定しております。

以上が、平成30年壱岐市議会定例会3月会議の審議期間日程案であります。

円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

〔議会運営委員長（町田 正一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） お諮りします。3月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告とおり、本日から3月23日までの22日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、3月会議の審議期間は本日から3月23日までの22日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（小金丸益明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。平成30年壱岐市議会定例会3月会議に提出され、受理した議案等は37件、陳情等1件であります。

次に、監査委員より例月出納検査及び定期監査後期の報告書が提出されており、その写しをタブレットに配信しておりますので御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る1月18日、長崎市において開催された長崎県離島振興市町村議会議長会正副会長会に出席をいたしました。会議では、2月に東京都で開催された全国離島振興市町村議会議長会、平成29年度第2回総会及び長崎県離島振興市町村議会議長会定期総会に提出する報告事項、議案等の打ち合わせ、協議を行ったところであります。

次に、2月6日、東京都におきまして開催された、全国離島振興市町村議会議長会、平成29年度第2回総会に出席をいたしました。会議では、平成29年7月1日から平成29年12月31日までの会務報告が行われ、平成30年度事業計画及び収支予算が原案のとおり承認されたところであります。

引き続き、離島振興に関する研修会が行われ、国土交通省国土政策局離島振興課長佐藤正一氏より、「平成30年度離島振興対策予算について」と題して講演が行われました。終了後、第38回長崎県離島振興市町村議会議長会定期総会が行われ、平成29年8月31日から平成30年2月5日までの会務報告と平成30年度事業計画及び歳入歳出予算が原案のとおり可決されました。

次に、2月15日、東京都におきまして開催された全国市議会議長会第104回評議員会に出席をいたしました。会議では、平成29年11月8日以降の活動報告及び各委員会の事務報告が行われ、平成30年度各会計の予算が原案どおり決定されました。また、総務省総務事務次官安田充氏による、「地方財政の課題」と題して講演が行われました。

以上のとおり、系統議長会議に関する報告を終わります。

次に、平成29年12月27日、長崎市において開催された長崎県病院企業団議会、平成29年度第2回定例会に、市山繁議員と赤木貴尚議員が出席されております。

次に、平成30年2月13日に長崎市において開催された長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会に、清水修議員が出席をされております。詳しい資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

次に、去る2月13日及び14日に開催いたしました議会報告会につきましては、大変寒い中に御出席をいただきまして、ありがとうございました。今回、初めての試みとして、委員会ごと開催いたしましたが、市民皆様の参加が少ないようでありました。今回の結果を踏まえて、市

民に開かれたよりよい議会報告会にするため、開催方法等、検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、参加者皆様からいただきました貴重な御意見、御要望につきましては、ホームページ及び議会だよりにて、後日、報告をいたします。

次に、2月20日には、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金雇用機会拡充事業を活用して、新たなビジネスチャンスとして捉え、事業拡大に取り組んでおられる市内の事業所を山本県議とともに視察し、事業者の方と意見交換を行い、有人国境離島法がもたらしている効果や今後の活用等、理解を深めたところであります。

今定例会3月会議において、議案説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承をお願いいたします。

以上で、私からの報告を終わります。

---

#### **日程第4. 施政方針の説明**

○議長（小金丸益明君） 日程第4、施政方針の説明を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。平成30年度施政方針を申し上げます。

本日ここに、平成30年壱岐市議会定例会3月会議の開催に当たり、市政運営について所信の一端を申し述べますとともに、平成30年度当初予算案また前会議以降、今日までの市政の重要事項等について、その概要を申し上げ、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、去る2月4日に執行されました長崎県知事選挙において、中村知事が見事3期目の御当選を果たされました。心からお喜びを申し上げますとともに、今後も県政発展のため、そして離島の振興発展のため、ますますの御活躍をお祈りするものであります。

**有人国境離島施策の推進について**ですが、昨年4月の有人国境離島法施行から、間もなく1年が過ぎようとしております。この法律は、言うまでもなく、自由民主党離島振興特別委員長谷川弥一衆議院議員の多大な御尽力により、実現したものであります。谷川代議士の御尽力に報いるため、そして本法律を最大限活用して、本市の活性化につなげるため、今後も市が中心となり、県や地域の各種団体及び民間事業者等が連携協力し、人口減少に歯どめをかけ、地域社会の維持発展に努めてまいりますので、引き続き、議員各位、市民皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

本法律の施策の重要な柱の一つである雇用機会拡充事業については、平成29年度は国から総額1億6,674万円の交付決定を受け、現在、創業3件10人、事業拡大21件68人、合計24件78人の雇用実績見込み数となっております。

課題でありました雇用人材の確保については、現在、雇用創出数の約9割を充足しておりますけれども、計画どおりの雇用創出を達成するため、2月3日に福岡市において仕事・移住相談会を開催し、7組13名の相談者に御来場いただきました。

また、2月11日には、壱岐の島ホールにおいて20事業者に参加いただき、第2回目となる、壱岐で働きたい方のための就職相談会を開催いたしましたが、相談者は13名にとどまりました。市内でも人手不足が深刻な状況となっており、今後も、県や国の関係機関と連携を図り、効果的な方法を模索しながら、雇用人材確保に取り組んでまいります。

航路航空路運賃の低廉化につきましては、昨年4月から12月までの航路航空路利用者数が全体で63万1,599人、対前年比2万7,641人、4.6%の増、そのうち割引運賃の適用者は21万4,017人で、全体利用者数に占める割合は33.9%となっており、市民皆様の経済的負担緩和と利便性の向上につながっているものと捉えております。

また、島外の方への適用につきましては、一定の条件のもと、島民並みの割引となる新たな仕組みが創設される見込みとの情報があるものの、詳細につきましては、まだ示されておられません。

なお、国境離島島民割引カードの発行については、1月末現在、8,898人の方が申請されており、免許証等での確認による運賃低廉化の適用は、これまで本年3月末までと周知を行ってまいりましたが、このたび、県から通知がございまして、現在のカードの発行状況が低調なことなどから、関係市町及び事業者の意向を踏まえ、平成30年度については、国境離島島民割引カードでの確認を基本とするものの、これまで同様、航路は免許証等公的機関が発行する書類、航空路は島民航空カードでの確認も、引き続き島民割引の適用が可能となっております。しかしながら、国境離島島民割引カードの提示による乗船券の購入が窓口での混雑を緩和するスムーズな手続につながりますので、市民皆様には早目のカード作成について御理解、御協力をお願いいたします。

国境離島法に係る平成30年度当初予算につきましては、4本の柱の施策について積み上げを行い、国境離島振興費として所要の予算を計上いたしております。

次に、**まち・ひと・しごと創生**についてですが、壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、平成29年度は地方創生推進交付金事業により、壱岐市産業支援センター事業ほか計7事業と地方創生拠点整備交付金事業により、ハード事業の、壱岐！生きプロジェクトしまごと博物館サテライト拠点整備事業の採択を受け、人口減少対策と将来にわたり活力のある地域社会を維持するため、着実に取り組んでおります。

また、総合戦略の実効性を高めるためにも、産官学金労言の各団体から構成される壱岐市まち・ひと・しごと創生会議を中心に、基本目標とKPIの達成状況や施策の効果・検証を実施してまいります。

平成30年度当初予算におきましても、地方創生推進交付金事業を積極的に活用するため、所要の予算を計上いたしております。

**大学との連携**についてですが、去る2月20日に長崎ウエスレヤン大学と本市の間において、連携協定を締結いたしました。協定締結の目的は、本市が有する資源の効果的な活用と両者の緊密な連携・協力により、本市が抱えるさまざまな課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することにあります。

現在、進めているインバウンド観光並びに人材育成、産業振興などのあらゆるまちづくりの要素に、大学の持つすぐれた知識や人材等が活用されるものと期待をいたしております。

また、同日付で、長崎ウエスレヤン大学副学長の井川博行様に、壱岐市政策顧問へ就任いただきました。

井川副学長は、本市出身で、長崎県観光振興課企画監として、県の観光振興に尽力され、現在は、長崎ウエスレヤン大学副学長、そして現代社会学部外国語学科の特認教授として、特に、インバウンド観光等に造詣が深く、今後、本市におけるインバウンド事業や観光振興施策の推進、さらに、人材育成等について、指導・助言を賜るため、壱岐市政策顧問への就任について、御承諾いただいたところであります。

次に、平成29年度の**ふるさと納税**については、平成30年2月末現在で、入金ベースで1万1,161件、2億5,386万円の寄附額となっております。本年度は、50年に一度とされた豪雨災害における九州豪雨災害緊急支援寄附もありまして、さらには、動画の活用や各種新聞、雑誌への広告掲載により、効果的な宣伝活動を行った結果、昨年度を大きく上回る2倍近くの御寄附をいただいております。

しかしながら、総務大臣通知によりまして、2月1日から返礼割合を5割から3割に見直しておりますことから、新年度は、寄附額の減少も想定されますことから、本年度の当初予算額を若干上回る2億円の予算計上を行っております。

今後も、ふるさと納税の使途を工夫し、活用する事業内容や成果をできる限り明確にするなど、交流人口拡大や移住定住につなげるため、効果的なPRに努めてまいります。

次に、**産業振興で活力あふれるまちづくり**でございます。

まず、**農業の振興**についてです。本市の農業が持続的に発展していくためには、農業者が効率かつ安定的な農業経営ができる環境整備や人づくり、組織づくり及び農業生産額の向上が重要であるとの認識のもと、さらなる農業振興を促すため、担い手対策、米政策、施設園芸、畜産振興等の各種施策を講じてまいります。

農業の継続・成長には、後継者を初めとする人材の確保、集落営農組織の育成が不可欠であり、喫緊の課題となっております。このため、新規就農者、農業後継者や女性農業者などの新規認定

農業者の認定や集落営農組織、特定農業法人の設立、企業の新規参入等、多様な担い手確保対策を推進してまいります。

認定農業者につきましては、現在283経営体を認定しており、法人経営体が32経営体となっております。

また、集落営農組織については、集落営農法人が27組織、特定農業団体が5組織、集落営農組織が11組織設立されており、本市農業の柱となる担い手として大きな期待を寄せており、今後も引き続き、組織の持続的な経営安定に向けた育成支援を行ってまいります。

また、昨年4月から、壱岐市農協担い手支援室を中心として、壱岐市担い手サポートセンターが設置されており、県壱岐振興局と市から週1回職員を派遣し、総合的な担い手の支援を行っております。

昨年4月から12月末まで、定例相談会等により、延べ132経営体の相談を受けており、法人化や事業拡大、経理等に対する支援を行っております。

農家皆様から一定の評価を受けておりますので、今後もこの取り組みを継続させ、地域農業のさらなる振興発展を図ってまいります。

畜産振興につきましては、2月の子牛市の結果は、前回は98.89%と若干値下がりし、年間平均も過去最高を記録した昨年度を1万円程度下回る83万7,000円台でありましたが、依然として高値で推移しております。

肥育経営においても、壱岐生まれ壱岐育ちの「壱岐牛」として、地域商標登録され、人気を博しており、今後も育種価の検証とブランド化の確立を目指してまいります。

一方、近年の肥育素牛の高騰により、肥育農家の経営が圧迫されており、今後の壱岐牛の維持・確保が厳しい状況にありますので、平成30年度より、肥育素牛導入に対して緊急的な支援を行うことといたしております。

繁殖雌牛の飼養頭数につきましては、これまで飼養農家の減少等により減少傾向にありましたが、平成29年度は、16戸の繁殖農家が減少したにもかかわらず、若干の増頭を見込んでおります。これは、壱岐市農協が昨年度から取り組んでいるチャレンジ7000事業を初め、関係機関の各種増頭対策等によるものと考えております。今後も引き続き生産基盤の強化、増頭対策に取り組んでまいります。

農地・農業用施設災害等については、国への関係事務手続を終え、現在、復旧工事に着手しております。今回は被災箇所も多く、復旧に期間を要しますので、関係農家の皆様には、作物の作付計画等もあろうかと存じますが、御理解いただきますようお願いいたします。

水産業の振興については、漁獲の減少、魚価の低迷、生産コストの高どまり、漁業者の高齢化並びに後継者不足など、依然として厳しい状況が続いております。平成29年4月から本年1月

までの市全体の漁獲量及び漁獲高の前年比較は、漁獲量11.3%減の2,393トン、漁獲高12.1%減の22億1,700万円となっており、資源の減少や漁場環境の悪化による全国的なスルメイカの不漁、クロマグロの資源回復のための漁獲抑制、台風などの天候不良、さらには、燃油価格の上昇など、魚価及び漁協の経営に深刻な影響を与えております。

このような中、漁業用燃油については、国の漁業経営セーフティーネット構築事業での急騰対策補填が今年1月に発動していることから、高騰に伴う市独自の支援策として、漁家経営の安定と水産物の安定供給を維持及び確保するため、漁業用燃油1リットル当たり10円を補助することとし、所要の予算を計上いたしております。

また、市単独事業として、意欲ある担い手の育成支援事業である認定漁業者制度並びに漁業後継者対策事業の実施、漁業近代化資金等制度資金の利子補給、漁獲共済、漁船保険の掛け金への助成、そして漁船漁業の機器設備の充実を図るため、漁船近代化機器導入への助成、さらに密漁による被害を防止するための監視活動に対する助成など、これらの振興施策について、引き続き実施してまいります。

国、県の事業としましては、魚介類の海上輸送費を助成する離島輸送コスト支援事業、漁場の生産力向上に関する取り組みや漁業の再生に関する実践的な取り組みを行う集落を支援する離島漁業再生支援交付金、また、漁業集落が行う漁業、海業の雇用を創出する取り組みや雇用の創出を円滑に行うための環境整備を実施する特定有人国境離島漁村支援交付金、新規就業時の経費負担を軽減し、若年層の着業を促進する漁業就業者確保育成総合対策事業に取り組んでおります。今後も、これらの制度を積極的に活用していただき、漁業・漁村の活性化につなげていただくことを期待しております。

クロマグロの資源管理については、極めて厳しい状況が続いております。市としましても、これまで議会とともに、クロマグロの資源管理に伴う支援について、長崎県知事への要望等を行ってまいりましたが、今後も引き続き、漁業者皆様や各漁協、関係機関、団体等と連携を図り、要望等行ってまいりたいと考えております。

栽培漁業につきましては、壱岐栽培センターを活用し、アワビ31万個、アカウニ28万個、カサゴ18万尾の種苗の生産・放流を計画いたしております。限られた資源を持続的に利用し、漁業者の所得の安定・向上を図るため、効果的な種苗の生産・放流を行い、水産資源の維持・回復に取り組んでまいります。

漁港整備については、漁港機能の充実と利便性の向上を図るため、補助事業により、諸津漁港に簡易浮き棧橋、八幡浦漁港に防風柵と簡易浮き棧橋の設置、小崎漁港物揚げ場のかさ上げを計画いたしております。漁港利用者の安全対策として、順次進めておりました、岸壁等への車どめ設置については、本年度完了の予定であります。

また、今後、漁港施設の老朽化による改修が必要となることから、各施設の機能保全計画に基づき、平成30年度に初瀬漁港臨港道路、湯ノ本漁港浮き桟橋、七湊漁港物揚げ場の機能保全対策工事を予定しております。

**観光の振興**については、平成29年の本市への観光客数を推測する上で、重要な指標である九州郵船とORCの乗降客数は72万9,059人で、対前年比103.9%となっております。昨年は、天候不良等の影響が比較的少なく、年間を通して多くのお客様にお越しいただきました。

昨年4月に有人国境離島法が施行され、滞在型観光促進のための事業展開を実施しております。壱岐には数多くの神社があり、これまでに42社めぐりなど、壱岐ならではの情報発信を進めており、今回、壱岐独自の御朱印帳を製作し、島外のお客様に好評を得ております。

一支国博物館につきましては、本年度の入館者数が1月末現在で8万4,633人、対前年比107%となっております。現在の指定管理者が平成30年度までであるため、次期指定管理者の選定に向けた諸準備を進めているところであります。

また、地方創生拠点整備交付金を活用し、整備を進めておりました郷ノ浦港ターミナル隣接地の観光サービス拠点施設が、この3月に完成いたしますので、今回、施設条例の制定について議案を提出しております。

福岡事務所につきましては、昨年10月から所長を観光商工課長の兼務といたしておりましたが、この4月からは、専任の所長を配置するよう予定をいたしております。

イルカパークにつきましては、1月末現在での入園者数が2万3,568人で、対前年比116.5%となっております。安定的かつ魅力あるイルカパークの運営を図るため、これまで浚渫工事や水質・底質調査等を実施する一方、イルカの体験プログラムのほかに、園内にさまざまな動物を集めての移動動物園を実施するなど、入園者数増加のための趣向を凝らしております。

また、今後は、園内において、イルカが自然繁殖することのできる環境づくりに向けた調査・研究を進め、それに伴う基盤整備を実施してまいります。

あわせて、平成30年度から32年度にかけて、地方創生推進交付金を活用して、生けすの整備や仕切り網などのハード整備、また映像素材づくりや情報発信事業などのソフト事業に一体的に取り組むこととしており、今回、所要の予算を計上いたしております。

壱岐島荘については、安定的な経営で進んでおりますけれども、駐車場が手狭であり、バスの出入りに支障を来していることから、駐車場の拡張及び食堂改修のため、今回、所要の予算を計上しております。さまざまな情報発信を展開する中で、今後も引き続き、日本遺産を含め、原の辻遺跡と一支国博物館を核として、古墳や神社仏閣といった歴史、文化遺産に壱岐の美しい自然環境や豊かな食材を生かした魅力的な観光地づくりに取り組んでまいります。

**商工業の振興**については、日本経済の緩やかながらも息の長い景気拡張が続く中、離島部にお

いての地域経済は依然として厳しい状況にあります。そのような中、有人国境離島法の雇用機会拡充事業において、24事業が取り組まれており、平成30年度においても、41事業の要望が上がっております。全国的な人手不足の状況の中、本市においても、有効求人倍率は昨年3月から1倍以上で推移し、市内における人材の確保が厳しくなっており、新卒者を含め、U I ターン者の確保に向けて取り組んでまいります。

昨年8月に開設したI k i — B i zについては、1月末現在での相談件数が445件となっており、現在3週間の予約待ちという状況であります。相談を予定されている事業者の皆様には、早目の予約をお願いいたします。さまざまな業種の皆様とともに、売り上げ向上等を目指し、本市の経済浮揚に向けて、今後も積極的に取り組んでまいります。

また、**テレワークの推進**については、センターを拠点とし、主婦の方を中心としたウェブライター13名の育成や若者を中心としたプログラマー3名の育成を行っており、30年度についても、引き続き、みずから稼ぐことができる人材の育成に力を入れてまいります。

テレワークセンターは、10月から稼働しておりまして、既に1,000人を超す方々に御利用いただいております。テレワークのオフィスとしての活用以外にも、市民皆様に会議やイベント等でも多く御利用いただいております。

また、地方創生の新たな施策として全国的に注目を浴びる中で、さまざまなメディアでも紹介されており、視察や研修の場所としても、島外から約400人の方々に御利用いただいております。

テレワーク施設を効率的かつ継続的に運営していくため、富士ゼロックスとの官民連携組織である一般社団法人壱岐みらい創りサイトへの指定管理について、今回議案を提出いたしております。

次に、昨年開始した**地域商社事業**については、まずは職員育成、組織づくり、商流・物流から始め、現在では、鮮魚・肉類・加工品の販売まで行っている状況にあります。昨年8月に法人格を取得し、10月ごろから本格的に商社業務を開始しておりますが、東京・大阪でのシーフードショーや各種商談会への参加、I k i I k i サポートショップへの営業を重ねた結果、3月までの6カ月間で440万円の売り上げを見込んでおります。加えて、3月からは通信販売事業を開始しており、売り上げがさらに増加する見込みとなっております。平成30年度には、一層の営業力の強化、スムーズな受注・出荷体制を構築し、また、市内の隠れた逸品の掘り起こしを同時に進め、全国に広く壱岐産品の販路拡大を目指してまいります。本商社事業のますますの推進により、市内経済のさらなる活性化を図ってまいります。

次に、**福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり**について申し上げます。

まず、**地域福祉の推進**についてでございますが、「みんなで支え合い、尊重し合い、安心して

いきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念とする第2次壱岐市地域福祉計画に沿って、地域の福祉力向上を図るため、民生委員、児童委員や関係機関との連携を一層強化するとともに、自治公民館における福祉保健部や壱岐市社会福祉協議会が進める福祉協力員の設置を支援し、災害時等に支援を要する方々を地域で支える組織づくりに努めてまいります。

また、このたび策定した第5期障がい福祉計画とあわせて、第2次壱岐市障がい者計画に沿って、障害福祉サービスの充実や障害者施設の整備に対する支援等を行い、障がいのある人が自立し、安心して生活できるまちづくりに努めてまいります。

平成27年10月に経営移譲した市立特別養護老人ホームについては、社会福祉法人壱心会により、特別養護老人ホーム「壱岐のこころ」として、順調に運営がなされております。現在、敷地提供した鯨伏幼稚園下に新施設の建設が進められており、本年度末には完成の予定と伺っております。

なお、その敷地にあったゲートボール場の代替施設として、ふれあいセンターかざはや芝生広場に、ゲートボール場2面の広さを有する全天候型多目的施設を整備中であり、6月末の完成予定となっております。ゲートボールやグラウンドゴルフ等のスポーツはもちろん、さまざまなイベント等、多くの皆様に御利用いただきたいと考えております。

次に、**幼保連携型認定こども園の設置**についてですが、幼児教育・保育の質の向上と量の確保及び待機児童解消、育児と仕事の両立支援を目指し、園舎を旧石田町テニスコート跡に新築し、壱岐市初の幼保連携型認定こども園を設置予定であり、平成31年4月開園を目指しております。

幼保連携型認定こども園は、幼児教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方のよさをあわせ持つ施設であります。地域の就学前の全ての子育て家庭を対象として、子育ての不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供を行うなど、安心して育児ができる子育て支援活動の促進と地域で子育てを支える環境づくりに努めてまいります。

**健康づくりの推進**についてですが、市民皆様が、健やかで心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指すため、このたび、壱岐市保健事業計画の見直しを行いました。平成30年度から、この新しい計画に基づき、各種健診、相談、予防、健康教室等の充実を図ってまいります。

特に、重点施策である生活習慣病の重症化予防対策については、特定健診同様、さらなる取り組みを進めてまいります。

また、市民協働の活動として、健診受診率向上のため、健康づくり推進員の皆様並びに各自治公民館の福祉保健部と協働して、引き続き啓発事業を推進してまいります。

食生活改善推進員の皆様には、「私たちの健康は私たちの手で」というスローガンのもと、総勢約180名の組織力と結束力で、食生活改善に加え、健診の受診勧奨など、健康づくり全般にわたる啓発をあらゆる場面で展開していただいております。

健康づくりは、予防とともに自分の体の状態を知ることが重要であります。市民皆様一人一人の自覚と実践によるところが大きく、今後も、市民皆様と行政が一体となった市民協働活動の展開を推進してまいります。

**国民健康保険**については、制度の安定を図るため、これまでの市町による運営から県が保険者となり、平成30年度から県に財政運営責任等が移行することとなります。

このことから、スムーズな制度移行を図るため、都道府県に対し、激変緩和財源として、全国ベースで約1,600億円の追加国費が投入されます。これを受けた県へ納付する国民健康保険事業費納付金並びに県から市へ交付される保険給付費等交付金の所要額の通知に基づき、予算編成を行っております。

県単位の保険運営となったことが、本市にとって平成24年度から続いていた法定外繰り入れを解消する結果となったため、この機会に本市の国民健康保険税についても、賦課方式の見直しを行う予定であります。

今後、財政運営の責任は県となりますけれども、引き続き国民皆保険制度を支える国民健康保険の財政安定化のため、滞納処分を含めた収納対策に取り組み、収納率の向上に努めるとともに、昨年度策定した第2期データヘルス計画に基づき、特定健診受診率の向上、特定保健指導の充実並びに重症化予防対策等による保健事業を推進し、医療費の適正化を図ってまいります。

**介護保険**については、第6期介護保険事業計画に基づき、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めております。

平成30年度は、第7期介護保険事業計画の初年度となります。今回、老岐市高齢者福祉計画、第7期介護保険事業計画の策定並びに老岐市介護保険条例の一部改正等を関連議案として提出しております。

この計画は、地域の高齢者福祉施策の総合的な計画であり、本市の将来を見据えた介護サービス事業の整備を検討し、平成30年度から3年間の介護保険料を算定することとなっております。その結果、第1号被保険者保険料の基準額については、883円アップの月額6,145円と算定しており、被保険者の皆様には御負担をおかけすることとなりますが、御理解いただきますようお願いいたします。

また、平成30年度は、第7期介護保険事業計画と県が昨年度策定した第7次医療計画が同時スタートとなり、医療計画は計画期間が6年間ありますが、3年ごとに見直すこととなっております。計画の推進に当たっては、医療と介護の連携がなお一層求められることとなることから、老岐医師会を初めとする関係機関との連携、調整を図ってまいります。

**後期高齢者医療**についてですが、後期高齢者医療制度につきましては、平成20年度の制度発

足以来、運営主体である長崎県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、被保険者皆様が適切な医療サービスを受けられるよう努めております。

一方、後期高齢者の医療費は年々増加傾向であることから、広域連合の委託事業である健康診査事業を初めとする保健事業の推進を図るとともに、糖尿病性腎症重症化予防事業を引き続き実施し、人工透析の導入患者の予防や導入時期をおくらせることにより、対象者皆様の生活の質の維持と医療費の適正化を図ってまいります。

次に、**安全安心で環境にやさしいまちづくり**について申し上げます。

まず、**低炭素のしまづくり**についてでございますが、地球環境を保全し、豊かで美しい自然環境を次世代へ継承するには、地球温暖化の防止をより一層推進する必要があり、本市においても再生可能エネルギーの導入、活用促進等、環境に優しい低炭素のしまづくりに取り組んでおります。

太陽光、風力、水素、生物資源など、さまざまなエネルギー活用がある中、平成28年度において、本市における木質バイオマスエネルギーの導入に関する実現可能性について、環境省所管の補助事業である木質バイオマスエネルギー導入活用促進事業を活用した調査を行ったところであります。

調査内容といたしましては、市内に利用可能な木質バイオマス資源がどの程度あるのかということと、木質バイオマス資源の利用可能量から本市に導入できる木質バイオマスエネルギーシステムの内容や規模についての調査を行いました。この調査結果は、小規模の発電は可能であるが、大規模なものについては、資源量からすると難しいのではないかとというものであります。

一方で、本市は本土と系統連係がなされていないため、再生可能エネルギーの導入拡大を図ることに大きな制約を伴います。現在、太陽光発電や風力発電においては、電力会社による出力抑制が実施され、有効活用されない電力が発生している状況であり、再生可能エネルギーの導入拡大を図るためには、不安定な自然エネルギーを有効活用するための方策をあわせて実施する必要があります。

そこで、第三セクターである壱岐クリーンエネルギー株式会社で実施している再生可能エネルギーの風力発電やその余剰電力を水素に変換して利用することにより、通常の蓄電池より長期間の保存や運搬が可能となり、より活用の幅が広がる可能性があります。

また、ソフトバンクエナジー株式会社が主体となり、壱岐市における太陽光発電の余剰電力を有効活用するための実証実験を平成28年度と平成29年度の2年間実施されております。

このように、さまざまなエネルギー活用がある中で、まずは全体構想が必要であるとの認識から、合理的な再生可能エネルギー導入に向けて、平成30年度に国の交付金を活用して、具体的かつ現実的な将来的ビジョン策定及び実証実験等を行うようにしており、今回、所要の予算を

計上いたしております。

**防災対策**については、本市では、昨年の6月から7月にかけて、50年に一度とされた記録的集中豪雨に二度見舞われるなど、多くの災害が発生しました。この集中豪雨は、福岡県や大分県において九州北部豪雨となり、甚大な被害を発生させ、多くの尊い人命が失われました。また、約2年前には熊本地震も発生しており、本市においても、大災害がいつ起きてもおかしくないと感じております。このような大災害を我が事として考えたとき、事前の対策や災害発生時の迅速な対応、そして住民生活の早急な復旧の重要性を再認識しております。

具体的には、事前の対策として地域の地形や特性を反映した、より正確なハザードマップ等の作成と、これに連動した実効性のある避難計画策定、情報伝達手段の整備と多重化、自主防災組織における防災意識の普及や訓練の実施が挙げられます。

また、災害発生時の対応としては、市外からの応援を受け入れる受援体制の確立、避難所の運営方法の具体化、罹災証明等の事務事務における体制の明確化が必要となります。

さらに、復旧対策として、住居の早急な整備体制の確立等があり、今後も常に見直しを図るなど、災害に強いまちづくりの構築に努めてまいります。

原子力防災につきましては、去る2月11日に佐賀県オフサイトセンターにおいて、原子力規制委員会の更田委員長、山中委員との意見交換会が開催され、出席いたしました。この中でも、これまでどおり、市民皆様に不安がある以上、玄海原子力発電所の再稼働には反対であることを申し上げました。

なお、原子力災害では避難対策が重要であるため、松浦市、平戸市、佐世保市の各市長と共同で知事に提出している避難対策の充実に向けた要望事項である道路や港の整備の実現に向け、4市で協力してまいります。

**消防・救急**についてはありますけれども、平成29年度中の災害発生件数は、火災24件、救急1,772件、救助23件で前年と比較し、火災は4件、救急は119件、救助は9件の増でありました。火災の出火原因については、依然として焚き火、野焼きでございますが、大半を占めていることから、今後も火災予防の周知徹底に努めてまいります。

平成30年度の消防防災施設及び資機材の整備については、消防署郷ノ浦支署の耐震改修工事、郷ノ浦支署水槽付消防ポンプ自動車の更新、防火水槽の増設、消防団の積載車及び小型ポンプ車の更新を行うことといたしております。

複雑多様化する近年の災害は、現場活動における潜在危険も増大しており、今後も壱岐市消防団を初め、関係機関と連携を強化し、市民皆様の安全・安心のため、万全の体制を構築してまいります。

**道路、河川等の整備**については、新年度当初予算において、補助事業の

道路改良 2 路線、交通安全施設整備 2 路線、道路防災安全工事 1 路線及び舗装補修 1 路線と起債事業 6 路線、単独事業 1 1 路線の整備費を計上いたしております。

急傾斜地崩壊対策事業についても、引き続き 2 地区の整備を進めてまいります。

また、昨年度発生した公共土木施設災害については、昨年 1 2 月より順次発注・復旧を進めております。今後も、引き続き早急復旧に向け全力で取り組んでまいります。

公営住宅についてですが、公営住宅の整備につきましては、社会資本整備総合交付金による古城団地改修工事及び三本松団地の外壁及び屋上防水工事、また単独事業として、大久保団地の下水道等接続工事を予定をいたしております。

水道事業関係についてですが、水道事業においては、公営企業として将来にわたり持続可能な事業経営を維持するため、アセットマネジメントを策定し、長期的な視点に立って施設管理を行うことで、経営基盤の強化を目指してまいります。平成 3 0 年度からは、水道施設運転監視、保守点検業務を委託し、民間ならではのコスト意識や技術力で機器類等の予防、保全的な維持管理により長寿命化を図り、重傷化を未然に防ぐことで、コスト縮減を図ってまいります。

下水道事業関係についてですが、公共下水道事業は、下水道整備計画区域内の未普及地区である古城・大谷地区周辺の 1 7. 2 ヘクタールについて、平成 2 7 年度から平成 3 1 年度までの 5 カ年計画で整備を進めております。

漁業集落排水施設整備事業は、路面本復旧工事の一部が繰り越しとなりましたけれども、污水管布設工事は平成 2 9 年度をもって完了予定となっております。また、供用開始も順次行い、芦辺浦で約 1 5. 8 ヘクタールの供用を開始いたしております。

合併処理浄化槽設置整備事業につきましては、平成 3 0 年度も国・県の補助により、1 0 5 基の設置を予定いたしております。

今後も、污水处理施設の整備により、生活環境や住居環境の改善、海域や河川などの公共用水域の水質保全を図ってまいります。

また、壱岐葬祭場の改築計画についてですが、壱岐葬祭場については、昭和 6 2 年建設の現施設が建設後 3 0 年余り経過し、建物及び施設の老朽化、さらには機器類の更新時期を迎えておりますことから、平成 2 9 年度から測量、地質調査及び実施設計を行い、平成 3 0 年度に建物の建築・設備工事を実施、平成 3 1 年度から新葬祭場での業務運営ができるよう準備を進めてまいります。

次に、心豊かな人が育つまちづくりについて申し上げます。

教育施設の環境整備についてでございますけれども、市内小中学校の校舎及び屋内運動場は、児童生徒の学習の場及び災害発生時における緊急避難場所として、安全性の確保が極めて重要であります。

平成29年度に設計及び解体を行った芦辺小学校体育館改築工事については、昨年の市議会定例会12月会議において、繰越明許費の議決をいただいた体育館裏法面对策工事の完了後、体育館改築工事に着手いたします。

また、芦辺中学校校舎については、校舎改築及び既存給食棟の改修を実施することといたしております。

次に、**外国語教育の充実**についてでございますけれども、市内小中学校の外国語力を高めることは、本市の大きな課題であります。そのため、新年度から次の4つの手だてに取り組み、英語力の向上を図ってまいります。

1つ目は、英語指導力向上事業であります。平成29年度に指導を受けた長崎大学の中村典生教授を講師に招き、引き続き市内の教職員を対象とした研修会等を実施することにより、英語の授業力向上を目指してまいります。

2つ目は、「エンジョイ・イングリッシュ」と命名したオールイングリッシュで英語に浸る学習活動に各中学校の全ての学年で取り組んでまいります。これは、市内のALTを初め、英語に堪能な方を講師として招き、ネイティブな発音、英語圏の人の発音という意味でございますけれども、そのような発音を聞き、コミュニケーションをとる学習活動により、英語に親しむ中学生を育てるものであります。

3つ目は、新たに小学校に導入される外国語科、外国語活動を研究する小学校をタフ事業として指定し、発表会等でその成果を市内に広げます。

4つ目は、現在、小学校に配置しているJTE——日本人英語指導講師の活動時間を拡充し、小学生の外国語学習を充実させます。これらの4つの手だては、単年度で終わる事業ではなく、創意工夫を加えながら継続して取り組み、市内小中学校の外国語力向上を図ってまいります。

また、新たに取り組む**小中学生の離島留学制度**についてですけれども、壱岐の自然や歴史、ロマン溢れる大自然の中で、豊かな学びと地域での体験活動等を望む島外の方を対象に、市内小中学校への入学または転学を希望する児童生徒を受け入れ、本市の教育の振興・充実を図り、ひいては、学校及び地域の活性化を目的として、いきっこ留学制度に取り組んでまいります。

従来、高校生が対象であった離島留学を、今回、離島活性化交付金を一部活用して、小中学生まで拡充いたします。人口減少対策にもつながるこの制度の実施に向けては、里親の募集やホームステイ費の助成など、安心して子供を預けられる教育環境の充実が不可欠となります。里親だけでなく、市内在住の祖父母の家から通学させる孫戻し留学やIターン者の親子留学に対しても助成を拡充するなど、離島留学制度の推進に努めてまいります。

また、**文化財行政**についてでございますけれども、壱岐島内には、古代より大陸とのかかわりが深い、多くの歴史遺産が存在します。

昨年は、朝鮮通信使関連資料の迎撃所絵図がユネスコ世界の記憶として登録されました。また、カラカミ遺跡の発掘調査では、「周」の文字が刻まれた線刻土器が出土し、全国的にも注目を浴びているところであります。

一方で、昨年6月末の豪雨により、勝本町の金蔵寺本堂が崩壊し、市指定文化財が紛失するなど、歴史遺産を守ることの難しさを痛感しております。現在、壱岐市では、先人により大切に守り、受け継がれてきた歴史文化を適切に保存・活用するための指針となる壱岐市歴史文化基本構想を策定中であり、平成30年度の完成に向け、取り組んでまいります。

次に、**国内外交流が盛んなまちづくり**について申し上げます。

**国際交流とインバウンドの推進**についてでございますけれども、昨年8月から国際交流員を招致したことにより、通訳や翻訳を通して、海外向け情報発信の充実が図られているほか、昨年11月からは、市民皆様向けの国際交流セミナーや出前講座等を実施いたしております。

また、国際交流や国際教育の一環として、本年5月26日に第59回外国人による日本語弁論大会を、一般社団法人国際教育振興会、独立行政法人国際交流基金及び壱岐市の三者による主催で開催します。予選を通過した外国人出場者10名から12名が、本市で開催する本大会でスピーチを行い、その様子はNHK、Eテレで全国放送されるほか、海外向けワールドプレミアムでも放送されますので、多くの市民皆様の御来場をお願いいたします。

インバウンドの推進につきましては、全国的な人口減少と少子高齢化により、日本人観光客の低迷が推測される一方、訪日外国人観光客は右肩上がり、増加傾向にあります。本市においても、誘客につながるさまざまな施策を展開し、外国人観光客は、徐々にではありますが、増加をいたしております。本年度は、外国メディアのプレスツアー、韓国自治体幹部との交流事業、台湾コスプレ事業等を通して、海外に向けた情報発信を行い、本市の認知度向上を図ることができました。引き続き、福岡市等と連携して、壱岐の魅力をも十分に伝える施策を展開し、誘客を図るとともに、外国人観光客とかかわる市内の交通事業者や宿泊施設、飲食店、体験事業者等の観光関係事業者のインバウンド受け入れ体制整備の支援も強化をしてまいります。

**壱岐市地域公共交通網形成計画**についてですが、壱岐市における公共交通機関をより便利で持続可能なものとし、本市の活性化にする目的で取り組んでいる壱岐市地域公共交通網形成計画の策定につきましては、昨年4月17日に壱岐市地域公共交通活性化推進協議会を立ち上げ、さらに、本計画策定の受託業者を決定し、市民皆様等へのアンケート調査等を踏まえ、協議を行い、現在、最終的な調整を行っております。学生や高齢者を中心とした市民皆様と観光客の双方の利用を視野に入れ、持続可能な利便性の高いサービスの提供のため、路線バス、タクシー、三島航路など、多様な交通機関が連携した総合的な公共交通ネットワークの構築を図るため、地区特性や利用者のニーズに応じたコミュニティ公共交通サービスの提供等の基本方針を定め、その基本

方針に基づく個別の施策を示しております。

内容につきましては、今後、ホームページ等において本計画案を示し、市民皆様に初め、御意見をいただき、その意見等を踏まえ最終的に本計画を策定することといたしております。本計画に基づく具体的な取り組みを定めることとなる**壱岐市地域公共交通再編実施計画**を新年度に策定することとしており、今回、所要の予算を計上いたしております。

**定住促進**につきましては、平成28年4月に長崎県への移住相談窓口として設立された長崎移住サポートセンターは、県と県内全市町で共同運営を行い、相談体制、情報発信の強化を図っており、また、本市においても、ワンストップ窓口を設置し、UIターン者に対する移住支援や相談を鋭意行っております。

平成28年度は、相談件数66件、相談窓口を介した壱岐市への転入は10世帯15人で、今年度は1月末現在、相談件数75件、相談窓口を介した壱岐市への転入は22世帯39人となっており、着実に成果を上げております。また、WEBサイトやSNSなどの情報発信も定着しており、本市へのアクセス数は、県内自治体内で常に上位4位以内に位置しております。

定住・移住は、仕事や住まい、子育て、医療、教育といった幅広い分野の連携が特に求められるプロジェクトであります。平成30年度は新たな移住者向けの住居確保対策として、単身者向け住宅建設支援事業、空き家所有者への改修支援事業に取り組むこととしており、今回、所要の予算を計上いたしております。

本年度の**壱岐なみらい創りプロジェクト**につきましては、市民皆様が中心となり、4回の壱岐なみらい創り対話会を開催したほか、各組織の長の皆様による壱岐なみらいトップ対話会や勝本中学校での地域学習プログラムなど、さまざまな階層でのプログラムを実施いたしました。この1年間の取り組みについては3月4日に発表会が開催され、その中で、市民皆様がみずから実現したいテーマとして、15のテーマについての発表がございますので、議員皆様にもぜひ御参加いただければと思っております。

また、島内の高校生が東京大学、九州大学のほか、アムステルダム大学の学生と壱岐の地域活性化について討論を重ねた、壱岐イノベーションサマープログラムについては、今年度初めての開催となりましたが、大学生と接する機会が少ない壱岐の高校生にとっては、非常に勉強となる機会であり、また、よい刺激となって、市としても、論理的思考能力の開発、将来に対する視野の拡大、郷土愛の醸成に大きく寄与したものと考えております。未来のリーダー人材育成の観点からも、新年度についても引き続き実施してまいります。

次に、**起業家人材育成事業**についてでございます。石川県加賀市や岩手県遠野市等で導入されている地域資源や課題を活用したビジネステーマを提示して、それに挑戦したい企業家を地域おこし協力隊として誘致し、実際の事業化までの支援を行う、地域おこし協力隊制度を活用した起

業家人材育成事業について、平成30年度から新たに組み込んでまいります。

従来の地域おこし協力隊との主な違いは、市の職員として雇用はせず、本市で起業するという明確な目的を設定することにより、任期終了後に自立した地域のプレーヤーを育成するという点であります。また、それぞれの起業のテーマについては、壱岐なみらい創りプロジェクトと連携し、市民皆様が実現したい夢や地域の課題を解決するテーマを設定したいと考えております。このことにより、行政だけでは対応が難しかった分野についても、民間の知恵や財源を生かし、官民連携での課題解決につなげてまいります。

次に、**壱岐ウルトラマラソン**についてでございます。平成28年度から開催している壱岐ウルトラマラソンは、フェイスブックや公式ホームページによる情報発信を行ったほか、新聞やラジオ等、さまざまなメディアに取り上げられ、結果として、昨年の大会は参加者も増加し、事務局で試算した経済波及効果は4,800万円以上となり、本市の観光振興に大きく寄与したものと考えております。

中高生や消防団を初めとする各団体、1,000人を超えるボランティアの皆様を支えられ、さらに沿道で応援して下さった皆様など、多くの皆様に積極的に御参加いただいております。このことは地域振興事業として、また、まちづくり事業としても大きな効果があったものと捉えております。

平成30年度についても、10月20日土曜日の開催予定で計画を進めておりますので、関係機関・団体の皆様の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、**壱岐市生涯活躍のまち推進プロジェクト**についてでございます。壱岐市生涯活躍のまちは、福岡などから移り住んだ人や壱岐に住む市民皆様が生きがいを持ち、生涯を通じて健康で活躍できるまちづくりを目指すものであり、人口減少が進む中、島の豊かな自然環境のもと、壱岐ならではの健康でアクティブな暮らしを求めて多世代の方が壱岐に移り住み、地域活性化や雇用の創出を図る取り組みとなります。

本年度、基本指針・実施計画を策定して、「来てよし 住んでよし 働いてよしの壱岐」というコンセプトを設定いたしました。今後、「移住」、「住まい」、「活躍」、「ケア」の4つのテーマに沿って、推進協議会、ワーキンググループ等を中心に取り組みを進めてまいります。

**福岡市・九州離島広域連携事業**についてにつきましては、平成28年度から実施しておりますけれども、これまでの構成員のほか、福岡から各島への窓口となる交通事業者や観光分野の専門家が参画する広域観光戦略策定組織を結成し、広域観光戦略を策定しながら、福岡市から直行便でつながる離島の認知度向上、福岡市からの直行便を活用した旅行商品造成、チャーター機を利用して構成市町を周遊するアイランドホッピング、海外への情報発信、広域連携につながる人材育成等に取り組んでまいりました。

今後、引き続き広域観光戦略に沿った人材育成、各種業務を実施し、観光団体、交通事業者等との連携を図り、本事業が目指す交流人口増加、地域経済活性化に寄与できるよう事業の推進を図ってまいります。

次に、**婚活事業**についてでございますが、婚活事業につきましては、人口減少対策の一環として、毎年、「イキイキお結び大作戦」と題して婚活事業を実施しております。本年度で5回目となり、これまで2組のカップルが成婚されました。

平成30年度においても、コミュニケーション方法や心構えなどを学ぶ事前セミナーの開催やカップル成立後のきめ細やかなフォローなど、婚活マスターと呼ばれる専門家を招いた婚活事業を引き続き開催してまいります。また、小グループや企業・団体間の小イベントなど、工夫を凝らした婚活事業の展開を図ってまいります。

結婚を促し、成婚に至った場合に、仲介した方に奨励金を支給する結婚応援隊制度を設けておりますが、結婚応援隊への登録が現在12名であり、さらなる制度の周知並びに推進を図ってまいります。

さらに、長崎県の事業として、会員制のデータマッチングがあるお見合いシステムを活用し、平成30年度から長崎県婚活サポートセンターの市の窓口を政策企画課に設置し、県や関係機関と連携しながら、結婚に関する支援を強化してまいります。

次に、議案関係について御説明いたします。

**平成30年度予算**についてですが、平成30年度の国の予算については、経済・財政再生計画における集中改革期間の最終年度であり、プライマリーバランスの黒字化を目指すという目標の達成に向け、財政健全化への着実な取り組みを進める一方、人づくり革命の推進や生産性革命の実現に向けた企業による設備や人材の力強い投資、研究開発、イノベーションの推進など、重要な政策課題について必要な予算措置を講じるとともに、一億総活躍社会の実現のため、地方創生、国土強靱化、女性の活躍、働き方改革など、あらゆる政策を総動員することにより、デフレ脱却を確実なものとしつつ、少子高齢化社会を乗り越えるための新しい経済政策パッケージを推進することとされております。

このことを踏まえ、地方財政においても、国の取り組みと基調を合わせた聖域なき徹底した見直しを推進する一方、地方が子ども・子育て支援や地方創生、公共施設等の適正管理に取り組みつつ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、地方財政対策を講じるものとされております。

本市の平成30年度の予算編成に当たっては、こうした地方財政をめぐる国の動向に注視するとともに、平成27年度に策定した第2次壱岐市総合計画の着実な実施を軸として、スクラッ

プ・アンド・ビルドの徹底、さらに事業の優先順位の明確化による効率的な予算配分を行うとともに、壱岐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、特定有人国境離島地域社会維持推進事業における離島航路・航空路運賃の低廉化、滞在型観光促進事業、創業事業支援拡大事業など、本市にとって有益な施策を最大限に活用し、雇用促進・島内経済の活性化につなげていくための予算編成を行っております。

一方、本市の財政状況は、平成28年度末の市債現在高が一般会計で269億5,614万4,000円、対前年度6億7,141万1,000円の減であり、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費の割合は44%、経常収支比率については86.7%、対前年度1.9%増として、依然として高い水準で推移しており、市税などの自主財源に乏しく、収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存している本市の財政構造においては、今後、普通交付税の合併算定替え特例措置の段階的縮減による影響等により、さらに厳しい財政運営が予想されることから、引き続き中期財政計画、公共施設等総合管理計画に基づいた行財政改革に取り組むとともに、本市の将来を見据えた財政運営に努めてまいります。

このような方針に基づいて編成した、平成30年度の一般会計の予算規模は272億7,000万円、対前年度当初予算比で47億4,700万円、21.1%増で、特別会計を含めた予算規模は361億1,140万4,000円、対前年度当初予算比35億855万8,000円、10.8%増となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、条例の制定、一部改正に係る案件19件、予算案件15件、その他4件でございます。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上、本日までの取り組みを振り返りながら、市政運営に対する所信の一端と新年度の事業内容等について申し述べましたが、今後もさまざまな行政課題に全力で対応しながら、財政の健全化に努め、明日に希望の持てるまちづくり、そして将来の壱岐市を見据えたまちづくりに、全力で取り組んでまいります。議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。施政方針といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで施政方針の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時25分といたします。

午前11時12分休憩

.....  
午前11時25分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**日程第 5. 議案第 2 号～日程第 4 1. 議案第 3 8 号**

○議長（小金丸益明君） 日程第 5、議案第 2 号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてから日程第 4 1、議案第 3 8 号平成 3 0 年度壱岐市水道事業会計予算についてまで、以上 3 7 件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程の議案につきましては、担当部長及び担当課長に説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山口教育次長。

〔教育次長（山口 信幸君） 登壇〕

○教育次長（山口 信幸君） 皆さん、おはようございます。議案第 2 号並びに第 3 号について御説明いたします。

議案第 2 号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市長の附属機関のうち壱岐市都市計画審議会について、壱岐市都市計画審議会条例の制定に伴い、別に定めることとなるため、本条例から削除し、また、教育委員会の附属機関として、壱岐市いきっこ留学制度運営委員会を新設する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市附属機関設置条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表アの市長の附属機関の部、壱岐市都市計画審議会の項を削り、別表イの教育委員会の附属機関の部、壱岐市小中学校結核対策委員会の項の次に、壱岐市いきっこ留学制度運営委員会、壱岐市いきっこ留学制度に関する重要な事項を協議決定し、制度の運営について審議することを加えます。

なお、改正条文の新旧対照表を資料 1 の 1、2 ページに記載いたしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

附則といたしまして、この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 3 号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部改正について御説明いたします。

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、教育委員会の附属機関として、壱岐市いきっこ留学制度運営委員会を新設する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表中44の学校給食運営委員の前に、いきっこ留学制度運営委員を加え、以下の区分を繰り下げることといたします。

なお、改正条文の新旧対照表を資料1の3から5ページに記載いたしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第2号並びに第3号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔教育次長（山口 信幸君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第4号、議案第5号及び議案第6号を続けて説明いたします。

議案第4号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、人事院の国家公務員の給与等に関する勧告に基づく国の給与改定及び再任用制度の導入に伴い、本市職員の給与等について所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

この議案第4号の改正条例は、第1条から第4条及び附則の構成となっておりまして、改正しようとする本則は、条例の種類、適用日の違いにより分ける条立ての改正方法をとっております。

第1条では、壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成29年4月1日に遡及して適用するものを

規定しております。

別冊議案関係資料の1の6ページから10ページに改正条例の新旧対照表を載せております。左が現行、右が改正案でございます。

なお、資料に下線をしてありますが、下線箇所は改正しようとする箇所でございます。

新旧対照表6ページをご覧ください。

第33条第2項において、平成29年12月に支給する勤勉手当の支給月数を現行の0.85月から0.95月に改め、0.1月引き上げる旨を規定しております。

新旧対照表の7ページをご覧ください。

再任用職員の勤勉手当の支給率を、6月分と12月分それぞれ0.4月分（支給済み）の計0.8月分を、今回12月分を0.45月分とし、計0.85月分と定めております。

次に、議案書2ページから17ページまでは行政職、海事職、教育職、医療職2から4の給料表について、平均0.2%の引き上げ改定を行っております。

また、それぞれの給料表の最下段に、再任用職員の額を示しております。

次に、議案書18ページをお開きください。

第2条は、壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正をしようとするもののうち、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものを規定しております。

別冊議案関係資料1の新旧対照表8ページをご覧ください。

第33条第2項第1号は、正規職員の6月と12月に支給する勤勉手当の支給月数を、本条例第1条の改正により、平成29年度は6月が0.85月分（支給済み）、12月が0.95月分（支給済み）の計1.8月分としたところ、平成30年度より6月分、12月分をそれぞれ0.9月分とし、計1.8月分と定めております。

第2号は、再任用職員の勤勉手当の支給率を、6月が0.4月（支給済み）、12月が0.45月分（支給済み）の計0.85月分としたところ、6月分、12月分それぞれ0.425月分とし、計0.85月分と定めております。

次に、議案書18ページをお開きください。

第3条は、壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年壱岐市条例第2号）の一部改正をしようとするもののうち、公布の日から施行し、平成29年4月1日に遡及して適用するものを規定しております。

別冊議案関係資料1の新旧対照表9ページをお開きください。

第7条第2項は、特定任期付職員の平成29年12月の期末手当の支給月数を1.625月分から1.675月分に改め、0.05月、引き上げる規定をしております。

また、別表特定任期付職員給料表につきましても、国に準じて記載のと通りの改定をしております。

ます。

次に、議案書18ページをお開き願います。

第4条は、壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、平成30年4月1日から適用するものを規定しております。

別冊議案関係資料1の新旧対照表10ページをご覧ください。

第7条は、特定任期付職員の12月に支給する期末手当の支給月数を、本条例第3条で改正した1.675月分を1.65月分に改め、6月に支給する期末手当についても1.625月分から1.65月分に改めております。

本条例第3条の改正により、平成29年度は6月が1.625月分、12月が1.675月分の計3.3月分としたところ、適用日を異にする第4条の改正で、平成30年度より6月が1.65月分、12月が1.65月分の計3.30月分と定めております。

参考でございますが、現在、本市には一般及び特定任期付職員は在職をしておりません。例規の整備のみでございます。

議案書18ページ下段より20ページまでは、附則として施行期日、適用日等について定めております。

なお、参考までに、県内他の12市全てが人事院勧告どおりの改定となります。改定済みが12月上旬8市、または改定予定が3月上旬4市となっております。

また、本市の給与体系につきましては、これまで引き上げ、引き下げ、いずれも人事院勧告に基づく改定を、議会の御承認をいただき行ってきたところでありまして、特に平成27年の4月1日の改定では、俸給表の水準を平均2%、最大で4%の引き下げを行ったところであります。

さらに、壱岐市独自の取り組みとして、平成25年4月から給与制度の透明性の確保と年功的要素の解消を図るため、職務職責を十分に反映した職務給の原則に基づいた給与格付けを行う級別標準職務表の見直しを行い、これにより5年間の激減緩和の経過措置期間が終了する本年4月より、85名の職員が1万円未満から最大で5万円以上の減額となるなど、独自の給与抑制策を行ってきたところであり、現在、国家公務員の給与を100としたときの地方公務員の給与水準を指数化したラスパイレス指数は、平成29年4月1日現在で本市が97.9、県内市平均が98.2となっており、低い水準となっております。

以上、議案第4号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第5号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、国家公務員の特別職等の給与に関する取り扱いの状況等を踏まえ、市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当の支給率を調整するため、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。

今回の改正は、現在の期末手当の支給率を現行の3.25月から0.05月上乗せし、3.30月にするものであります。

第1条は、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正しようとするものうち、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものを規定しております。つまり、平成29年度の適用分でございます。

改正内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率を現行の12月期1.7月を1.75月に改め、支給済みの6月期1.55月と合わせて、年間3.30月とするものでございます。

現行より0.05月の増加となりますが、この増加分を既に支給しております12月期の期末手当に上乗せして3月末までに支給することとなります。

第2条は、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正しようとするものうち、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものを規定しております。つまり、平成30年度の適用分でございます。

改正内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率について、6月期を現行の1.55月から1.575月に、12月期を現行の1.75月から1.725月に、年間計3.30月に改正するものであります。

第3条は、壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正しようとするものうち、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものを規定しております。

改正内容は、市議会議員の期末手当の支給率を現行の12月期1.7月を1.75月に改め、支給済みの6月期1.55月と合わせて、年間3.30月とするものであります。現行より0.05月の増加となります。

第4条は、壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正しようとするものうち、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものを規定しております。

改正内容は、市議会議員の期末手当の支給率について、6月期を現行の1.55月から1.575月、12月期を現行の1.75月を1.725月、年間計3.30月に改正するものであります。

新旧対照表につきましては、参考資料1の11ページから14ページに載せております。

附則は、ただいま説明いたしました施行日及び適用日について規定をしております。

昨年12月に支給された期末手当ではありますが、12月に支給する期末手当は、改正条例の公布後は改正規定の内払いとなり、差額分については条例公布後の支給となります。

なお、参考までに県内他の12市の特別職並びに議員の改定状況でございますが、期末手当の率が既に今回改正後の3.3月以上になっている2市を除き、全て法改正に準じて3.3月の改正となります。改正済みが12月上程8市、または改正予定が3月上程2市となっております。

以上、議案第5号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第6号壱岐市土地開発基金条例の廃止について御説明を申し上げます。

議案第6号壱岐市土地開発基金条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市では、公用もしくは公共用地を先行取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、平成16年3月に旧4町の土地開発基金を引き継ぎ、壱岐市土地開発基金を設立したところでございます。

しかしながら、現在、当該基金で保有する土地もなく、土地購入についても、通年議会であることから、その都度、必要な時期に予算計上できる環境にあり、当該基金に保有する現金についても、新たな用地の取得に活用されておられません。

以上のことから、土地開発基金についても、公共用地の先行取得の必要性が薄れ、今後の活用も見込まれないことなどから、平成29年度をもって廃止しようとするものでございます。

基金の状況としては、平成16年合併当初の現在高が現金4,588万759円、土地が8億5,731万9,141円、計9億319万9,900円でございます。

その後、土地開発基金で購入した土地について、一般会計予算等で買い戻しを行い、取り崩しにより一般会計へ繰り入れるなど整理を行い、平成29年度末の現在高見込みは、現金1,447万3,696円、土地の保有はございません。

当該基金の廃止に伴い、現在、基金で保有する現金については、一般会計に繰り入れて、後年度の予算の財源として有効に活用していくこととなります。

次のページをお開きください。

壱岐市土地開発基金条例（平成16年壱岐市条例第74号）は廃止する。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

議案第6号の説明を終わらせていただきます。

以上で、議案第4号から議案第6号まで続けて説明をさせていただきました。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 左野企画振興部長。

〔企画振興部長（左野 健治君） 登壇〕

○企画振興部長（左野 健治君） 議案第7号、第8号について、続けて御説明します。

議案第7号壱岐観光サービス拠点施設条例の制定について、壱岐観光サービス拠点施設条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市を訪れる観光客や市民皆様に対して観光情報及びサービスの提供を行うことにより、その利便性を増進し、交流人口の拡大及び観光の振興に寄与するための施設として、本年度、地方創生拠点整備交付金を活用し整備しておりました壱岐観光サービス拠点施設がこの3月末に完成することにより、条例の制定を行うものでございます。

次のページをお開きください。

壱岐観光サービス拠点施設条例、第1条設置について、第2条は設置施設の名称及び位置についてでございます。名称は壱岐観光サービス拠点施設、位置は壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦281番地24でございます。第3条は管理について、第4条は利用について、第5条は使用料について、第6条は使用制限について、第7条は遵守事項について、第8条は損害賠償について、第9条は管理の代行について、第10条は委任について定めております。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものといたしております。

次に、議案第8号について御説明いたします。

議案第8号壱岐市テレワーク施設条例の制定について、壱岐市テレワーク施設条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、テレワークの推進により、雇用の活性化及び都市との交流を図る拠点として、また、多様な人々が集まり、壱岐市の未来について語り合うための施設として、本年度、地方創生拠点整備交付金を活用し整備しておりました壱岐市テレワーク施設及び短期滞在型宿泊施設シェアハウスがこの3月末に完成することにより、条例の制定を行うものでございます。

次のページをお開きください。

壱岐市テレワーク施設条例、第1条設置について、第2条は名称及び位置について、名称は壱岐市テレワーク施設、位置は壱岐市芦辺町深江鶴亀触1092番地5外でございます。第3条は利用の許可について、第4条は使用料について、第5条は使用料の減免について、第6条は遵守事項について、第7条は損害賠償等について、第8条は利用の許可の取り消し等について、第9条は管理の代行等について、第10条は利用料金の収受等について、第11条は委任について定めております。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものとしております。

また、準備行為について定めております。別表第4条及び第10条関係でございますが、テレワークセンターの料金については、個室、1月4万5,000円、固定席、1月1万5,000円、自由席、1月8,000円、初回の登録料5,000円、コミュニティスペースにつきましては、原則無料ですが、利用者が入場料等を徴収する場合につきましては、1時間当たり500円という料金を設定いたしております。また、シェアハウスにつきましては、1月3万円でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔企画振興部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 議案第9号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

提案理由は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

改正内容は、第15条第1項第2号中、同条第9項を同条第11項に改めるものでございます。

資料としまして、議案関係資料1の15ページに新旧対照表を添付しております。

条例の改正点は、本条例が参照基準としている就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、通称、認定子ども園法の第3条第7項に政令指定都市の長が行うべき知事への協議及び第10項に報告すべき業務が追加されたことにより、条ずれが生じたため、改正の要があるものでございます。

附則としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時とします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第10号から議案第13号までを一括して御説明申し上げます。

まず、議案第10号壱岐市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の制定について御説明いたします。

壱岐市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、指定居宅介護支援事業所の指定等に関する権限が、平成30年度より都道府県から市町村に移譲されることに伴い、条例の制定をするものであります。

次のページをお開きください。

この条例は、第1章で、趣旨及び基本方針、第2章、人員に関する基準、第3章、運営に関する基準、第4章、基準該当居宅介護支援に関する基準といたしております。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第11号壱岐市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、指定居宅介護支援事業所の指定権限が、県から移譲されることに伴い、指定申請等の手数料を新たに定める必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

改正内容につきましては、指定申請の手数料1件につき1万2,000円及び指定更新申請の手数料1件につき8,000円を追加するものでございます。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第12号壱岐市介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、第7期介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料率の設定及び介護保険法の一部改正に伴う過料を科する規定が見直されたことについて、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

改正の内容は、基準介護保険料を年額7万3,700円として設定をし、各段階の保険料を条文のとおり改正するものでございます。

附則として、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、改正後の壱岐市介護保険条例第5条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分については、従前の例によるものといたします。

続きまして、議案第13号壱岐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、高齢者の医療確保に関する法律の一部改正に伴い、住所地特例の見直しに係る事務取扱が開始されることについて、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

改正内容につきましては、これまで本市の国民健康保険被保険者である他県の施設入所者が75歳に達した段階で、医療保険が国保から後期高齢者医療に変わることにより、施設所在地の県広域連合の被保険者となることになっておりましたが、今回、改正により75歳に達した後も入所が継続する間、本県広域連合の被保険者となるよう改めるものでございます。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第10号から議案第13号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第14号から議案第16号まで、続けて説明いたします。

議案第14号壱岐市都市計画審議会条例の制定について。

壱岐市都市計画審議会条例を別紙のとおり定めるものでございます。

本日の提出です。

都市計画審議会については、上位法となる都市計画法第77条の2第3項に、市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は政令で定める基準に従い、市町村の条例で定めると規定されております。このため、壱岐市附属機関設置条例の中から、都市計画審議会を削除しまして、新たに壱岐市都市計画審議会条例を制定するものでございます。

次のページをお願いします。

条例の内容は、第2条に所掌事務、第3条に組織、第4条に委員の任期などを示しております。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第15号壱岐市都市公園条例の一部改正について。

壱岐市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出です。

提案理由は、都市公園法及び都市公園法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容は、現行条例の第2条の3に1項を加え、6項として、「令第8条第1項の条例で定める割合は100分の50とする」としています。これは、一つの都市計画公園に設ける運動施設面積の総計が当該公園の敷地面積に占める割合を示しております。

また、第14条に1項を加え、3項として、「第1項の規定に基づく処分により生じた損害については、市はその賠償の責めを負わない」とします。

そのほかには、表現の見直しなどを行っております。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。

別添資料の1の議案関係資料の22ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

続きまして、議案第16号壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について。

壱岐市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

本日の提出です。

提案理由は、道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

道路占用料については、道路法施行令によって決められておりますが、占用料金の額の見直しが3年に一度行われ、平成27年度に行われた固定資産税評価替え、地価に対する賃料の水準の変動などを踏まえまして、国の道路占用料が平成29年度から改定されております。

壱岐市も国の改定に伴って、別紙のとおり、道路占用料を改定するものでございます。

この改正により、例を挙げますと、一般的な電柱で、現行では、1本につき1年間で310円が300円に、そのほかのもので、占用面積1平米につき1年で560円が540円にと、このようにほとんどの項目で減額になります。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

別添資料1の議案関係資料の23から29ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で、議案第14号から議案第16号までの説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山口教育次長。

〔教育次長（山口 信幸君） 登壇〕

○教育次長（山口 信幸君） 議案第17号壱岐市体育施設条例の一部改正について説明をいたします。

壱岐市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、石田テニスコートを石田幼保連携型認定こども園（仮称）建設予定地として用途の変更を必要とするため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市体育施設条例の一部を次のように改正するものでございます。

第1条第2項の表中、石田テニスコート及び壱岐市石田町石田西触1225番地1並びに別表石田テニスコートの項を削ることといたします。

なお、改正条文の新旧対照表を資料1の30、31ページに記載いたしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔教育次長（山口 信幸君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 下條消防長。

〔消防長（下條 優治君） 登壇〕

○消防長（下條 優治君） 議案第18号、議案第19号を続けて御説明させていただきます。

まず、議案第18号壱岐市火災予防条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、重大な消防法令違反のある防火対象物について、利用者等に建物の危険性に関する情報を公開し、利用者等の選択を通じて、防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促す必要があるため、所要の改正を行うものです。

次のページをお開き願います。

改正の内容でございますが、第47条の次に、防火対象物の消防用設備等の状況の公表といたしまして、第47条の2を追加し、公表に係る条項としまして、第1項に消防長の責務、第2項には関係者への事前通知義務、第3項で手続は規則で定める旨をそれぞれ規定するものであります。

附則といたしまして、この条例は平成30年10月1日から施行することとしております。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

次に、議案第19号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、直近の人件費単価及び消費者物価指数の変動を反映し、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成30年1月26日に公布され、平成30年4月1日から施行されることから、所要の改正を行うものであります。

改正の内容でございますが、別表第1に定められた危険物施設の設置等にかかわる申請手数料を改正するもので、危険物施設である規模の大きな屋外タンク貯蔵所等を設置する場合の許可に係る申請手数料の額、完成検査前の事前検査を行う際の申請手数料の額、屋外タンク貯蔵所の保安検査に係る申請手数料の額を改正するものであります。

改正額の比較につきましては、資料1、新旧対照表の34ページから47ページを御参照願います。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

議案第18号及び議案第19号につきまして、御審議、よろしくお願い申し上げます。

〔消防長（下條 優治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 左野企画振興部長。

〔企画振興部長（左野 健治君） 登壇〕

○企画振興部長（左野 健治君） 議案第20号、第21号について続けて御説明いたします。

議案第20号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置。名称は「壱岐市筒城浜ふれあい広場」、位置は、壱岐市石田町筒城仲触1856番地7外。

2、指定管理者。壱岐市郷ノ浦町本村触683番地2、一般社団法人壱岐市観光連盟、会長長嶋立身。

3、指定期間。平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、壱岐市筒城浜ふれあい広場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

指定管理者候補者である一般社団法人壱岐市観光連盟は、壱岐市の観光振興の母体であり、当該施設の運営を行う団体としてこの団体が最適と判断して、非公募として壱岐市の公の施設の指定管理者選定委員会で審査・選定いたしました。

なお、議案の提出に伴いまして、一般会計当初予算におきまして、債務負担行為を設定させて

いただいております。

次に、議案第21号について御説明いたします。

議案第21号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置。名称「壱岐市テレワーク施設」、位置は、壱岐市芦辺町深江鶴亀触1092番地5外。

2、指定管理者。壱岐市芦辺町深江鶴亀触1092番地5、一般社団法人壱岐みらい創りサイト、代表理事高下徳広。

3、指定期間。平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、壱岐市テレワーク施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

指定管理者候補者である一般社団法人壱岐みらい創りサイトは、地方創生連携協定を提携している富士ゼロックス株式会社と壱岐市が、地方創生のための主要事業であるテレワークの推進のために設立した団体であり、当該施設の運営管理を行う団体としてこの団体が最適と判断して、非公募として壱岐市の公の施設の指定管理者選定委員会で審査・選定いたしました。

なお、議案の提出に伴いまして、一般会計当初予算におきまして、債務負担行為を設定させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔企画振興部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第22号壱岐市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定について御説明申し上げます。

壱岐市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第96条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

第6期の壱岐市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画におきましては、「高齢期になっても、健康で安心して暮らせるまちの実現」を基本理念として、地域包括ケアを進めるべく取り組んでまいりました。

第7期の計画におきましても、6期において掲げた基本理念を継承し、地域福祉について市民

の皆様を理解を深め、自主的な健康づくりや地域の見守り等を促進する地域づくり、人づくりを踏まえ、全ての高齢者を対象として、住みなれた地域で生き生きと暮らし続けていくために、福祉サービスのみならず、地域活動や生きがいを含めた総合的な保健福祉の向上を図ることを目標として、策定をいたしております。

計画の策定に当たっては、高齢者人口等の将来予測、また高齢者の日常生活の状況を把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査を実施し、その調査結果から、3カ年の介護需要によるサービスの種類ごとの見込みや、そのために必要な保険料水準を推計して、介護保険料の算定を実施いたしました。

基準月額は、883円アップの6,145円として、年額7万3,700円に設定をいたしております。

計画の詳細につきましては、次ページ以降に添付いたしておりますので御確認をお願いいたします。

被保険者の皆様には、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、議案第22号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第23号長島地区放射線防護対策施設整備工事（建築主体工事）請負契約の変更について御説明いたします。

長島地区放射線防護対策施設整備工事（建築主体工事）請負契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

- 1、契約の目的。長島地区放射線防護対策施設整備工事（建築主体工事）。
- 2、契約の方法。随意契約。
- 3、変更後契約金額。1億7,601万840円、現契約金額1億8,684万円、1,082万9,160円の減額でございます。
- 4、契約の相手方。壱岐市郷ノ浦町坪触2583番地。有限会社割石工務店、代表取締役割石賢明。

提案理由でございますが、長島地区放射線防護対策施設整備工事（建築主体工事）において、可動式間仕切り及び屋根部分と外壁の断熱工法の減等により、契約変更を行うものであります。

次のページをお開きください。

参考資料といたしまして、主な変更箇所について、変更前と変更後の平面図を載せております。

1枚目と2枚目の平面図は、可動式間仕切りの変更部分になりますが、当初の設計では、1階左側避難室に要配慮者のスペースを確保するため、鉄骨レールにスライディングウォールを設置する工法としておりましたが、変更後は、可動式間仕切りをつくり込まずに、自在な間仕切りに適しているパーティションを購入設置することに変更しました。

3枚目と4枚目の図面は、屋根及び外壁に断熱工法を施すこととしておりましたが、最長3日間の滞在を想定する避難施設としては、県との協議の折に省エネルギー対応にする必要はないとの指摘があり、工法の変更を行っております。

なお、参考でございますが、工期につきましても変更を行う予定にしております。現在の工期は平成29年10月27日から平成30年3月31日までとしておりますが、5月31日まで工期を延長します。

理由といたしましては、2次離島での工事のため、季節風の影響を受けまして、建築資材等の運搬が計画どおりに進まなかったこと、今後も同様の事由により、島への運搬に困難を来す状況も予想されることを考慮し、国、県に対しまして、工期延長の変更承認の手続きをとっております。

また、同時期に発注しております原島地区放射線防護対策施設整備工事につきましても、同様の措置をとる予定でございます。

以上で、議案第23号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第24号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

平成29年度壱岐市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10億660万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ262億5,767万円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の追加・変更は、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

2から4ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

5から6ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正。1、追加で、2款1項総務管理費の高等職業訓練校耐震改修事業ほか13件の事業費総額2億3,159万6,000円につきましては、工事内容の変更等に係る設計協議・調整に不測の日数を要したことなどにより、年度内に事業が完了しない見込みであるものにつきまして、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費を追加計上しております。

また、2、変更で、4款1項保健衛生費の水道事業会計繰出金ほか3件の事業費総額1億8,090万5,000円は、昨年12月会議に上程いたしました補正予算（第9号）に係るものの変更でございます。

なお、事業の完了予定及び繰り越し理由等の詳細につきましては、別紙資料2、平成29年度3月補正予算案概要の26から35ページに記載のとおりでございますので、後ほど御参照いただきますようお願いいたします。

7から10ページにかけましては、第3表地方債補正、1、変更で、それぞれ起債を充当して実施する事業につきまして、事業費の精査を行い、借入限度額について増額、減額の補正を行っております。

それでは、事項別明細書により、主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

14から15ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税は、特別交付税で510万7,000円を増額いたしております。

次に、12款1項2目災害復旧費分担金、農地及び農業用施設災害復旧費分担金は、昨年7月の集中豪雨災害については、激甚災害の適用を受けることとなり、国庫補助率の増加に伴い、受益者負担が軽減されること、また、国の予算配分の状況から、今年度においては、復旧件数全体の7割相当を予算計上することとなったため、既予算計上額から8,108万3,000円を減額しております。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金は、離島輸送コスト支援事業の事業費実績見込みにより、2,200万3,000円を減額しております。

16から17ページをお開き願います。

15款2項1目総務費県補助金、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金は、国庫補助金と同様に、離島輸送コスト支援事業、滞在型観光促進事業、雇用機会拡充事業の事業費実績見込みにより、8,626万5,000円を減額しております。

次に、8目災害復旧費県補助金、農地及び農業用施設災害復旧費補助金は、先ほど分担金でも説明いたしましたとおり、国庫補助率の増高及び全体の7割相当の予算計上とするため、1億4,446万円を増額いたしております。

18から19ページをお開き願います。

17款1項2目指定寄附金、ふるさと応援寄附金は、当初の見込みを大幅に上回る実績となる見込みであり、8,000万円を増額いたしております。

次に、18款1項1目基金繰入金、財政調整基金繰入金は、主に災害復旧事業費への充当財源として計上していましたが、国庫補助金の増額及び事業費の減額に伴い、6億8,000万円を減額しております。

21款市債につきましては、7から10ページの第4表、地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出について説明いたします。

歳出につきましては、別表資料2の平成29年度3月補正予算案概要の主要事業の中から主な内容について御説明いたします。

資料2の2から3ページをお開き願います。

2款総務費1項6目企画費、ふるさと応援寄附金1億1,000万円の増額補正は、本年1月末現在での寄附申し込み額が既に当初予算計上額の約1.4倍と大幅に上回っており、年度末の実績を見込んで基金への積立金及び返礼品、事務諸経費等について増額するものでございます。

次に、13目国境離島振興費につきましては、航路航空路運賃低廉化事業、創業事業拡大支援事業ほか全6事業において、事業費の実績見込みにより、総額で1億6,134万9,000円の減額補正を行っております。

次に、6から7ページをお開き願います。

3款民生費1項4目国民健康保険事業費、直営診療施設勘定繰出金1,088万7,000円の補正は、人口減少等による診療報酬収入の減に伴い、構造的な赤字に陥っており、これまで基金の取り崩し等で運営を行ってきましたが、昨年度より一般会計からの繰り入れが必要となっております。

次に、14から15ページをお開き願います。

5款農林水産業費2項2目林業振興費、自然災害防止事業及び被災住居等林地災害土砂除去事業につきましては、災害復旧工事の申請取り下げ等により、合計で6,186万8,000円を減額しております。

16から17ページをお開き願います。

6款商工費1項2目商工振興費、しま共通地域通貨発行事業5,500万円の減額補正は、前年度までの事業費精算に伴う委託料の減額によるものでございます。

18から19ページをお開き願います。

9款教育費3項1目中学校管理費4,038万8,000円の減額補正は、芦辺中学校校舎改

築・改修工事に伴う旧那賀中学校校舎解体工事など、事業費の減額によるものでございます。

20から21ページをお開き願います。

10款災害復旧費につきましては、事業の繰り越しを含めて、本年度で実施する災害復旧事業費について精査を行い、農地等災害及び公共土木施設災害の合計で4億7,670万3,000円を減額しております。

そのほか、各事業の入札執行等、実績見込みによる不用額につきまして、減額補正を行っております。

以上で、議案第24号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）について説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第25号から27号までを一括して説明させていただきます。

議案第25号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

平成29年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7,414万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億6,127万9,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ703万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,035万3,000円とします。

2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項国民健康保険税につきましては、課税所得や被保険者数の移動により、それぞれにおいて増額及び減額し、計131万1,000円を増額しております。

3款1項国庫負担金につきましては、額の確定により、計9,398万9,000円を減額いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

3款2項国庫補助金については414万1,000円を、1款1項県負担金については、計2,407万8,000円を、4款2項県補助金につきましては、計3,584万2,000円を、

額の確定により減額いたしております。

6款1項前期高齢者交付金につきましても、額の確定により1,524万9,000円を減額をいたしております。

12ページ、13ページをお開き願います。

7款1項共同事業交付金については、高額医療共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の額の確定により、計1億9,512万3,000円を減額いたしております。

9款1項一般会計繰入金は、額の確定及び決算見込みにより、計4,005万1,000円を減額をいたしております。

また、10款1項繰越金は、前年度の繰越金1億3,301万3,000円を財源として計上いたしております。

14ページ、15ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款1項療養費の1目一般被保険者療養給付費及び2目退職被保険者等療養給付費、2項2目退職被保険者等高額療養費、2款4項出産育児諸費につきましては、決算見込みにより、それぞれ減額いたしております。

16、17ページをお開き願います。

6款介護納付金、7款共同事業拠出金につきましては、額の確定により減額いたしております。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

続きまして、議案第26号平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成29年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,670万1,000円とします。

2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料について、計800万円を増額計上いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金について、保険料の収入決算見込みにより、800万円増額をいたしております。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

続きまして、議案第27号平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成29年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,906万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,975万5,000円とします。

第2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、3款2項国庫補助金は、調整交付金の交付率の変更に伴い2,700万円を減額し、その財源確保のため、7款2項基金繰入金において、介護給付費準備基金より同額を追加計上いたしております。

また、8款繰越金につきましても、財源確保のため、前年度からの繰越金2,592万9,000円を追加計上しております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款3項介護認定審査会費は、総合事業の実施に伴う認定期間の延長等による介護認定申請件数の減に伴い、主治医の意見書の手数料の減額をいたしております。

6款1項諸支出金2目償還金は、国庫支出金及び県支出金の精算に伴う1,903万円を増額をいたしております。

以上で、議案第25号から27号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第28号平成29年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,325万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,890万8,000円とします。

2項及び第2条、第3条については記載のとおりです。

本日の提出です。

10から11ページをお願いします。

2、歳入ですが、4款県支出金で588万円を減額し、そのほかに使用料などの減額補正をしております。

主な内容は、漁業集落排水整備事業補助金の内示減、そして使用料などの実績見込みによるものでございます。

次に、12から13ページをお願いします。

3、歳出でございます。2款1項管理費で314万8,000円の減額、2款2項1目施設整備費で980万円の減額をしております。これは、漁業集落排水整備事業の加入助成金や施設管理業務などの実績見込みによる減額と漁業集落環境整備事業補助金の内示減により、工事請負費の減額をしております。

議案第28号に関する主要事業については、資料2の24から25ページに掲載しております。

以上で、議案第28号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第29号平成29年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

平成29年度壱岐市の三島航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,113万1,000円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明をいたします。4款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金でございますけれども、一般会計からの繰入金39万6,000円の増額を計上しております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

歳出について御説明をいたします。1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますが、1節報酬につきましては、嘱託職員の時間外手当追加分18万円を計上しております。

2節給料及び3節職員手当につきましては、議案第4号で説明をいたしました、壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正を根拠とする給与の改定及びその他の増加分として給料5万5,000円、職員手当36万1,000円を増額計上いたしております。また、4節共済費につ

きましては、実績見込みに基づき、20万円を減額しております。

給与費明細書につきましては、13ページ、14ページ、15ページのとおりでございます。

以上で、議案第29号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第30号平成29年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、平成29年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第2条、平成29年度壱岐市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款水道事業収益で49万7,000円の増額、支出の第1款水道事業費用では18万3,000円の減額をしています。

第3条、平成29年度壱岐市水道事業会計予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款資本的収入で1,247万2,000円の増額、支出の第1款資本的支出で151万2,000円の増額をしております。

2ページの第4条は記載のとおりでございます。

本日の提出です。

10から11ページをお願いします。

収益的収入及び支出ですが、総経費で給与改定に伴い、49万7,000円の増額と印刷製本費の実績見込みにより、60万円の減額を行いまして、差し引き10万3,000円の減額、また、浄水場汚泥運搬処理委託料や浄水用薬品代などの実績見込みによる減額と、災害や寒波などによります水道施設修繕料などが不足することから増額を行い、差し引きで18万3,000円の減額となっております。

このような予算の組み替えを行っています。

12から13ページをお願いします。

資本的収入及び支出ですが、収入で1,247万2,000円の増額をしており、これは道路改良工事に伴う配管替えでございます。支出では、151万2,000円の増額をしております。

これは、公共下水道事業に伴う給排水管の布設替えでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第31号平成30年度壱岐市一般会計予算について御説明申し上げます。

平成30年度壱岐市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ272億7,000万円と定める。

第2項につきましては、記載のとおりでございます。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項。期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によるものでございます。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によるものでございます。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、30億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1項第1号に定めるものでございます。

本日の提出でございます。

2から5ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の款項の区分の金額につきましては、記載のとおりでございます。

6から7ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で、平成31年度以降に発生する債務負担行為19件の内容につきましては、記載のとおりでございます。

8ページをお開き願います。

第3表地方債で、平成30年度に借り入れるもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。起債限度額の総額は47億5,600万円でございます。

それでは、事項別明細書により、主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

12から13ページをお開き願います。

1款市税1項市民税8億5,085万円は、対前年度比619万4,000円の増で、平成29年度の見込み額等から算出した結果、個人分が415万6,000円、法人分が203万8,000円の増となっております。

2項固定資産税10億833万円3,000円は、対前年度比1,832万3,000円の減で、平成30年度が3年に一度の評価替えの年に当たり、その影響を考慮し、予算計上しております。  
次に、16から17ページをお開き願います。

10款地方交付税は、平成26年度より始まりました普通交付税の合併算定がえ特例措置であります。段階的縮減が最終年度を迎えることなどを考慮し、普通交付税87億5,790万円、特別交付税5億9,230万円で、対前年度比3億1,645万6,000円の減となっております。

次に、26から27ページをお開き願います。

14款2項1目総務費国庫補助金で、離島活性化交付金は、観光交流促進事業として日本遺産関連PR事業やインバウンド対策事業など、全12の事業に対し、2分の1の補助金5,768万3,000円、地方創生推進交付金で、壱岐仕事サポートセンターIkiBiz、壱岐市ふるさと商社の運営費補助金やテレワーク推進事業、壱岐島北部観光資源の魅力向上発信基盤整備事業として、イルカパーク辰ノ島の観光インフラ整備など、全9事業に対し2分の1の補助金1億3,363万2,000円を計上しております。

また、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金で、市を通して間接交付される国の補助金について、農水産物の出荷等に対する輸送コスト支援事業として、事業費2億1,901万6,000円の60%の補助金1億3,140万9,000円、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金は、地域資源を活用した再生可能エネルギー導入の実現や水素エネルギーの活用に向けた調査・研究等に係る経費について100%の補助金2億1,869万3,000円を計上しております。

次に、30から31ページをお開き願います。

15款2項1目総務費県補助金は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金で、雇用機会拡充事業ほか全8事業に対し、事業種別ごとに国50～55%、県10～22.5%の補助率で、国費を含めて交付される補助金3億215万円を計上しております。

次に、38から39ページをお開き願います。

17款2項指定寄附金で、ふるさと応援寄附金につきましては、2億円の見込み額で計上いたしております。

次に、18款1項1目基金繰入金で、財政調整基金につきましては、財源調整のため5億円を、減債基金につきましては、地方債の償還財源として11億円をそれぞれ計上しております。

また、特定目的基金につきましては、過疎地域自立促進特別事業基金で、しま共通地域通貨発行事業の財源として1億7,645万円を、ふるさと応援基金につきましては、昨年豪雨災害の復旧経費に対して約1,000万円のほか、定住奨励事業や介護人材確保対策事業、消防団の

小型動力ポンプ積載車購入費などの財源として、総額で1億9,802万9,000円を、また合併振興基金につきましては、安全・安心のまちづくり交付金や行政協力事務交付金、庁舎間インフラ設備機器改修などの財源として、総額で5億3,330万円を計上しております。

次に、46から47ページをお開き願います。

21款市債につきましては、全体合計47億5,600万円で、対前年度比20億4,340万円の増となっております。

まず、1目辺地対策事業債は、市道本村神里線、市道山崎線など、10路線の道路改良事業や消防署郷ノ浦支署の水槽付消防ポンプ自動車購入費など全16事業に対し、2億8,100万円を計上しております。

次に、2目過疎対策事業債は、ハード事業分で、石田町幼保連携型認定こども園整備事業や漁村再生交付金事業、市道住吉湯ノ本線道路改築事業など全12の事業に対し4億5,590万円を、ソフト事業分でしま共通地域通過発行事業、漁業用燃油対策事業など全28事業に対し、基本限度額分2億6,460万円、限度額超え分2億5,820万円、合わせまして5億2,280万円を計上しております。

次に、3目合併特例事業債は、市役所芦辺及び石田庁舎の耐震改修等事業、壱岐葬祭場整備事業、芦辺中学校の校舎改築事業のほか、小中学校全6校の体育館の屋根・外壁等改修事業に25億6,000万円を計上しております。

次に、4目臨時財政対策債は、地方交付税総額の不足分を補填するため、国と地方で折半するルールに基づき、地方分について各地方公共団体に発行する地方債について5億円を計上しております。

次に、5目土木債では、自然災害防止事業で、2つの地区の急傾斜地崩壊対策事業に1,520万円を、公営住宅建設事業で、古城団地及び三本松団地の改修事業に1億520万円を計上しております。

次に、6目消防債は、緊急防災・減災事業で、消防署郷ノ浦支署の耐震改修事業などに5,340万円を、防災基盤整備事業で防災行政無線の屋外拡声支局、パンザマスト4カ所の更新事業に880万円を計上しております。

次に、7目教育債は、緊急防災・減災事業で、湯ノ本地区公民館の耐震改修事業、壱岐の島ホールの空調設備等改修事業などに1億470万円を計上しております。

次に、10目災害復旧事業債では、昨年夏の記録的集中豪雨により被災しました道路等の公共土木施設災害復旧事業につきまして、単独分として行う小規模災害復旧事業に5,000万円を、国庫補助を受けて行う事業に9,900万円を計上しております。

次に、歳出について説明いたします。

歳出につきましては、別紙資料3の平成30年度当初予算案概要の主要事業の中から、主な内容について御説明いたします。

別紙資料3の3から4ページをお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費、本庁舎建設基金積立金5,000万円は、将来の市本庁舎建設に要する経費に充てるため、基金の積み立てを行うものでございます。

次に、5目財産管理費庁舎整備費8億7,000万円は、市役所庁舎耐震改修基本計画に基づき、芦辺庁舎と石田庁舎それぞれ耐震改修等を行うものでございます。

次に、7から8ページをお開き願います。

2款1項6目企画費、起業家人材育成事業633万円は、民間事業者が地域資源を生かした複数のプロジェクトを設定し、地域おこし協力隊制度を活用して、起業家人材の育成・支援に取り組む事業でございます。

9から10ページをお開き願います。

同じく2款1項6目企画費、インバウンド対策事業は、離島活性化交付金を受けて平成28年度から継続している事業で、ターゲットを韓国、中国、台湾及び福岡在住の外国人とし、それぞれの国の観光客の特性等を考慮した情報発信や誘客への取り組み、また、市内観光関係事業者の意識啓発やセミナーの実施、外国人向け体験メニューの開発支援、コスプレを通じ、壱岐の認知度の向上を図り、誘客へつなげる仕組みづくりなど、インバウンド推進のための各種事業として、総額で2,070万円を計上しております。

同じく6目企画費、定住奨励事業は、Uターン者などの移住定住を促進するため民間事業者が行う賃貸住宅の建設費に対し、その一部を助成する事業として1,200万円を、そのほか、空き家の所有者に対して改修費用の補助を行い、活用できる形で空き家バンクへの登録を行うとともに、移住希望者への住宅取得支援や移住費用、家賃支援など、空き家の流通を図るための各種事業として、総額2,192万円を計上しております。

次に、13から14ページをお開き願います。

同じく2款1項6目企画費、離島航空路新規路線対策事業は、ORCの新規路線に対する補助として、壱岐市補助分9,366万6,000円のうち、平成30年度分の1,833万3,000円を計上しております。財源に過疎債ソフト事業を充当しております。

15から18ページにかけましては、2款1項7目情報管理費で、庁舎内及び庁舎間のネットワーク設備またはケーブルテレビ事業など、いわゆる情報系のシステムや施設に係る維持管理経費につきましては、運用開始から10年余りを経過し、主要な通信機器部品等が既に耐用年数を超えており、基幹部分の故障や通信障害を繰り返すといった危機的な状況となっているため、これら設備の保守・改修・更新、さらに今後の設備更新計画の策定等を含めまして、総額で4億

7,780万円を計上しております。

19から22ページにかけては、2款1項13目国境離島振興費として、滞在型観光促進事業で3事業合計で4,500万円、離島航路航空路運賃低廉化事業で5,143万8,000円、離島輸送コスト支援事業で、農林及び水産分の合計で1億7,521万3,000円、創業事業拡大支援事業で3億円、さらに雇用機会拡充事業が要望どおり採択されない場合に備え、地方創生推進交付金枠を活用して、できるだけ多くの創業事業拡大支援事業を採択し、雇用創出に戦略的に取り組むものとし、9,000万円を計上しております。

次に、21から22ページをお開き願います。

3款民生費1項1目社会福祉総務費、施設整備費補助金1,900万円は、社会福祉法人米寿会のグループホーム新設及び社会福祉法人和光会の障害者支援施設入浴設備の増設に対し、事業費の3分の1を補助するものでございます。

次に、25から26ページをお開き願います。

3款1項4目国民健康保険事業費、直営診療所施設勘定繰出金2,762万6,000円は、人口減少等による診療報酬、収入の減に伴い、平成30年度においても赤字となる見込みであり、一般会計からの繰り入れを行うものとしております。

27から28ページをお開き願います。

3款1項5目介護保険事業費、介護保険人材確保対策事業は、介護福祉士養成校の修学支援金として24名分の480万円、修学資金貸付金として2名分の160万円、養成校運営費として930万円、留学生の生活費援助として18名分の864万円など、合計2,460万円を計上しております。

同じく5目介護保険事業費、地域包括ケア人材確保支援事業440万円は、地域包括ケアの人材確保及び移住定住施策の一環として、看護師や保健師、社会福祉士等の有資格者で、市内事業所に就職された方が返還する奨学金及び家賃等に対し、その一部を助成するものでございます。

次に、31から32ページをお開き願います。

3款2項4目保育所費、石田町幼保連携型認定こども園新築工事は、本体新築工事及び周辺施設の解体、施工管理業務委託として3億117万8,000円を計上しております。

次に、35から36ページをお開き願います。

4款衛生費1項3目環境衛生費火葬場管理費は、壱岐葬祭場整備事業に係る本体建設施工管理業務及び備品等購入費などで、8億8,143万5,000円を計上しております。

次に、4目病院費、長崎県病院企業団負担金4億2,515万4,000円は、長崎県病院企業団負担金要綱に基づく、本部及び壱岐病院運営経費に係る負担金でございます。

次に、39から40ページをお開き願います。

4款2項3目し尿処理費、公用車購入費につきましては、勝本自給肥料供給センターのバキューム車の老朽化に伴う更新で、1,353万8,000円を計上しております。

次に、47から48ページをお開き願います。

5款農林水産業費1項4目畜産業費、地域肉用牛振興対策事業は、肥育素牛の価格高騰による肥育農家の経営基盤の弱体化を防ぐとともに、壱岐牛の出荷頭数を確保するため、壱岐牛維持・確保緊急対策事業として、子牛の導入経費に対する補助金1,750万円を、また、優良肉用牛の受精卵移植事業を行う壱岐市ET研究会への支援として、受精卵凍結機などの導入経費に対し、4分の1の補助金50万3,000円と合計で1,800万3,000円を計上しております。

次に、53から54ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費、離島漁業再生支援交付金は、集落協定に基づいて実施される漁場の生産力向上や新規就業者の育成確保など、漁業の再生に関する実践的な取り組みに対して支援するもので、これら各事業の国境離島法施行による拡充分、雇用創出に関する取り組み等を含めて2億7,187万9,000円を計上しております。

次に、57から58ページをお開き願います。

同じく5款3項2目水産業振興費、漁業用燃油対策事業は、漁業用燃油の高騰に伴う沿岸漁業の窮状を鑑み、漁業経営の安定と水産物の安定供給を維持するため、漁業協同組合の正組合員が使用する漁業用燃油の購入に対し、1リットル当たり10円を補助するもので、過去の実績の見込みから6,717万9,000円を計上しております。

59から60ページをお開き願います。

6款商工費1項2目商工振興費、再生可能エネルギー推進事業につきましては、歳入のほうで説明いたしましたとおり、100%の補助を受けて実施する新規事業で、地域資源を活用した再生可能エネルギー導入の実現や、水素エネルギーの活用に向けた調査・研究等に係る経費として2億1,869万3,000円を計上しております。

61から62ページをお開き願います。

同じく6款1項2目商工振興費、壱岐仕事サポートセンターIkiBizの運営費等補助金で3,915万円、同じく壱岐市ふるさと商社運営費等補助金で2,900万円、いずれも人件費、事務所借り上げ料等運営費に対する補助金を計上しております。

次に、65から66ページをお開き願います。

6款1項4目観光費、イルカパーク管理費で、地方創生推進交付金を受け、壱岐島北部観光資源の魅力向上・発信・基盤整備事業として、イルカパークの生けす整備、中仕切り網の設置などのハード整備で5,250万円、ソフト事業で2,200万円を計上しております。

次に、71から72ページをお開き願います。

7款土木費2項3目道路橋梁新設改良費は、補助事業で、住吉湯ノ本線改良事業ほか5路線と、5年に1回の道路ストック点検に3億682万8,000円、単独事業で、前目1号線ほか10路線の継続事業に7,071万7,000円、辺地過疎債の起債事業で、深江筒城線ほか6路線に1億9,872万2,000円を計上しております。

次に、77から78ページをお開き願います。

7款7項2目住宅建設費は、公営住宅等長寿命化計画により、老朽化した市営住宅の屋根及び外壁、電気、給排水設備等の改修並びに下水道への接続、解体工事等を行うもので、合計1億6,556万9,000円を計上しております。

次に、8款消防費1項1目常備消防費は、壱岐消防署郷ノ浦支署の耐震改修工事で、施工管理を含めて4,550万円、同じく郷ノ浦支署の水槽付消防ポンプ自動車の購入費で6,372万円を計上しております。

79から80ページをお開き願います。

8款1項3目消防施設費は、消防団の小型動力ポンプ3台及び積載車3台の更新で2,455万2,000円を計上しており、そのうち積載車1台分にふるさと応援寄附金598万1,000円を充当しております。

次に、9款教育費1項2目事務局費、学校施設整備基金積立金は、将来の学校施設の整備に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するもので5,000万円を計上しております。

次に、3目教育指導費、離島留学生ホームステイ事業につきましては、これまでの高校生を対象とした離島留学生制度を、小中学生まで拡充し、壱岐市独自の取り組みとして、新たに壱岐市いきっこ留学制度を創設し、里親への委託や孫戻し留学、Iターンでの親子留学など、留学等に係る経費の一部を助成することで、複式学級の解消や部活動の充実につなげるもので、高校生分を含めまして、合計で1,720万5,000円を計上しております。

81から82ページをお開き願います。

9款2項1目小学校管理費は、芦辺小学校の体育館改築工事及び柳田小学校ほか3校の体育館の外壁・屋根改修工事、箱崎小学校のグラウンド改修工事など、合計で4億5,744万4,000円を計上しております。

次に、9款3項1目中学校管理費は、芦辺中学校の校舎改築及び改修工事、また、石田中学校の体育館外壁・屋根改修工事の合計で、11億373万5,000円を計上しております。

次に、89から90ページをお開き願います。

10款災害復旧費につきましては、本年度の未着手分について、農地農業用施設及び公共土木施設ともそれぞれ全体の約3割を新年度において計上しております。

以上が、歳出の主な内容でございます。

そのほか、基金の状況、見込みについては、資料の97ページに、地方債の状況に関する調書は98ページに記載のとおりでございます。

以上で、議案第31号平成30年度壱岐市一般会計予算についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時35分といたします。

午後2時24分休憩

.....

午後2時35分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第32号から34号までを一括して説明をさせていただきます。

議案第32号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成30年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億2,804万7,000円。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,788万1,000円と定める。2項につきましては記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は2億円と定める。歳出予算の流用、第3条については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

予算内容の説明に入ります前に、国民健康保険事業の変更点について御説明申し上げます。

国民健康保険の財政運営につきましては、平成30年度以降国保の都道府県化に伴い、県が財政運営の責任主体となり、市町村における予算編成において、歳入については国庫支出金支払基金からの負担金、交付金等がなくなり、新たに県からの交付金である保険給付費等交付金が新設され、歳出についても支払基金や国保連合会に支払う支援金、納付金及び拠出金がなくなり、県への納付とすることとなる国保事業費納付金が新設されるなど大幅な見直しとなっております。

それでは、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入につきましては、1款1項国民健康保険税1目一般被保険者健康保険税を6億7,320万1,000円、2目退職被保険者等健康保険税6,015,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

新設の４款１項県支出金１目保険給付費等交付金につきましては、３２億５,１４８万  
９,０００円を計上しております。

６款１項１目一般会計繰入金は、都道府県化に伴う国費の追加投入や、これまでの財政調整の  
仕組みが市町村単位から都道府県単位に見直されたことにより、平成２４年度から続けてきてお  
りました法定外繰り入れを解消しており、総額３億１,５０１万３,０００円を計上いたしており  
ます。

１６ページ、１７ページをお開き願います。

歳出でございますが、１款１項総務管理費には、事務的経費をそれぞれ計上いたしてあります。

１８、１９ページをお開き願います。

２款１項療養給付費１目一般被保険者療養給付費につきましては、２６億２,６２６万  
４,０００円を計上しております。

２目退職被保険者療養給付費につきましては、退職者医療制度の廃止により新規の適用がない  
ことから、昨年より３,６５４万８,０００円の減の１,８６５万２,０００円を計上しております。

２０ページ、２１ページをお開き願います。

２款２項高額療養費１目一般被保険者高額療養費については、５億３９５万２,０００円を計  
上しております。

４項出産育児一時金につきましては、４２万円の４０人分１,６８０万円を計上しております。

新設の３款国民健康保険事業費納付金１項医療給付費として６億９,０８５万６,０００円を計  
上いたしてあります。

２２、２３ページをお開き願います。

３款２項後期高齢者支援金として２億５３６万７,０００円、３項介護納付金として８,１２４万  
１,０００円を計上しております。

５款保険事業費につきましては、都道府県化に伴っても国民皆保険制度を支える国民の財政安  
定化のため、引き続き保険事業を推進し医療費の適正化を図るため、特定健康診査及び特定保健  
指導の事業費を記載のとおり計上いたしてあります。

診療施設勘定について御説明を申し上げます。４０、４１ページをお開き願います。

診療施設勘定の歳入につきましては、１款診療収入として６,９７６万８,０００円を計上いた  
してあります。

４２、４３ページをお開き願います。

診療収入の減少に伴う歳入不足を補うため、４款２項一般会計繰入金として２,７６２万  
６,０００円を計上しております。

４４、４５ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款1項総務管理費として9,687万7,000円を計上いたしております。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

続きまして、議案第33号平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成30年度壱岐市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億3,501万6,000円と定める。2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料につきましては1億8,105万円を計上いたしております。

4款1項一般会計繰入金は、一般事務費と広域連合に納める事務費と保険基盤安定分の繰入金を合わせまして1億4,741万5,000円を計上いたしております。

12、13ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項総務管理費は、事務的な経費を計上いたしております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして3億2,577万6,000円を計上いたしております。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

続きまして、議案第34号平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成30年度壱岐市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,157万7,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,241万3,000円と定める。

2項については記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用、第3条につきましては、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入につきましては、1款1項1目第1号被保険者保険料といたしまして、特別徴収、普通徴

収、滞納繰越分を合わせまして5億6,287万1,000円を計上いたしております。

3款1項1目国庫負担金につきましては、歳出の介護サービスに対応するもので5億6,173万4,000円を計上いたしております。

3款2項国庫補助金の1目調整交付金は3億3,503万2,000円、2目地域支援事業交付金につきましては3,975万円を計上し、3目地域支援事業交付金は2,464万円を計上しております。

4款1項支払基金交付金については、支払基金から交付されるものでございます。本年度交付率は27%となっております。8億9,712万1,000円を計上いたしております。

5款1項県負担金1目介護給付費負担金につきましては、4億6,645万8,000円を計上いたしております。

7款1項一般会計繰入金につきましては、介護給付費、介護予防事業費、包括任意事業費、事務費といたしまして、それぞれ一定のルールに基づいて繰り入れをしており、5億5,894万3,000円を計上いたしております。

2項基金繰入金は、給付費準備基金から2,800万円を計上いたしております。

14、15ページをお開きを願います。

歳出につきましては、1款1項1目一般管理費は、制度改正に伴うシステム改修業務512万円など計608万8,000円を計上しております。

16ページ、17ページをお開き願います。

2款1項介護サービス諸費については30億8,000万円を計上いたしております。

18、19ページをお開き願います。

2款3項高額介護サービス費は7,900万円を計上し、3款1項介護予防生活支援サービス事業費については1億8,086万7,000円を計上いたしております。

20ページ、21ページをお開き願います。

3款2項1目一般介護予防事業費は、要介護にならないようにするための介護予防把握事業、2次予防指導事業、介護予防普及啓発事業などの費用3,846万2,000円を計上いたしております。

22ページ、23ページをお開き願います。

3款3項1目包括的支援事業任意事業は8,647万1,000円を計上いたしております。

次に、40、41ページをお開き願います。

介護サービス事業勘定の歳入について御説明申し上げます。

歳入については、1款1項予防給付費収入は、要支援1、2と認定された方と総合事業の利用者へのサービスプラン作成について居宅支援サービス計画費収入といたしまして3,235万

2,000円を計上いたしております。

42、43ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款1項一般管理費は、事務的経費として2,730万5,000円を計上し、2款1項居宅介護支援事業費は、事務雇い賃金と当該在住の対象者に係るケアプラン作成業務委託料を計上いたしております。

以上で、議案第32号から34号までの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第35号平成30年度壱岐市下水道事業特別会計予算。

平成30年度壱岐市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億7,773万4,000円と定めます。2項及び第2条並びに第3条は記載のとおりです。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は3億円と定めます。第5条は記載のとおりです。

本日の提出です。

10から11ページをお願いします。

2、歳入でございます。2款使用料及び手数料の1目下水道使用料は、現年度分の公共下水道と漁業集落分の6,010万6,000円を見込んでおります。

3款国庫支出金は公共下水道事業補助金を、4款県支出金は漁業集落排水整備事業費補助金などを計上しております。

12から13ページには、8款市債として、公共下水道及び漁業集落分を計上しております。

14から15ページには、歳出としまして、1款下水道事業費の1目一般管理費を、16から17ページには、2目施設管理費として、13節委託料に施設管理業務費などを計上しております。

18から19ページには、2項1目施設整備費の15節工事請負費にはインフラ等整備工事として大谷地区の污水管布設工事などを計画しております。

20から21ページには、2款漁業集落排水整備事業費1項1目一般管理費を計上しており、19節負担金及び交付金として下水道加入に伴います補助金など、2目施設管理費の13節委託料は、山崎、恵美須、芦辺の施設管理業務費を計上しております。

22から23ページをお願いします。

2項1目施設整備費の13節委託料は、施設の老朽度の調査を行い、機能保全計画書の策定業務費などを計上しております。

27から31ページは給与費明細書を、32から33ページは債務負担行為の限度額を記載しております。

議案第35号に関する主要事業は、資料3の93から96ページに掲載しております。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第36号平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成30年度壱岐市の三島航路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,524万8,000円と定める。第2項は記載のとおりでございます。

第2条、一時借入金、一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

本日の提出でございます。

8ページ及び9ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

1款使用料及び手数料1項使用料1目船舶使用料につきましては、2,268万4,000円を計上いたしております。平成29年度と比較いたしますと204万7,000円の増としておりますが、これは平成29年4月1日から有人国境離島法施行による運賃低廉化に伴い島民皆様には、これまで利用していただいております往復運賃割引から国境離島運賃低廉化の適用される片道運賃のほうで御利用いただいております。結果として使用料の増につながっているものであります。もちろんその運賃低廉化の運賃分と、普通運賃の差額分につきましては、国、県、市が負担することとなり、利用者の負担とはなっておりません。

また、平成30年度につきましても、三島地区におきまして県の公共工事等が予定されておりますので、乗船運賃及び自動車航送運賃の増加を見込んでおります。

次に、2款国庫支出金及び3款県支出金につきましては、国庫補助金で4,869万5,000円、県補助金は1,279万6,000円を計上しております。国庫補助金につきましては、国の平成30年度予算の範囲内において交付されることになることから、昨年度と比較しますと減額となります。

一方、県補助金につきましては、国からの補助残をもとに算定することとなりますので、昨年

度と比較しますと増額となる見込みでございます。

4款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金で、国、県の補助残及び補助対象外について計上しております。

次に、10ページ及び11ページをお開き願います。

歳出について御説明申し上げます。

1款運行費1項運行管理費1目一般管理費につきましては、経常的な経費でございます。なお、船員関係につきましては、海事職4人、嘱託職2人を計上しております。

次に、12ページ及び13ページをお願いいたします。

27節公課費79万9,000円につきましては、消費税納付金でございます。簡易課税に基づくものでございます。

2目業務管理費でございますが、これも経常的なものであり、11節需用費の修繕料2,150万円につきましては、主に中間検査とドックに係る修繕料でございます。

また、14節使用料及び賃借料につきましては、ドック検査に入ったときに係る臨時船の用船料でございます。

次に、2款公債費につきましては、平成14年度に建造いたしましたフェリーみしまに係る公債費の償還が平成29年度で終了いたしますので、一時借入金利子のみを計上しております。

17ページから21ページにかけては、給与費明細書でございます。

22ページをお開き願います。

最後のページは、地方債の当該年度末残高の見込み額でございますが、ただいま御説明いたしましたとおり、平成29年度で償還が終了いたしましたので、ゼロ円となっております。

以上で、議案第36号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 議案第37号平成30年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について御説明いたします。

平成30年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,348万8,000円と定める。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

5ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の総括表、歳入の部でございます。歳入合計1億1,348万

8,000円、前年度と比較いたしますと624万2,000円の増額となっております。

6ページ、7ページには、歳出の部の事項別明細書を掲載いたしております。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。

1款使用料及び手数料1項1目使用料6,641万6,000円は、機械使用料の収入でございます。前年度までの実績を考慮いたしまして、365万6,000円を増額いたしております。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金は、195万9,000円でございます。嘱託職員1名分の人件費の2分の1を一般会計より繰り入れる予定でございます。

また、減価償却基金繰入金193万3,000円は、備品購入のための繰り入れを予定いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

5款諸収入3項1目受託事業収入4,300万円は、環境管理等の業務委託収入でございます。前年と比較いたしますと57万4,000円の増となっております。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款総務費1項1目一般管理費1億1,343万7,000円で、前年度と比較いたしますと624万2,000円の増額となっております。主に労務雇い賃金及びトラクターのアタッチメント、ハローの備品購入費に伴うものでございます。

16ページには、給与費明細書を記載いたしております。

以上で、議案第37号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第38号平成30年度老崎市水道事業会計予算。

第1条、平成30年度老崎市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は記載のとおりです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めます。

収入、第1款水道事業収益は9億3,702万1,000円。支出、第1款水道事業費用は9億2,307万3,000円です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

2ページをお願いします。

収入の第1款資本的収入は1億1,805万9,000円。支出の第1款資本的支出は2億8,065万1,000円です。

第5条から第7条は記載のとおりです。

本日の提出です。

4から7ページには、予算の実施計画書として収益的収入及び支出と資本的収入及び支出を記載しております。

8ページには、給与改正によって実際に得られる収入から外部への支出を差し引いて手元に残る資金の流れをあらわすキャッシュフロー計算書を、9から11ページには、職員の給与明細書を記載しております。

13ページには、注記としまして固定資産の減価償却の方法や引当金の計算方法などを、16から19ページには、平成30年度末と平成29年度末の決算見込みの予定貸借対照表を記載しております。

20ページをお願いします。

平成30年度の予算実施計画明細書の収益的収入及び支出の収入でございまして、1款水道事業収益1項1目給水収益は、現年度分の水道料金として5億4,487万4,000円を見込んでおります。2項営業外収益は、長期前受金戻入などを計上しております。

22ページをお願いします。

支出でございまして、1款水道事業費用1目原水及び浄水費は、水質検査委託料や水道施設の電気料などを計上しております。

2目配水及び給水費は、6節委託料に水道検針業務や漏水調査などを、8節修繕費は水道施設修繕費などを計上しております。

24から25ページには、4目減価償却費などを掲載しております。

26から27ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。

1款資本的収入ですが、1目他会計から出資金として、これまでの簡易水道償還金などの企業債償還金などを計上しております。

2項工事負担金は、道路改良工事などに伴う水道管布設替え補償費を計上しております。

27ページの1款資本的支出は、1項建設改良費に配水管布設替え工事の経費を、2項資産購入費は量水器や量水ボックスの購入費を、3項企業債償還金は、これまでの水道事業会計分と簡易水道事業建設改良企業債の分を合わせたものを計上しております。

以上で、議案第38号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで、市長提出議案の説明が終わりました。

#### 日程第42. 陳情第1号

○議長（小金丸益明君） 日程第42、陳情第1号核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出の陳情を議題とします。

ただいま上程いたしました陳情第1号につきましては、タブレットに配信しておりますので、説明にかえさせていただきます。

---

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月6日火曜日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時05分散会

---

平成30年 壱岐市議会定例会 3月議会 会議録(第2日)

議事日程(第2号)

平成30年3月6日 午前10時00分開議

日程第1	議案第2号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	質疑、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第2	議案第3号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第3	議案第4号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	質疑、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第4	議案第5号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	質疑、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第5	議案第6号	壱岐市土地開発基金条例の廃止について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第6	議案第7号	壱岐観光サービス拠点施設条例の制定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第7	議案第8号	壱岐市テレワーク施設条例の制定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第8	議案第9号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第9	議案第10号	壱岐市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の制定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第10	議案第11号	壱岐市手数料条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	議案第12号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第12	議案第13号	壱岐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第13	議案第14号	壱岐市都市計画審議会条例の制定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第14	議案第15号	壱岐市都市公園条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第15	議案第16号	壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第16	議案第17号	壱岐市体育施設条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託

日程第17	議案第18号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第18	議案第19号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第19	議案第20号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市筒城浜ふれあい広場)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第20	議案第21号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市テレワーク施設)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第21	議案第22号	壱岐市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定について	質疑、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第22	議案第23号	長島地区放射線防護対策施設整備工事(建築主体工事)請負契約の変更について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第23	議案第24号	平成29年度壱岐市一般会計補正予算(第11号)	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第24	議案第25号	平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第25	議案第26号	平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第26	議案第27号	平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第27	議案第28号	平成29年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第28	議案第29号	平成29年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第29	議案第30号	平成29年度壱岐市水道事業会計補正予算(第3号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第30	議案第31号	平成30年度壱岐市一般会計予算	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第31	議案第32号	平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	質疑、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第32	議案第33号	平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第33	議案第34号	平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第34	議案第35号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計予算	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第35	議案第36号	平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	質疑、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第36	議案第37号	平成30年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第37	議案第38号	平成30年度壱岐市水道事業会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第38	陳情第1号	核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出の陳情	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託

---

本日の会議に付した事件  
(議事日程第2号に同じ)

---

出席議員 (15名)

1番 山川 忠久君	2番 山内 豊君
3番 植村 圭司君	4番 清水 修君
5番 赤木 貴尚君	6番 土谷 勇二君
7番 久保田恒憲君	9番 音嶋 正吾君
10番 町田 正一君	11番 鵜瀬 和博君
12番 中田 恭一君	13番 市山 繁君
14番 牧永 護君	15番 豊坂 敏文君
16番 小金丸益明君	

---

欠席議員 (1名)

8番 呼子 好君
----------

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	土谷 勝君	事務局次長	米村 和久君
事務局係長	若宮 廣祐君		

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	教育長	久保田良和君
総務部長	久間 博喜君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
農林水産部長	井戸川由明君	教育次長	山口 信幸君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	平田恵利子君
上下水道課長	平田 英貴君		

---

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

呼子議員から欠席の届け出がっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 議案第2号～日程第2. 議案第23号

○議長（小金丸益明君） 日程第1、議案第2号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてから日程第2.2、議案第23号長島地区放射線防護対策施設整備工事（建築主体工事）請負契約の変更についてまで21件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。11番、鵜瀬和博議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 議案第2号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について質疑を行います。

議案説明並びに施政方針の中で、島外の方を対象に市内小中学校への入学または転学を希望する児童生徒を受け入れ、本市の教育、振興、充実に図り、ひいては学校及び地域の活性化を目的として、いきっこ留学制度に取り組み、里親の募集やホームステイ費助成、孫戻し留学、Iターン者の親子留学まで助成拡充するための、壱岐市いきっこ留学制度運営委員会を設置するとのことでありました。この点について4点ほど質疑を行います。

まず1点目は、今回設置をされます、いきっこ留学制度運営委員会のメンバー並びに協議の内容についてお尋ねをいたします。

2点目は、今回この里親の募集等をされるわけですが、この留学制度の開始予定時期は大体いつごろの予定かお尋ねをいたします。

3点目が、小学校は現在18校、中学校4校あるわけですが、それぞれ特色ある校風や行事等があります。その中でも特に小規模校や複式学級のある学校にとっては、今回のこの留学制度については、複式解消に向けて大変期待をされることだと思っております。この留学校の小中学校をどのようにして選別をして、今後どのようにPRしていくのかお尋ねをいたします。

また、制度当初のときは、予算のほうでは5名程度となっておりますけれども、モデル校を選定して開始するのかお尋ねをいたします。

4点目が、今回留学制度は壱岐高の留学制度を参考にとということでありましたが、この留学制度の現行の助成額はどのようになっているのか、以上4点についてお尋ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。山口教育次長。

○教育次長（山口 信幸君） 鵜瀬議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目のいきっこ留学制度運営委員会のメンバーにつきましては、小学校、中学校の校長先生を各1名、学識経験者を2名、その他教育長が必要と認める者として2名の計6名以内をもって組織をいたします。

また、特別な事案に関する調査、資料収集のための臨時委員も置くことといたします。

2つ目の里親の募集等、留学制度の開始予定時期についてでございますが、里親の募集は4月以降に実施をさせていただきます。また留学生の募集を5月から7月中に行い、開始予定を30年の9月、2学期からの6カ月間といたします。本制度は新規事業でもありますので、新年度は夏休み終了後のリスタートとして募集を始めたいと思います。

あわせて7月下旬には、体験入学や説明会等も予定をいたしております。

3つ目の留学校をどのように選別し、PRしていくのか。また、制度当初のときはモデル校を選定して開始するののかについてでございますが、里親や孫戻し、親子留学先の地域にもよりますので、全ての小中学校を選択肢の対象とします。留学校の選別はいたしません。また、モデル校の選定についても現在は考えておりません。

PR等の情報発信につきましては、現在イキビズの森センター長、平山副センター長の助言等をいただき協議を進めております。全国への情報発信として2年間利用できるプレスリリースを活用し、5月のゴールデンウィーク明け及び7月の夏休み前に情報発信ができるように依頼をしておるところでございます。あわせて、壱岐市のホームページの「いきしまぐらし」にいきっこ留学のページを追加し、各学校のベースとなるクラス数や児童数の規模、また特色ある教育活動などを紹介するとともに、各学校のホームページにもリンク、検索ができるよう整備を進めていく予定です。

4つ目の離島留学制度の現行の助成額についてでございますが、御承知のとおり壱岐高校の離島留学制度が平成15年度から実施されており、現在ホームステイ補助費として里親に月額7万円、これは実親が4万円、市の補助が3万円というふうになりますが——と交通費の補助として通学にかかるバスの定期券の全額補助をいたしております。

今回いきっこ留学では、ホームステイ費、月額7万円——市の補助が3万円になりますが、あわせて移住費用の支援の経費を3分の2以内または20万円のいずれか低い額で計画をし、現在補助金交付要綱等を整備中でございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） ありがとうございます。

1点ちょっとお聞きしますけども、里親については4月以降に募集をして、実質は9月以降の2学期からの実施ということで半年間ということですけども、場合によっては今回の留学制度については、あくまでも体験というのではなく、例えば1年でも、2年でも、その後ずっと滞在するということは可能なんでしょうか、その点ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） 山口教育次長。

○教育次長（山口 信幸君） 一応今回の留学制度の実施要綱、ただいま整備をいたしておりますが、留学の期間は原則として1年というふうにさせていただいております。今回は初年度ということで2学期以降リスタートということにさせていただいております。原則1年でございますが、継続を希望する場合は運営委員会と協議をし、その上で判断をするというふうになっております。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 今回留学制度の助成額については高校並みの助成をして、それプラス移住、引っ越しについて費用の3分の2で上限は20万円までということですが、それ以外の例えばIターンの親子留学等については、壱岐の定住促進の部分で補助があるかと思うんですが、その併用についてはどのようにお考えなのか。あくまでも今回の予算措置については教育委員会だけなのか、企画振興部等との協議が成されているのか、そのあたりもお尋ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） 山口教育次長。

○教育次長（山口 信幸君） お答えをいたします。

今回の補助対象でございますが、まず先ほど申し上げましたホームステイの補助金の中で里親留学と孫戻し留学、親子留学がございます。里親留学が先ほど申し上げました1人3万円を上限といたします。また孫戻し留学につきましても、第1子については月額3万円、第2子以降については月額1万円、親子留学につきましても同じく第1子について月額3万円、第2子以降については月額1万円と。あわせて先ほど言いました移住費医療支援補助金の2本立てで補助を対象とさせていただきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） いや、それはもうわかるんですけど、要は特に親子の場合は定住も含めてきた場合、そうしたときに引っ越ししたところの改修費等はたしか定住あたりで補助制度があったかと思うんですが、そういった部分の併用については併用できるのかどうかという部分を、教育次長じゃなければ企画振興部長か市長でもいいですけど。

要は結局、縦割りの行政ではなくて、あらゆる横のつながりを持った制度があるわけですから、そういうのを併用していかないと逆に単なる体験だけではなくて、私は将来的には定住を含めた中でのこの留学制度と考えております。だから、そういう制度としてはいいんじゃないかと

思いますので、そのあたりについて担当部か市長なり答弁をいただければと思います。

○議長（小金丸益明君） 山口教育次長。——どっちですかね。左野企画振興部長。

○企画振興部長（左野 健治君） 御質問のIターンの場合、親御さんの移住・定住に該当したらということでございます。基本的に移住・定住、今私たちが持っている要綱の中に該当するならば補助制度対象となるというふうに理解いたしております。

以上です。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 終わります。

○議長（小金丸益明君） 次に、議案第4号について。3番、植村圭司議員。

○議員（3番 植村 圭司君） それでは、議案第4号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、お尋ねいたします。

市職員のうち一般職員に対する給与改定であります。嘱託職員の方など同じ職場で働いていらっしゃる環境にあると思います。嘱託職員の給与は経験年数に応じて昇給する方もあれば、固定給のまま昇給しない方もおられます。今回のように人事院勧告にだけ従うと、正職員と嘱託職員の間で待遇面で格差が広がる傾向にあると思われま。

また最近、働き方改革の一環で同一労働、同一賃金の考え方も示されております。さらに市総合計画では、適正な人員配置による総人件費の抑制がうたわれております。

そこでお伺いします。正職員と嘱託職員等の給与に関しまして、壱岐市の今後の給与体系がどのようなことが適切であるとお考えか、お教えいただきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） おはようございます。植村議員の質問にお答えをいたします。

嘱託職員の中には固定給で昇給しないものもいると、そして人事院勧告にだけに従えば、正規職員と嘱託職員の格差が広がる傾向になると。正規職員と嘱託職員に関する市の考え方を示していただきたいという御質問でございます。

平成28年度までの第1種嘱託職員の基本報酬月額、嘱託職員の経験年数を3年刻みで4段階の昇給パターンとして9年を超えると昇給がとまる形となっておりました。しかしながら、給与・処遇の見直しとして平成28年12月会議に、議案第76号壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正によりまして、条例及び規則の改正をしております。その結果、職種ごとの報酬月額は毎年経験年数に応じた昇給をするように改定をしております。

ただし、正規職員と同様に55歳に達した者の報酬月額は停止するように、規則第11条ただし書きで規定をしております。

また、嘱託職員の報酬につきましては、正規職員が平成25年の総合的見直しで、この場合2から最大で4%の削減を行ったわけですが、人事院勧告でマイナス勧告となった場合も含

めて、据え置きをしております。ということは、マイナス調整をしたことはないということでございます。

なお、平成28年の改正後の平成29年4月1日時点において、第1種嘱託職員154名のうち124名が増額となっております、平均で月約6,680円、4.984%アップの増額改定をしております。

嘱託職員につきましては、これまで国の制度も確立されていなかったために、各自治体での取り扱いも異なっておりまして、一概に判断できませんが、本市のように適正に条例を制定しておる自治体は少ないと思っております。

今後の考え方といたしましては、平成32年4月から法律が施行されます。会計年度任用職員制度に嘱託職員を当てはめなければなりません。現在全国の自治体が制度移行について検討しているところでありまして、これによりましてさらに明確な任用形態の制度構築が図られるものではないかと考えております。

本市におきましても、おそくとも平成31年3月会議までに関連する条例等を御提案できるよう、現在準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） どうもありがとうございました。

壱岐市独自の評価、評価といいますか条例にのっとってやっているということですので、その辺は評価できるのかなというふうに思っております。

それで、総人件費の抑制ということもうたっております、これは総合計画ですね。先ほどの嘱託職員の給与の増もあったということでもありますけども、その辺のバランス的なところがあると思うんですが、ここ通告しておりませんでしたのであれですが、総人件費の抑制の効果というのが上がっているのかどうかということをお示しいただきたいということと、後もって結構ですけども、数字のほうもいただければ助かります。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 現在お話がありました総人件費の抑制、これにつきましては、とどまるところはございません、行革でございますので、随時継続して取り組んでおるところでございますけども。先般議案説明の折にもお話をさせていただきましたけども、壱岐市職員独自の取り組みとして、病院企業団移行にあわせて標準職務表の見直しを、抜本的な見直しを行っております。

これによりまして、本来職務の給与の切り下げになる職員がかなりおるわけですが、前回お示ししたのは、今回3月31日でその調整期間が終わるということで、30年4月1日か

ら85名の職員が給与の実質的な切り下げになると。その中には1万円未満もありますけども、3万円を超えるような職員もありますというところで、実質的にその効果額というのは積み上げておりませんが、現在昨年4月1日のラスパイレス指数が97.9でございます。

これは国との比較でございますけども、現在そこまで調整をしてきた部分についての抑制、効果、そしてまた今回切り下げを行う暁には、それ以上の効果が出てくるものと思っております。以上です。

○議員（3番 植村 圭司君） 終わります。

○議長（小金丸益明君） 次に、議案第5号について。3番、植村圭司議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 続きまして、議案第5号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、お尋ねいたします。

その前に、まず一つ確認しておきたいところがありまして、つい先般ですけれども、一部島内紙の見出しに「また市議会で給与報酬増の審議に」という記事がございました。実は私は誤っていると思うんですけれども、このことで市長や副市長、教育長の給与と私たち市議の報酬が上がることを審議するものだと思っている方もいらっしゃいます。正しくは、給与や報酬の増額ではなくて、期末手当、いわゆる民間で言うところのボーナスの増額の話だということを、まずちょっと確認しておきたいと思っております。

さて本題に戻ります。議案の提案理由に国家公務員の特別職の給与に関する取り扱い状況を踏まえ、期末手当の支給率を調整するためとありますけれども、国家公務員の特別職等の給与に関する取り扱いの現在の状況がどのようなものになるのか、具体的にお教えいただきたいと思っております。

また、前回の調整がいつで、どの程度であったのか、さらに今回の調整に法的根拠があるのか確認しておきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） ただいま植村議員からの質問に回答させていただきます。

まず最初、冒頭の方で、新聞紙面の中で一部改正、今回の一部改正の条例については、まさに議員おっしゃるとおりに期末手当の支給率の改定についての上程議案でございます。ですから報酬月額等の改正ではございません。

それでは、議員の御質問の部分でございますけども、今回の議案の提案理由の具体的な説明、そして前回の調整がいつどの程度であったのか、そしてさらに今回の調整に法的根拠があるのか確認をしたいとの質問でございます。

この議案の提案理由は、議案説明で申しましたとおり、国家公務員の特別職等の給与に関する

取り扱いの状況等を踏まえ、市長等の期末手当の支給率を調整しているものでございます。その取り扱いの状況が特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、平成29年12月8日に可決をされております。その取り扱いの状況が特別職の職員の給与に関する——が可決をされております。

本市条例の一部改正の根拠は、法律に準じた改正であること及び県内他地方自治体の取り扱いにあわせた情勢適応の原則を常としているところでございます。つまり、市長と特別職もしくは議員の期末手当の支給率を判断するバロメーターとしては、目安としている国家公務員の特別職の法改正に準じることとすること以外に根拠を見出せないところでございますし、加えて、なぜ調整するかという説明責任もあわせて持つのではないかと考えております。

報酬額につきましては、議員御承知のとおり特に議員報酬は県内市で比較いたしますと最低の金額となっているなど、それぞれの自治体で差がありますが、期末手当の率につきましては、特別職、議員いずれも本法律の改正を指針として、県内、市や町については既に支給率が高い2市を除いて全て今回と同率の改定が行われ、また行われる予定となっております。

前回は平成28年12月に今回同様法律の改正に準じて所要の改正を行ったところでありまして、それまでの期末手当の支給率3.1月分から0.15月増の3.25月に改定を行ったところでございます。

以上でございます。

○議員（3番 植村 圭司君） 以上です。終わります。

○議長（小金丸益明君） 次に、議案第22号について。植村圭司議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 続きまして、議案第22号壱岐市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定について、お尋ねいたします。

本計画は、全ての高齢者の方を対象に福祉サービスのみならず地域活動や生きがいづくり等も含めた総合的な保健福祉の向上を図ることが目的と承知しております。

この計画の第4章、施策の展開の中に、施策1から4と4つの施策があります。このうちの施策3と4につきましては、訪問介護の利用実績でありますとか、見込み、または介護予防把握事業等の実績や見込みというものが数値で示されております。このためこれらの事業につきましては、今後の点検評価も可能で、事業の進捗も検討し易くなっているのではないかと考えております。

ところが、施策1と施策2、1といいますのが、地域のつながりが感じられるまちづくりと、施策2の高齢者が生きがいを感じるまちづくりについて理念等が書かれているところがありまして、現況数値や見込み数値がないところもございます。

例えば、施策1であります地域のつながりが感じられるまちづくりでありますと、高齢者に対

する賃貸住宅の戸数目標でありますとか、施策2のほうであれば、シルバー人材センターへの登録者数などが現況や目標値が記載できるのではないかと考えておりますが、目標数値がないので、これら施策の今後の点検評価や進捗状況の把握も難しいと思っております。

今後介護保険料の負担増大を防ぐためにも、施策1と2も大事だと考えておりますので、それら数値化されていない部分について実態をつかんでおられるのか、具体的な計画があるのかを確認したいと思っております。御答弁をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。高下保健環境部長。

○保健環境部長（高下 正和君） 植村議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、本計画の第4章、施策の展開の中に施策1から4があり、その中に施策1については数値をお示しをしております。

まず施策1の地域のつながりが感じられるまちづくりでは、その個別施策として高齢者を地域で支える環境づくり、地域包括ケアシステムの深化・推進、地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり3つを掲げております。

地域のつながりが感じられるまちづくりを実現しようとする部分ではありますが、ここではその考え方、そして手法について記載をいたしましたものでございまして、議員御指摘のように数値を設定するにはなじまない施策として考えております。

次に、施策2、高齢者の生きがいを感じられるまちづくりでは、その個別策として高齢者の社会参加への実現、地域づくりの推進、高齢者福祉施策の充実、4、施設福祉の充実の4つを掲げて、高齢者の生きがいを感じられるまちづくりを実現しようとするものでございます。

1、2につきましては、1の施策同様に数値はなじまないとの判断から数値の設定をいたしておりませんが、3、高齢者福祉の充実のみ、見込みの数値を示しております。

また、具体的な計画があるのかという御質問でございしますが、地域包括ケアシステムの構築に向けて、現在では医師会の皆様を中心となって取り組みを進めていただいているところでございます。

今後はこの理念や方向性を関係機関と協議をし、市民協働で推進することが地域共生社会の実現、そして高齢者福祉の充実と将来に向け、持続可能な介護保険制度の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） ありがとうございます。おっしゃるとおり数値化しにくいところはありますので、そういった理念でありますとか、計画のほうを着実に実行していただきまして、第8期のほうでなるべく介護負担が減るような、ふえないような方向になるように、実現できるように頑張っていたきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、以上で議案第2号ほか22件の質疑を終わります。

---

### 日程第23. 議案第24号

○議長（小金丸益明君） 日程第23、議案第24号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会でお願ひします。

---

### 日程第24. 議案第25号～日程第29. 議案第30号

○議長（小金丸益明君） 日程第24、議案第25号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）から日程第29、議案第30号平成29年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）までの6件を議題とします。

これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第25号ほか5件の質疑を終わります。

---

### 日程第30. 議案第31号

○議長（小金丸益明君） 日程第30、議案第31号平成30年度壱岐市一般会計予算を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会でお願ひします。

---

### 日程第31. 議案第32号～日程第37. 議案第38号

○議長（小金丸益明君） 日程第31、議案第32号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算から日程第37、議案第38号平成30年度壱岐市水道事業会計予算までの7件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。12番、中田恭一議員。

○議員（12番 中田 恭一君） 議案32号の国民保険特別会計の件でお尋ねをいたしたいと思っております。

本年度から国民健康保険の運営を県が主体となってやるようにかわっておると聞いておりますが、今まで大変厳しい国保財政の中で、市から法定外の繰り入れもかなりしておりました。県になってある程度運営がうまくできるのかなとは思っておりますが、大きく市民の目から見たとき、県になって大きく変わる点、もちろん事務は全て市のほうが委託か何かで受けて、国保事務についてはもうこっちの窓口で全てやれるとは思いますが、

その中で説明の中に、賦課方法の見直しというのもありました。現在まで多くの一般会計から法定外に繰り入れておりましたけども、それがなくなるということで、その分が市民に負担がある程度回ってくるんじゃないかなという心配もしております。特に県一本となれば、国保の今までの運営全く違いますし、掛金もかなり違っておったと思います。その部分がどのくらい大きく変わってくるのかを、ある程度わかれば御説明をお願いしたいと思いますし、今まで法定内の一般繰り入れというのはやっておったわけですが、これについてはもう県が運営になって市として今までの法定内の繰り入れについては負担をしなければならないわけですね。それは県への負担金という形かなんかで、一般会計から繰り入れていると思うんですが、その辺のちよっと説明をお願いできれば。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。高下保健環境部長。

○保健環境部長（高下 正和君） 中田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、国民健康保険事業の主体が県とかわることで変更点はあるのかということでございますが、被保険者に対してのサービス等については変更はございません。被保険者証の発行、そして保険料の徴収事務につきましても、これまでどおりと変更点はございません。

新しい制度の中では、長崎県が財政運営の主体となりますので、市町ごとに国民健康保険事業の必要額等を考慮して、市町が納める納付金の決定、そして標準保険料の算定を行い、公表をされることとなります。市町はその納付金を納めるために、県が公表した標準保険料率等を参考に、自分たちの市町の保険料率を決定する仕組みに変わることとなっております。

次に、賦課方法の見直しで負担増にならないのかということでございますが、都道府県化に伴う長崎縣市町国保連携会議におきまして、将来的には県内統一の保険料率を目指すため、賦課方式は所得割、均等割、平等割の3方式とする調整が進められております。県が示す納付金や標準保険料の算定におきましても、この3方式とされております。

県内21市町のうち壱岐市を含む10の市町が資産割を加えた4方式でございましたが、うち3市町が3方式への移行が確認をされております。壱岐市といたしましても、県内の動向にあわ

せて30年度から3方式への移行を検討しているところでございますが、固定資産割の部分を廃止をして4方式から3方式とするものでございますので、この変更点によって一様に負担が増すことにはつながらないと考えております。

次に、一般会計からの繰り入れはこれまでどおりかという御質問ですが、壱岐市におきましては、法定外の繰り入れを平成24年から続けておりましたが、都道府県化に伴う国の方針の中に、赤字補填のための法定外繰り入れの解消の取り組みが求められております。本年度は、財政基盤強化のための公費の拡充も行われたことによりまして、本市においては法定外の繰り入れを解消いたしております。

法定内の繰り入れといたしましては、都道府県化後も従来の保険基盤安定分、職員給与費分、出産育児一時金、財政安定化支援事業分については、繰り入れを継続をしていくということにいたしております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） 今年から変わることで非常になかなか理解しにくい点もあるんですけど、これは後もって私ももう少し勉強したいと思います。市民の負担金については当面は市町村それぞれの計算でやっていくという形で、何年か先には県下統一した掛金になっていくという考えでいいわけですかね。ああ、はい、市長。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） この賦課方式の変更というのは、御存じのように所得割、資産割、これが応益割、いわゆる能力に応じた割ですね、そしてあと均等割、そして平等割、世帯割、人数割ですけど、そういうふうにしていたわけですけども。

将来的に県はこのうち資産割というのをなくすと、これはやはり資産割というのは固定資産税がかかっている、それは固定資産税にまた国税を掛けるという二重課税の批判があったわけです。それをなくそうということに方向性が向いております。

ところで、今回、その資産割をなくすと、考え方としては所得割が上がるんじゃないかという、普通だったらそうなります。ところが、今回、県の——結果的に国なんですけど、国の助成もございまして、資産割をなくしても所得割は下がるという、そういう状況です。

ですから、今回は正直申し上げて税率下がります。そういった中で今しかないぞと、正直申し上げて4方式から3方式に変える、そしてなおかつ所得割も上がらないという状況にあるもんですから、やはり将来的に3方式に変えるなら今だということ判断したところでございます。

したがいまして、今回、資産割を廃止いたしますけど、所得割は上がらないということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） ありがとうございます、大体、大まかわかりました。

ただ、事務はずっと市がやっていかないかんわけですから、その分の事務費についてはもう市の単独でやる、それとも県から委託という形になるわけですか、職員の事務費については。被保険者に対しては全て事務は市町村で行うわけですよ。その分については、一般会計というのはおかしいな、その分はどこからどう出てくるのかだけちょっと。

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

○保健環境部長（高下 正和君） 職員の給料分につきましては、市のほうから繰り入れるという形になるものでございます。

○議長（小金丸益明君） いいですね。中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） 濟いません、時間とって。昔から応能・応益割というのが市長言われたとおりにあったわけですけども、応能割の資産割がなくなるということが、今までちょっと僕も気になっておったのが、今壱岐では畜産農家どんどんふやしております。国民健康保険税で畜産農家の負担が結構多いんですね、応能割の部分が、頭数割の1頭幾らでかなり大きな国民健康保険税の負担が来ております。ということは、それがなくなるということですよね、その分減ってくるという考えでいいわけですかね。畜産部分の分がちょっと——いいです、それはまた、わからなければ後でもゆっくり聞きたいと思います。

今回はある程度は金額が安くなっていくということでいいと思いますが、今後もぜひ健全な財政運営をお願いをして終わりたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 次に、議案第35号について。4番、清水修議員。

○議員（4番 清水 修君） 失礼します。議案第35号平成30年度下水道事業特別会計予算についての質問をさせていただきます。

私たちの生活基盤を支えるし尿処理と生活排水処理については極めて重要な課題だと思いますので、人口減少や緊急災害対策対応などを思うときに不安になることもありますので、この場で今後の見通しとして壱岐市の下水道整備と合併浄化槽の推進などについてのことでお伺いします。

私も壱岐市のホームページなどで調べてみましたが、現在壱岐市下水道事業経営戦略が昨年度から10年計画で実施されているということを知りました。下水道整備と運用については、市民の要望と市の環境衛生計画に基づく下水道の整備であります。先ほど申しましたように人口減少も進み、加入者も当初予測よりも厳しい現状になり、市の負担もふえていくのではないだろうかという不安というか、そういう懸念を持ちました。

また、近年頻繁に起きている自然災害などのときの緊急対策対応などについても、どのように考えておられるのかも、あわせて聞かせていただければと思います。

また、汚泥再生処理センターが平成23年度の12月議会で条例制定され、たしか開業して6年目を迎えられていると思うんですけども、業者の方から聞けば、このごろ持ち込まれた汚物が1日待ち、2日待ちというような状況などもあったりして、なかなか思うように処理ができていないのではないかとというようなことも聞きました。これからのこの下水道事業に対する市の考え等について、地元業者の方も心配されている分も聞きましたので、どうかその辺も含めてお考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。高下保健環境部長。

○保健環境部長（高下 正和君） 清水議員の御質問にお答えをいたします。

壱岐市では、公共下水道1地区、そして漁業集落排水整備事業3地区が整備をされており、近年では合併浄化槽の整備のほうも進んできている状況でございます。

その汚泥等の処理施設であります壱岐市汚泥再生処理センターは、市内全域のし尿及び浄化槽汚泥を処理する施設として、周辺地域の方々の御理解により平成24年3月に完成し、4月から供用を開始をいたしております。1日の処理能力はし尿で59キロリットル、浄化汚泥で37キロリットルでございます。平成28年度の1日の平均処理量といたしましては、し尿が53キロリットル、浄化汚泥については18.5リットルでございます。

議員御指摘のように、二、三日待つ状態があるのじゃないかという御指摘でございますが、現在浄化汚泥につきましては、その処理が3月に集中をして、処理能力を上回る数量が来ている状況でございます。それで環境衛生業者の方々にお集まりをいただいて、昨年も一度は会議を申し上げましたが、自主的に協議ができるということでございましたが、本年も現在その処理が追いつかない状況がございますので、本日業者の方々に集まっていただいて、協議をすることといたしております。

処理全体量としては問題ございませんが、その時期的に集中をするということの解消に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） ありがとうございます。少し心配というか不安に思っていた部分、ああなるほどということでもわかることができましたが、いわゆる先ほども言いましたように、この10年計画における今後の見通しということで、当然今計画されている分は進めていかれると思うんですけども、そういった中で何か先ほども言いました人口減少とか加入の当初見込みよりも少なくなることへの対応とか、何かそういったことについては、何かございませんでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田 英貴君） 清水議員の御質問にお答えをいたします。

経営戦略等で定めております10年計画、その中で今後どのような方針で進めていくかというようなことですが、壱岐市では平成28年3月に壱岐市汚水処理構想というものを策定をいたしております。その中で人口減少、高齢化など、社会情勢の変化を踏まえて今後の汚水処理の施設の普及を図ることといたしております。

汚水処理構想の中には、現在整備を進めております地区以外にも計画に入っておりますけれども、その部分を整備するか、しないかにつきましては、人口減少等のこともございますし、地域のまです盛り上がりがないければ、加入率の向上もつながらないということも考えておりますので、その辺を十分に検討して進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（4番 清水 修君） ありがとうございます。終わります。

○議長（小金丸益明君） 次に、議案第36号について。7番、久保田恒憲議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 議案第36号平成30年度三島航路事業特別会計予算について質問させていただきます。と言いますのも、私10数年前から介護予防事業等で大島、原島、長島に、1年間に数回ほど出向いておりますので、どちらかと言いますと三島航路は比較的利用する立場でありました。

今回国境離島新法の関係で運賃の低廉化が図られまして、非常に博多とかそういうところに行かれる方は安くなって喜ばれているんですけど、何か三島航路も対象になるというようなことをお聞きして、現在でもそんなに高いと思っていない運賃がなおかつ安くなると。じゃ、それに伴って三島航路を利用される方々は果たしてふえるのかなというような心配をしておりました。ちょっと特別会計の予算書を見まして、今質問をさせていただいているわけです。

ページ数で8ページの中で、歳入、1款船舶使用料及び手数料という中で、その1項で使用料が前年に比べてふえているんですね。そのふえている根拠がちょっとこの中では見えないなということで、歳入の中では当然利用客の乗船料とか、そういうのも含まれているんであろうということで、その内訳などを説明いただければと思っております。

関連しまして、こういう実情を受けて、三島航路事業の今後の見通しなどがとか目標があれば教えていただければと思っております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 久保田議員の御質問にお答えをいたします。

フェリーみしまは、三島地区島民皆様の通勤、通院、通学、日用品の買い出し運搬など三島地区皆様の生活基盤を支える航路として欠くことのできない唯一の交通機関として、大島から郷ノ

浦間を1日に4往復の計4便運航しております。

利用客数の実績につきましては、平成26年度が6万1,133人、平成27年度が5万9,782人、平成28年度が5万4,165人、子供が0.5人で積み上げております。このように年々減少している状況でございます。三島地区の人口につきましても、平成27年3月31日現在が373人、28年3月31日現在が354人、29年3月31日現在が337人と減少している状況でございます。

久保田議員の質問の使用料及び手数料につきましては、船舶使用料、いわゆる運賃収入でございますけれども、主には乗船による運賃収入と自動車航送運賃収入がございます。乗船運賃収入につきましては、先ほど述べましたように、人口減少によりまして三島からの利用客数の増加は見込めないと考えております。

乗船客数の見込み方といたしましては、これは今回の当初予算の見込み方でございますけれども、平成29年9月分までの実績が三島航路における乗船利用率が前年比96.2%となっておりますので、平成30年度につきましては、平成28年度実績に乗船利用率見込みの96.2%を乗じまして、年間5万2,100人の乗船利用客数を見込んでおります。

乗船運賃収入の算出につきましては、国庫補助の対象期間であります平成28年10月から29年9月までの1年間の実績を運賃低廉化に伴う交付金を含めたところで、1,654万8,499円でございますので、これに平成30年度分につきましては、乗船利用率見込みの96.2%を乗じまして、1,592万円の収入を見込んでおります。

また、自動車航送運賃収入につきましては、平成28年10月から29年9月までの実績が1,296台、544万2,130円ございました。平成30年度は引き続き県等の公共工事等が予定されておまして、新たに壱岐市まちづくり市民力事業による生コン資材の運搬、そして防犯等設置工事等を予定しておりますことから、5%増の571万4,000円の収入を見込んでおります。

そのほか手荷物、小荷物運賃等の収入としましては、前年度実績相当の105万円の収入を見込んでおります。

したがって、平成30年度における運賃収入は、全体で2,264万8,000円を見込んでおります。昨年度当初予算と比較しますと204万7,000円増額予算となっております。

乗船運賃増の理由としましては、乗船客数は減少傾向にあるものの乗船運賃額につきまして昨年まで三島島民の方は往復割引を利用しておられましたけれども、運賃低廉化の対象となる片道運賃のほうが有利であることから、平成30年度につきましても片道運賃での利用が見込まれております。その分を含めまして98万3,000円を乗船運賃の増額見込みとしております。

なお、当然ではありますけれども、割引分につきましては、国、県、市がそれぞれ負担すること

となりますので、利用者負担については軽減されることとなります。つまりは、乗船利用者は減少を見込んでおりますが、往復割引運賃と片道運賃の差額分が増収となるというところでございます。

次に、自動車航送運賃は、平成29年度当初予算におきまして過去の実績をもとに車両台数1,070台の450万円の収入を見込んでおりましたが、県等の公共工事による自動車航送の実績が大幅に増加する見込みであります。平成30年度当初予算については、三島地区における県の公共工事であります大島漁港生産基盤整備工事、市の公共工事であります放射線防護対策施設整備工事等が予定されていることから、車両台数1,360台の571万4,000円の収入を見込んでおきまして、121万4,000円の増収見込みでございます。

次に、手荷物、小荷物等はマイナス15万円を見込みまして、合計の204万7,000円の増でございます。

次に、三島航路事業の今後の見通し、目標についてということでございますけれども、長崎県航路対策協議会に提出をしております生活交通確保維持改善計画でも示しておりますけれども、人口の減少により利用者数も減少傾向にあり、経営状況は非常に厳しい状況であります。今後も壱岐本島にはない三島の魅力を発掘し、漁業体験メニュー等による観光客及び教育旅行等による利用者の拡大を図り、収入の確保と経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

特に漁業体験メニューは、平成26年度から壱岐市観光連盟が渡良三島地区において、漁業者の方が指導する漁業体験といたしまして船釣り体験、魚釣り体験、シュノーケリング体験、とれた魚で調理体験などを行っております。平成29年度実績につきましては、船釣り体験が241名、魚釣り体験が358名でございます。これにつきましては、渡良三島地区というところでございますので、全てが三島での体験ではございませんけれども、そういう利用があるということでございます。

また、教育旅行につきましては、28年度実績で延べ374人の乗降客数となっております。夏休み期間を利用して、キャンプなど団体客の利用がございますので、今後もフェリーみしまを利用した三島地区での交流人口の拡大を図り、収入の確保につなげてまいりたいと考えております。

また、現在のフェリーみしまは、平成14年度に建造し、その後、平成15年4月から本航路に就航しておりますが、15年を経過しておりますので、今後新船の建造を計画するに当たりまして、国、県との協議を進めてまいりたいと考えております。

現在三島航路を含め日常生活等に必要不可欠な交通手段であります公共交通につきまして、住民の移動、あわせて観光客のニーズに対応すべき地域公共交通網形成計画を策定中でありまして、その中で省エネ船舶へのリプレイスによる経費削減について検討を進めているところでございます。

有人国境離島法に伴い二次離島である三島地区において、より強力な安定支援策としての本航路の役割は重要でありまして、本航路維持のためには国、県、市が一体となった支援が必要でございます。

基本的な方針といたしましては、安全航行第一として島民の意向を踏まえ、関係機関と協議しながら当該航路の実情に合った経営改善を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） はい。説明よくわかりました。実は私、長崎県の要するに国県の補助で運行している長崎県離島航路対策協議会というものに公募員として参加しまして、長崎県の離島が抱えている交通事情は、今まで知り得なかったところが少しわかりました。その中で、この三島航路が長崎県離島航路対策事業の中の補助金により運営されている航路というのを初めて知ったわけですね。

その中で今説明にありましたように、長崎県の離島はもっと大変なところがあるんですよね。それこそ経営努力改善しようにも、島民が10名であったり5名であったりというようなところが、たくさんあるんですよね。それから見れば、三島は今答弁にありましたように、スイセンの香りがする島があったり、アワビ種苗センターがあったり、非常に魅力的な島だと思うし、もっともやり方によっては魅力ある地域になるんじゃないかと思っております。

ですから、今後とも一つぜひ行政の方におかれましては、今答弁にありましたように、三島の魅力を、三島ならではの開発の仕方などをぜひ考えていっていただければと思いますし、私たちもともに考えていきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、以上で議案第32号ほか6件の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第2号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてから、議案第23号長島地区放射線防護対策施設整備工事（建築主体工事）請負契約の変更についてまで及び議案第25号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）から、議案第30号平成29年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）まで並びに議案第32号平成30年度壱岐市国民健康保険事業

特別会計予算から、議案第38号平成30年度壱岐市水道事業会計予算まで35件を、タブレットに配信しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第24号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）及び議案第31号平成30年度壱岐市一般会計予算については、議長を除く14人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号及び議案第31号については、議長を除く14人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く14名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く14名を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、総務文教厚生常任委員の中からとし、委員長に市山繁議員、副委員長に山川忠久議員と決定いたしましたので御報告いたします。

---

### 日程第38. 陳情第1号

○議長（小金丸益明君） 日程第38、陳情第1号核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出の陳情を議題とします。

ただいま上程いたしました陳情第1号については、タブレットに配信しております陳情等文書表のとおり総務文教厚生常任委員へ付託します。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、3月8日木曜日午前10時から開きます。

なお、3月8日と3月9日は一般質問となっており、8日は4名、9日は3名の議員が登壇予定となっております。壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時07分散会

---

---

平成30年 老 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第 3 日)

---

議事日程 (第 3 号)

平成30年 3 月 8 日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

- 3 番 植村 圭司 議員  
1 3 番 市山 繁 議員  
9 番 音嶋 正吾 議員  
7 番 久保田恒憲 議員

---

本日の会議に付した事件  
(議事日程第 3 号に同じ)

---

出席議員 (15名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 番 山川 忠久君 | 2 番 山内 豊君  |
| 3 番 植村 圭司君 | 4 番 清水 修君  |
| 5 番 赤木 貴尚君 | 6 番 土谷 勇二君 |
| 7 番 久保田恒憲君 | 9 番 音嶋 正吾君 |
| 10番 町田 正一君 | 11番 鵜瀬 和博君 |
| 12番 中田 恭一君 | 13番 市山 繁君  |
| 14番 牧永 護君  | 15番 豊坂 敏文君 |
| 16番 小金丸益明君 |            |

---

欠席議員 (1名)

- 8 番 呼子 好君

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

- 事務局長 土谷 勝君 事務局次長 米村 和久君  
事務局係長 若宮 廣祐君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	左野 健治君	市民部長	堀江 敬治君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	原田憲一郎君
農林水産部長	井戸川由明君	教育次長	山口 信幸君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	平田恵利子君

---

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。西日本新聞社ほか3名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

呼子議員から欠席の届け出がっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（小金丸益明君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、3番、植村圭司議員の登壇をお願いします。

〔植村 圭司議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 植村 圭司君） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、3番、植村圭司が一般質問をいたします。よろしく願いいたします。

玄海原子力発電所再稼働に関する質問をしたいと思っております。

玄海原発3・4号機は、昨年1月に原子力規制委員会の審査に合格、ことし2月20日には、3号機の原子炉に核燃料を装填する作業が終わりました。再稼働は3月下旬、23日ごろと言われておりますが、あと2週間ほどの予定で再稼働をし、そして4月に営業運営再開、さらに5月には、4号機が再稼働の方針などと報道されております。あつてはなりませんけれども、原発での過酷的な事故を想定した対応が、壱岐市民にも迫られるということになるかと思ひます。現実的には、既に核燃料が装填済みでありますので、再稼働をする前の今のこの瞬間、想定外の大

きな事故が起こる可能性もゼロではないと認識しております。

市長は、従来から再稼働反対を唱えておられまして、議会も反対決議をし、壱岐市の総意として一貫して反対としてまいりました。現実には既に、より緊張感を持って対応しなければならない時期にまで来ております。そこで点検と周知も兼ねて一般質問をすることにいたしました。

さて、壱岐市としましては、5年前の平成25年3月、壱岐市版「原子力防災のしおり」を各戸に配布をしております。こちらがそのしおりでございますが、小さくまとまっております。広げると、避難する内容・方法等が書いてありまして、コンパクトにまとまっております。非常によくできているというふうに思っております。

このしおりにのっとなって避難することになっておりますが、さらに具体的に避難等について記載された「原子力災害避難計画」をことしの1月に策定していると承知しております。第2次総合計画でも具体的な避難計画を策定しますとしており、着実に施策が実行されていることと理解しております。

「原子力災害避難計画」は、こちらのようにホームページに掲載されたものでございまして、印刷をすると、市民誰でも見れるようになっております。しかしながら、原発再稼働を前にしたこの時期に、「もし原発で事故が起こったらどう行動しますか」と、私がお会いした人に尋ねると、「わからない」とか、「どこに逃げようか」、「諦める」といったお答えがありました。

また、原発から30キロ圏内にある公共施設なんですけれども、「原発事故発生時のマニュアルが整備されていますか」というふうに尋ねますと、「あったかな」というふうな形で曖昧な返事があったところもございました。そこで、玄海原発再稼働を前に確認しておきたいと思ひまして、今回の質問をさせていただいております。

次の3点について、質問をさせていただきます。

まず1点目なんですけれども、学校、公共施設など、市関連施設や民間の病院、原発災害時の対応マニュアルの整備状況を教えていただきたいと思っております。

さらに、市民ではなく、たまたま居合わせた観光客など、島外出身の方への対応はどうするのか、把握できていれば教えていただきたいと思っております。

2点目に、広域避難——島外避難のことでございますが、この場合に具体的にどのように行動すればいいのかのイメージが湧いてまいりません。国と県と調整する必要があるとあって、市だけの責任ではないと思ひますが、原発再稼働が目前に迫った今、最悪時の避難方法がある程度具体的に定めておいたほうが良いと思っておりますが、市長の御見解をお聞かせください。

3番目に、原発災害時の被害対策や避難方法について、市民が十分理解を深めるための具体的な計画があれば、お教えいただきたいと思っております。もしなければ、市民が危機に十分に備えられるように啓発活動などが必要だと考えますが、市長の御見解はいかがでしょうか。

以上、3点について御質問をいたします。御答弁のほう、よろしく申し上げます。

○議長（小金丸益明君） 植村圭司議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） おはようございます。

3番、植村議員の御質問にお答えをいたします。

質問3点ございまして、市長の見解をお聞きしたいということでございますけれども、私のほうから、市としての考え方のほうで説明をさせていただきます。

白川市長が常々言われておりますとおり、防災は、行政の最大の責務でございます。当然、原子力防災についても同様であり、その内容については、市民皆様に御理解をいただけるよう取り組んでまいりました。

最初の作業として、東日本大震災の後、国の防災基本計画、長崎県地域防災計画等の改訂を反映させるため、3回の防災会議を経て、平成25年3月に「壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）」の抜本的な変更を行っております。

そして、この地域防災計画の周知につきましては、平成25年3月に県と共同して「原子防災のしおり」、先ほどお示しをいただきましたしおりを作成し、各戸に配布をいたしました。平成26年4月にも、「わが家の防災マニュアル」と「壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）の概要版」を作成して、各戸に配布しております。

さらに、この概要版の説明会を同年7月から8月にかけて、市内5カ所で開催をしております。その後においても、自治公民館等で出前講座などを通して周知に努めてきたところでございます。

また、地域防災計画にのっとり関係機関及び市民が実際に対応してみることが、最も理解を深めることにつながると考えておりました、災害時の混乱を最小限に抑えることになるために、原子力防災訓練を毎年実施をしております、本年度で6回を数えております。

このような取り組みを行っておりますが、議員の御指摘のように、十分に市民の皆様に理解されていないという面も感じてはおります。これは、周知の方法、または周知の頻度にも問題があることは重々承知をしておるところでございますけれども、例えば人間の心理として、自分だけは大丈夫だと、いざというときは誰かが助けてくれるといった安易な方向の考え方にもなりやすく、ひいては、防災にかかわる情報を積極的に受け入れることについての心構えの不十分さも、理解いただいていない一つの要素にもなりかねないかなとも考えております。

これは、誤解のないようにお受け取りをいただきたいと思っておりますけれども、防災は、自分や家族の身は自分で守るという自助が基本でございます。その後に共助があり、公助があるということを市民皆様に認識していただきたいと思っております。まずこの部分の意識改革が必要であると考えております。

また、原子力防災は、複雑で難しいという思い込み等があるかもしれませんが、原子力発電所で万が一事故が起きた場合の避難は、屋内に退避することが基本となります。状況が悪化した場合には、壱岐島の北部に避難することになりますが、この場合にも慌てずに避難することが肝心でございます。

このことは、先月、2月の11日に開催をされました原子力規制委員会と地元関係者との意見交換会の折、これは市長も出席をされておりますけれども、委員会の更田委員長が、「避難には必ず弊害、危険が伴います。一方、IAEA（国際原子力機関）の評価でいえば、福島第一原発の事故では確定的な放射線の影響はなかったとされていることをあわせて考えると、強く申し上げたいのは、避難というのはできるだけ急いでというものではなくて、ゆっくり落ち着いて行っていただくことのほうがリスクを下げる上でずっと有効ですし、さらに言えば、多くの場合、避難よりも屋内退避の方がはるかに効果を上げるケースがあります」と述べられております。

さらに、世界でも最も厳しいとされる新規制基準においては、玄海原子力発電所で、福島第一原子力発電所と同じような事故が起きても、放射性物質の放出量は2000分の1とされていることに対して、更田委員長は、「この数字を一つの指標にして防災対策を考えるのは正しい。また、守るべきあるいはより強く守られるべき人というのは、今までやや曖昧に語られてきたとは思いますが、防災計画をより実行性のあるものにしていくためには意味のある議論だと思いますので、議論を続けたいと思います」と発言をされております。これは、原子力規制委員会、更田委員長の発言でございます。

つまり原子力防災は屋内退避が基本であり、複雑なものではないということでございます。また、屋内退避、避難開始の判断は国が行い、壱岐市があらゆる手段で住民の皆さんにお知らせをするので、慌てる必要はなく自分の置かれた状況を判断し落ち着いて行動する、このことに尽きると考えております。これは前段の説明ということで、規制委員会のほうでもこういう考え方がありますよという紹介でございます。

議員質問の1番目の市関連施設、民間の病院等の原発災害時の対応マニュアルの整備状況、UPZ圏内ということでございます。そしてまた観光客など、島外の方への対応はどうするかというこの御質問に対して回答をさせていただきます。

市内の全幼稚園・小学校・中学校とUPZ圏内の保育所、高等学校は、児童生徒を自宅に帰すことを基本とした原子力災害時の対応マニュアルを作成をしております。また、UPZ圏内で入院や宿泊のできる有償の病院、そして福祉施設は、それぞれの施設が長崎県の指導に基づきまして、対応マニュアルを既に作成をしております。

なお、観光客等の島外の方は、住民と同じ避難行動をとっていただくことになると思いますけれども、状況を見て可能な方は島外へ戻っていただくという対応になるかと考えております。

次に、2番目の質問でございます。

広域避難（島外避難）の場合に、具体的にどのような行動をすればよいか。今の段階で全くイメージできていないと。市だけの責任ではないと思うが、国、県、関係機関と早急に調整し、最悪時の避難方法を定めておいたほうがよいという御意見でございます。

広域避難については、現在の形での原子力防災が始まったときから市民に不安があるために、長崎県に対しましてその対応を要望してきたところでございます。長崎県当局においては、国への要請、そして福岡県との調整等に御尽力をいただいております。毎年実施している防災訓練では、自衛隊の艦船やヘリコプターを利用した福岡県への避難を実施をしております。また、壱岐住民の避難先となる福岡県内の市町もだいぶ固まってきております。ただ、現在まだ公表の段階には至っておりません。

なお、実際に広域避難しなければならない場合は、そのときの状況にもよりますが、避難は定期航路の船舶や自衛隊の艦船を利用して、福岡県の受け入れ市町へ避難することとなります。

また、冒頭にも申しましたが、慌てて避難することは、かえって危険であり、放射線の影響が心配される子供や妊婦等の、先ほど申しました規制委員会の委員長が言っておられます「より強く守られるべき人」を優先して、落ち着いて行うことが大切なこととなります。規制委員会との会議の中で、白川市長は、この「より強く守られるべき人」等の基準を示してくれということで要請をされております。今の段階は、言葉でそういう表現になっておりますけれども、今後、その優先順位等は示されることと思っております。

次に、3番目の原発災害時の被害対策や避難方法について、市民が十分理解を深めるため、具体的な計画があれば、お願いをしたいという質問でございます。

市民皆様には、内容を十分御理解いただけるように、いろいろな手段で情報提供や出前講座の実施など、これまでの取り組みを継続をしまっているということでございます。また、先ほど述べましたように、個々の人の考え方は、安易な方向に流されやすい面もございますけれども、この点への対応は、やはり自治公民館等で結成をされた自主防災組織の役割が大切であると思っております。今後、自主防災組織を通じた啓発活動を強化していきたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 御答弁をいただきました。おっしゃるとおり、ゆっくり落ち着いてという考え方のほうが、私も同感でございまして、殊さら危険をあおることではなくて、市民の皆様方が落ち着いて行動するということの基本が、まず大事だというふうに考えております。

ですから、今、私が聞いてまいりました中で、ちょっと事例として挙げますけれども、もういきなり事故があると逃げないといけないと。逃げる、その行為に至ろうという話になってくるんですけれども、「どの港から逃げれるだろうか」とか、「誰から船に乗れるのだろうか」とか、「船は本当に来るのだろうか」とか、「どこに逃げても同じだ」と、「もう諦めて家におりたい」という方もいらっしゃいました。ある漁師さんは、その漁船で逃げると決めていまして、家族の間で集合場所を合言葉のように決めましているという方もいらっしゃいました。いろんな方がいらっしゃいまして、やっぱり個々人の意識の中でさまざまあるのかと思いますけれども、とにかく落ち着いて行動する、情報を収集する、そういったことを徹底的に周知するということが、まずは大事だろうと私も感じております。

マニュアルの件なんですけれども、私も学校のほうに赴きまして確認いたしました。そして、きちんと書いてありまして、避難訓練のほうもしてありましたので、問題ないというふうに思っております。

旅館のほうなんです、観光客対応のほうがちよっと曖昧なところがありましたので、おっしゃいましたように、島外に回避して行くとか、30キロ圏外のほうに移動するという考え方のほうが、浸透するようにしていければと思っております。

広域避難の件なんですけれども、これはちょっと触れられていなかったんですが、広域避難を決定する際の判断基準としまして、30キロ圏内しかないモニタリングポスト、これが30キロ圏外にも必要だろうというふうに思っております。このモニタリングポストの値が、検知しました値によって、逃げるか逃げないかという判断になると思いますので、今ないこの30キロ圏外のモニタリングポストの設置を、これはもう早急に国・県のほうに要望は、もうしてあるかもしれませんが、強力にお願いしたいというふうに思っております。

それと、あと啓発のほうなんです、実はそのしおり今、御紹介しましたこのしおりの中身なんですけれども、この中身と、1月に公表された避難計画の中で変わっているところがございまして、例えば石田町なんですけれども、石田の久喜と湯岳と印通寺地区については、このしおりですと、小学校は石田小学校のほうに集合するという話になっているんですけれども、新しい1月のほうでは改善センターのほうになっております。

変わっておりまして、これについて気づいている方が何人いらっしゃるかわからないんですけれども、1月に公表されたこの避難計画のほう、ホームページのほうでトップページに二、三日に出ただけで、その後、消えてしましまして、どこに行ったかわからないというふうな感じでなりました。私も検索をかけてやっと探した状態でございまして、これを容易に見つける方が少ないんじゃないかというふうに思っています。かつこの存在も知られていないんじゃないかというふうに思っておりまして、できましたらば、この原子力防災のしおりのように、改めてコンパクト

トな形で、再配布をしたほうがいいのではないかというふうに感じておりましたので、それをおつなぎしたいと思っております。

その更田さんのお話ですね。ありましたとおり、安全神話というのは既がないというふうにも感じておりますので、過剰に恐怖におびえず、正しい知識を理解して正しく行動する、こういったことが普及していきますようお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。先ほどのこのマニュアルの件について、お考えがあれば、教えていただきたいんですが。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） ただいま御指摘をいただきました、しおりと最新版の避難計画で内容が異なっているところがあると。見直しも図っております、そういう部分があるのは確かでございます。

今後、今、先ほど申しましたように、言われたようにホームページのほうだけしか、1月に作成したものですからまだアップしておりません。ただ、今後の予定としては、4月以降に各戸に配布をしようと思っております。ただ、概要版とすればかなり簡略化しますし、どうせならもう完全な今のそのものを、かなりな量になりますけれども、1家に1冊お配りをしたいと思っております。この分については、当初その予定をしておりましたけれども、まだ今配布までに至っていないということで、4月以降とさせていただきたいと思っております。

それと、モニタリングポストの件でございますけれども、これにつきましても壱岐市の場合は、おっしゃるように全島避難も視野に入れたところでの協議を重ねております。今現在、30キロ圏内のポストしかございませんけれども、この分については県とも事前にもう協議をしておりまして、これは設置をしないということにはならないと思っておりますし、早急な対応をお願いをしたいと思いますと思っております。

それとまた、長崎県内のモニタリングポストだけじゃなくて佐賀県も設置をしておりまして、結局、海上の上でいけば中間にあります。玄海原発と玄海町と壱岐市の中間程度にあります馬渡島、そこにもモニタリングポストがございまして、全てのそういう機器を活用して、情報の収集というのは今リアルタイムにできるようになっております。

それと、広域避難についてのやっぱり心配というのが、先ほどの話の中でも強調されていたように思いますので、ちょっと補足をさせていただきたいと思っております。

まず、広域避難については、「広域的な地域防災に関する協議会」というのを設置がされておりました、これは最初、平成24年の12月に、原子力、当時、規制庁、そして佐賀県、福岡県、長崎県の副知事の構成で広域避難の協議をされておりました、この段階から、もう長崎県は壱岐市の島外避難先の調整を求めておりました。

第2回目の会議が、平成25年の2月に開催されたわけですがけれども、今度、会議の中では明

言はされておられませんけれども、会議後に福岡県の副知事のほうから、会合後に福岡県が離島からの避難民の受け皿になる可能性は高いというお話をされ、その後、福岡県が正式に壱岐島の避難者については受け入れますよということを表明されております。

先ほど申しましたけれども、まだ現在、その受け入れ先はある程度調整をしておりますけれども、公表できない理由が、県のほうからもう少し調整をさせてくれということでございますので、今の段階、壱岐市から公表することは差し控えさせていただきたいと思っておりますし、それがいつになるかというのも今の段階では未定です。

ただ、昨年の3月、29年の3月に広域避難の打ち合わせ会という形で、長崎県と、そして壱岐市と、そして避難先となる想定市と、既にもう下協議はさせていただいております。あと今後の広域避難計画ということになると思いますが、現在、実際に避難する場合の具体的な方法について長崎県と福岡県が協議をしております。そういうことで受け入れ町が決まり次第、速やかに作成をしたいと思っております。

避難の仕方としては、まず想定されるのが、30キロ圏外に避難をした後に島民全部が島外へ脱出する——しなければならなくなった場合、もう一点は、最初から島外避難を予想したところでの避難指示が勧告があった場合の2種類が考えられております。

壱岐市としては、北部の勝本港の整備について県・国へ要望しておりますけれども、今の段階ではそこが活用できませんので、島内の全ての港が脱出の窓口になるというところでございまして、今後、具体的な避難計画については、本土、福岡市からその避難先への経路、そして、壱岐市としては、どこの港からどなたを脱出させるかという具体的な避難計画をつくっていくことになると思います。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 植村議員から、原子力防災についての御質問がっております。この問題については、本当に私たちは緊張感を持って対応しなければならないと思っております。

先日の原子力規制委員会の更田委員長との会議に、私、行ってまいりました。その中で、皆様方も、つい1日前の更田委員長のニュースをご覧になった方もいらっしゃると思っておりますけれども、福島原発事故は、7年前に起こったのではなくて今も続いているんだと、今も福島事故は続いているという御発言をなさっております。

そういう中で、まず私たちは、この委員会に行きまして、先ほど部長が申しました、守らなければならない人、守るべき人、そして、より強く守らなければならない人という、これをどういった意味ですかということをあえて聞いたのは、正直に申し上げて、会合に参加をしているのは、市町の市町長と、それに近いそういった方々ばかりでした。いきなり更田委員長は、「申しわけ

ないが、あなたたちは守るべき人には入っていないんだ」と。それはある意味年齢だったかもしれませんが、その辺がよくわからないわけです。ですから、あえて「より強く守るべき人というのをおっしゃってくださいよ」ということを申し上げたところであります。

そして、もう一つ私が申し上げましたのは、福島原発と同等の事故が起こった場合、建屋の外には2000分の1しか放射性物質が出ないんだと、ならば30キロまで届くんですかと、UPZあるいはEPZも狭くていいんじゃないかと僕は言ったんです。ところが、それに対して更田委員長は、理論的にはそうだと、しかしそのことをそう考えること自体が危機管理でないんだと、それがいわゆる落とし穴といいますか、だめなんだと。2000分の1だと、理論的にはそうなんだと、でもやはりそこには想定外があるのだということを常に防災としては持つておかなきゃいけないんだということを、私は更田委員長から言葉を受けたわけでございます。

そのように、やはり数字でどういうことをいうても、やはりこれほど厳しい規制をしているんだといっても、やはり想定外というのはあるんだということを常に心にとめて、防災計画、防災の対策、対応に臨まなけりゃいけないということを改めて肝に銘じたところであります。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 市長の緊張感のあるお言葉は、これが私の耳にしみるように思っております。きょう言われましたこととしまして、より強く守られるべき人という言葉聞きまして、この言葉が初めて私も聞きましたものですから、前進しているなというふうに感じました。具体的に欠けるということではなくて、この言葉が柱となりまして、今後進んでいくんだろうというふうに思っております。

落ち着いて適切に行動するということが広まっていきますように、これからも努めていただければというふうに思います。そういうふうにお願ひしまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔植村 圭司議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、植村圭司議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） 次に、13番、市山繁議員の登壇をお願いします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（13番 市山 繁君） 皆さん、改めましておはようございます。

今回、私は初日の午前中でございますので、時間内に終わりたいと思っておりますが、質問に入ります前に、まず白川市長におかれましては、首長として早くも丸2年を迎えられ、任期の中間点、いわゆる折り返しの年であります。市長は、首長としてのマニフェストの実現に努力され、着実に実績をおさめておりますことに対しまして、敬意を表しますとともに、これからも市発展

のために頑張っていたきたいというふうに思っております。

それでは、13番、市山繁が市長に対しまして一般質問を行います。

項目は、大きくは2点ですが、要旨として何点か上げておりますので、順次質問をいたします。

1点目は、郷ノ浦フェリーターミナルの駐車場の整備についての提言と、2点目は、クロマグロの小型魚の自粛枠による漁民の状況についてであります。市長の御見解をお尋ねするものでありますが、簡潔な御答弁をお願いいたしたいと思っております。

それでは、まず1項の郷ノ浦フェリーターミナル駐車場整備についてでございますが、郷ノ浦フェリーターミナルビル駐車場の状況については、昨年の9月に同僚議員からも質問もあっており、明日も鵜瀬議員からも質問されるし、駐車場の整備の必要性と関心の高さが見受けられます。今回、私も駐車場の整備について提言をいたしたいと思っております。

まず、交通の要衝は、海陸交通の利便性であり、港では、旅客や貨物の積みおろし、駐車場等を含め背後地が必要であります。郷ノ浦港は、漁港と貨客船の岸壁等、限られた範囲の中ですみ分けされ、繁栄をされております。

昨年の4月には、島民の念願でありました国境離島新法が施行され、航路運賃の低廉化により、島民の島外へのフェリーとジェットフォイルの利用客も増加し、特に日曜・祭日には満車状態で、遅く来られた方は駐車に苦勞されており、駐車場利用客者からはいろんな苦情がっております。

私もそういうことが一遍ありましたが、非常に大変でございましたが、駐車場は利便性と必要な用地面積であります。市の対応策として、元居トンネル付近に仮駐車場を設置されておりますが、仮とはいえ、臨時的な距離的なことや、夜間の帰り、雨天のときなど、荷物の多い方などは利用しにくいのが実情であります。

駐車場の整備については、多くの方々が知恵を絞っておられますけれども、私は、以前から、駐車場の有効利用、混雑の解消には、立体駐車場が理想と思っておりましたけれども、明日は、鵜瀬議員がこのことについては質問をされますが、私は、二通りを考えておりました。

一つは、まず立体駐車場の建設、二つ目は、現駐車場内の植栽を撤去しての整備であります。まず立体駐車場は構造物であり、県の認可のことも工事費のことも考慮しなければならないし、高額でもあります。利用価値はあっても、また駐車料金のことも発生するかもしれませんが、そうしたときには、駐車場の設置、また2階の駐車場の車の昇降口、通路などを考えますと、1階の駐車場台数の倍にはならないと考えました。

私は、希望どおり立体駐車場が建設できれば幸いです。それには時間が必要であろうと思っております。そこで実現できれば、今の駐車場の植栽は、どうせ全面撤去しなければ基礎工事もできないわけでございますので、無駄にはなりません。そこで用途には目的が大切であります。そこで利用度のよい駐車場内の植栽を全面撤去し、駐車場区画を白線区画とすれば、10台から、

やり方によっては20台ぐらい増加されます。この整備についての御見解をお尋ねいたしたいと思っております。

次に、駐車場の管轄についてでございますが、現駐車場は、県有地であり県の管轄であります。事業管理は壱岐が行っております。現郷ノ浦フェリーターミナルビルは、平成5年に建設されておまして、駐車場設置も同年ぐらいかと私も思っておりますが、20年ぐらいに経過しますと、時の変化で、以前は乗船も岸壁から渡り橋で乗下船をしておりました。

フェリーターミナルの建設により、乗下船もボーディングブリッジ、架道橋が設置され、体の不自由な方にはエレベーターも利用されております。こうしてお客の安全安心が重視されており、おもてなしの心が重視されております。

市の水産課では、整備については、国・県の補助の関係もあり、県の承認が得られるかどうかと厳しい感覚のようでございますが、私は、用途変更ならともかく、利用者のための内部の整備であり、県も承認すべきであると思っておりますし、担当課の説明の仕方では可能ではないかと思っております。

関係機関に状況説明をされて、部署の実力を発揮されまして、敷地内の整備をしていただきたいと言っておりますし、敷地は県有地であっても、樹木は市のものではないのか、またお尋ねしたいと思いますが、補助金のことと言われておりますけれども、これはその駐車場の設置のための補助金であったのかどうか。これは、先ほど申しますように、用途変更ではありませんので、これは私はできるのではないかというふうに思っております。

次に、3項の駐車場対策については、私は、この臨時駐車場については通告はしておりませんが、関連がありますので少しお尋ねをいたしたいと思っております。

駐車場対策には、市が検討されております仮駐車場として、元居トンネル付近に、先ほど申しましたように、対応策として10台ぐらいの駐車場を準備されておられますが、距離的には利便性に欠けております。対策としては非常にこうありがたいと思っておりますが、今回も当初予算で駐車場の対応策として、現仮駐車場に郷ノ浦フェリーターミナル駐車場の混雑、満車緩和のために臨時駐車場の整備が予算計上されております。

現駐車場は、狭隘で満車のときが多く、道路への駐車違反もなされ、今回の臨時駐車場よりほかにはないというふうに思っておりますが、距離的な対応も今後検討されなければならないと思っておりますが、今回は、臨時駐車場の質問ではありませんけれども、臨時駐車場の整備とあわせて、事業費も多額ではないと思っておりますので、検討をしていただきたいと思っておりますが、整備工事が実施される場合ばかりではなくて、臨時の駐車場が必要でございますけれども、ターミナル駐車場の混雑だけでなく、整備も含めて臨時駐車場を考えておられるのかどうか、その点をお尋ねいたしたいと思っております。

以上、3点、早口で申しましたけれども、ひとつ御答弁をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 市山繁議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） おはようございます。

13番、市山議員の御質問にお答えいたします。

郷ノ浦港ターミナル駐車場の整備についての御質問ですが、平成29年4月から施行された有人国境離島法により、航路運賃の低廉化が実現しております。郷ノ浦港の平成29年4月から12月までの乗降客数を平成28年の同時期と比較をしてみますと、平成29年がフェリー及びジェットフォイルの乗客数で12万7,030人、平成28年が12万4,722人で、2,308人の増となっております。また降客数につきましても、同じ時期で比較いたしますと、平成29年が14万3,394人、平成28年が13万7,162人で、6,232人の増と利用者は増加状況にあります。

市では、定期的に駐車場の利用状況について調査を行っておりまして、特に金曜日から日曜日にかけて、満車に近い状況にあることは承知いたしております。また駐車場の利用者には、下船して車で帰られる方、迎えに来て駐車場を利用し帰られる方などがおられ、船が出港した後は、駐車スペースが空いているとか、実際にどれだけ足りないか把握しづらい面もあります。

まずは、長期間駐車やターミナル利用者以外の方の駐車利用について、御理解、御協力をいただくことが重要と考えております。長期駐車をされる方については、チラシ等で臨時駐車場を利用していただくようお願いをいたしており、島外に出られないで駐車される方についても、チラシ等で駐車を御遠慮お願いしているところでございます。

また、ターミナル周辺が手狭ということもあり、一時的に迎えの車が下船口付近に集中し駐停車されるため、混雑を引き起こす要因となっていることと考えております。現在の駐車場の植栽区画を撤去し、駐車枠を全て白線区画に整備すれば、駐車台数の増になるとの御提案でございますが、議員が言われますように、植栽を撤去し、駐車ますを再配置した場合、1列約11台分の駐車ますの確保は可能と考えております。

次に、現駐車場も25年も経過すれば、時代の変化で整備が必要になる。関係機関と交渉をとのことですが、現在の駐車場は、長崎県が港湾の駐車場として国の補助を受けて整備したもので、平成5年に完成し、市が県から委託されて管理をしている施設であります。郷ノ浦港は、長崎県管理の港湾でありますので、整備計画などについては、県と協議をして進めてきております。

駐車台数増加のための整備計画についても、これまで協議をしてまいりましたが、ターミナル周辺にはスペースがないこと、また、現在の利用状況、今後の増加予測の見通しなどから、大変

厳しい状況であり、県としては、現在増設の計画はないという状況でございます。

仮に計画が認められて、県が整備する場合、その費用は利用者の使用料により賄うこととなり、駐車料金が発生し、住民皆様の負担になると考えられます。

今回御提案いただいている内容について、県産振興局に相談をいたしましたところ、県としては緑地帯を撤去して駐車場にする考えはないとのことでもございました。市の負担で整備した場合は、補助金適正化法に基づき、財産処分等、所要の手続が済めば、許可することは可能との判断でありました。

次に、今度整備予定の臨時駐車場と現駐車場とあわせて検討をとのことです。

郷ノ浦港ターミナルの臨時駐車場でございますが、昨年9月会議での郷ノ浦港ターミナル周辺整備についての一般質問にお答えしました際に申し上げました場所で、元居トンネル先の郷ノ浦漁協水産加工場の前に計画をいたしております。

今の臨時駐車場から郷ノ浦港ターミナルまで、少し距離があるなどとの御意見があつていることから、新しい臨時駐車場の場所を検討いたしましたところ、この場所が県有地であり、臨時駐車場として使用することが可能であったため、地元と協議を行い、整備することとし、平成30年度の当初予算に工事費を計上いたしております。

今回整備予定の臨時駐車場で、約40台程度の駐車台数の確保が可能と考えております。

まずは、この臨時駐車場の利用状況について、しばらく様子を見せていただき、その後、議員が提案の整備についても御検討させていただきながら、少しずつ改善していきたいと考えております。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） 大体わかりましたけども、植栽は、あれは何ですか、樹木は県が植えたわけですか。

○議長（小金丸益明君） 井戸川部長。

○農林水産部長（井戸川由明君） 植栽についても、県が整備したものでございます。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） 私は先日、ジェットfoilとフェリー乗客者の駐車場を調べてみますと、ジェットfoilの付近の駐車場が61台、ターミナル正面の駐車場が128台、元居側が31台、立体駐車場が上下で49台、2階が49台、合計318台であります。私の思いよりも駐車できるなというふうに感じましたけれども、これよりも不足があるようでございます。

駐車場の整備をすれば、10台から、さっきから申しますように足りると思いますけれども、

それは、県が考えてはないということですが、駐車場の不足は、不足のための要望ですから、それは考えてないということではなくて、考えていただかないといけないわけですが、それは、あなたの方でどうかならんとですか。それを私も思っております。

それから、駐車場については、私も通告はしておりませんでしたけども、このあいだ雨降りに、私はわざわざ傘を差して、あそこから距離をはかってみました。トンネルは約100メートルと、そしてそれから、ターミナル正面までが250メートルございます。そして、歩いてみますと、私もちょうど雨が降って、風が大変でしたけれども、やっぱり荷物を持ったり、雨降りに帰る、夜遅く帰るといのは大変だろうと思っております。

そういうことで、1台も多くあそこでできればというふうに感じておりますが、そして、印通寺港でも、公園と併用しておるところは植栽は必要ですが、ターミナルの印通寺ターミナルでもこっちはパイプ、ガードパイプでやって、白線でやっております。芦辺港も、大通りは植栽をしておりますけど、中は全部白線でやっております。イオンもそうですがね。

そうしたことで、用途を重視しなければいけないというふうに考えておりますので、今後そういうことを重視して。

そしたら、なおターミナルの立体駐車場ちゅうのは、もう不可能ちゅうことですね。これは、樹木を撤去できないということになれば。そういうことを含めて、私は、まず一段階で、現駐車場の植栽、これは、その当時は海と緑であったかもしれませんが、そのころは車が少なかった関係がありますから、そのような用途変更じゃなくて、内部の整備ですから、もう少し力を入れていただきたいなというふうに思っておりますが、その点どうですか。

○議長（小金丸益明君） 井戸川部長。

○農林水産部長（井戸川由明君） まず、県が整備はしてくれないのかということで、要望はしているのかということだと思いますが、以前から駐車場が手狭ということで、県のほうにも整備をしていただきたいということで要望をいたしておりますが、もう県のほうではなかなか対応できないと。

ただ、先ほどから言いますように、市が、市の予算で整備される場合は、それは、先ほど言いますように、財産処分等の所要の手續が済めばできますということで、話は伺っております。

そして、立体駐車場が絶対できないとか何とかじゃなくて、先ほど言いますように、当然、駐車場を駐車場とするわけですから、市が仮にやるということになれば、それは許可が出ると思っております。

そして、先ほど言われました臨時駐車場の距離についてですが、現臨時駐車場から棧橋までが約700メートル程度ございます。そして、今回予定いたしております臨時駐車場につきましては、400メートル程度であります。普通に歩いて5分程度あれば、港に着くと考えております。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） それは、ありがたいことです。臨時駐車場は、必要と私も思っております。

しかしながら、その駐車場整備に、どうせ市が工事は出さないかんわけですけども、内部の支援ぐらいでは、なかなか駐車料金を取るということは、なかなか難しいというふうに考えております。

そういうことで、できるだけ立体駐車場の前提として、一応考えていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いたしたいと思っております。

それでは、次に移りたいと思っております。

次に、2項の小型マグロ沿岸操業の自粛についてでございます。

まず、この件は国の方針であり、公的に見ると私が理解不足と、また、自粛に非協力者のように思えるかもしれませんが、漁業者が操業自粛実施での漁業者の声は、操業制限漁獲量を守るため、家庭生活にも大きな打撃を受けておられます。

この悲痛な状況を多くの方に知っていただきたいと、このような状況では、島の基幹産業である漁業の後継者の存続も憂慮され、公平な自粛枠の見直しを訴えておられることから、私は、質問と状況をあわせて行いたいと思っております。

水産庁は、この自粛制限は、クロマグロ資源回復のため、中西部太平洋マグロ類委員会での国際合意に基づき、国は、平成22年度より管理強化に取り組み、平成27年1月からは30キロ未満の小型魚について、また、平成14年から平成16年までの年間平均漁獲実績から、半減する処置実施と、昨年1月から6月までを第3管理期間、太平洋マグロの30キロ未満の小型魚漁獲量は3,201トンであり、平成30年1月現在では、漁獲量が3,424トンの93%に達している現状であるとしております。

この状況は、一部都道府県での大幅な漁獲超過によるもので、漁獲を残した都道府県もある中、漁獲超過の都道府県がこのまま漁獲を継続した場合、国際約束の管理期間を遵守することができなくなるため、小型マグロ漁獲の操業自粛要請を発出しているわけではありますが、国際的約束の優先を国は言っているわけでございますけれども、勝本漁協の漁獲枠は61トンであり、今年は予想以上に小型の回遊が多く、今年1月15日ごろには、制限枠を既に超えております。

そういうことは、小型魚が壱岐海域に回遊していることであり、漁獲可能な大型マグロは釣らない、壱岐の海域で重複した小型魚は北上して、結局小型魚は北上して北海道付近のマス、サケの定置網に大量に捕獲されており、この影響は小さい漁業者にはね返ってきている状況であります。また、制限枠を残しているいわゆるマグロ漁業に依存度の少ない漁協もあります。

魚の北上は、温暖化の影響で、定置網での予期せぬ大漁枠であっても、超過には間違いのないわ

けであります。

勝本漁協の漁師さんは、自主制限により、別の魚種も不漁で、釣れた魚は安価で、家庭生活はもちろん、家庭の将来計画も憂慮されて、市長は日ごろから基幹産業には精力的に力を入れており、その対策に市としての対策を講じられておりますが、昨年11月、市長、議長が知事に要望され、太平洋マグロの資源管理に伴う資源として、壱岐の漁業者が安心して、納得して資源管理に取り組みながら漁業に専念できるよう、及び県内関係機関へ働きかけに配慮を賜るよう要望されておられますが、これは、国、県、市を連携して、抜本的な解決策を早急にしなければならぬと、私は思っております。

漁民は、このままでは生活ができない現状の実情を知ってほしいと訴えておられるわけですから、市長には、この実情についてどのように理解をしておられるか、お尋ねをいたしたいと思っております。

次に、全国の漁獲枠実施を含めて申しますけれども、沿岸漁業は都道府県が管理し、平成28年7月から29年6月は、枠を上回らなかった自粛の要請には、法的な拘束力はありませんようでございますが、国の方針であり、違反することはできないと。漁獲枠の超過にならないように我慢しております。

北海道らの定置網を批判するのではありませんけれども、水産庁のマグロ資源量の推移データを見ますと、東大西洋、地中海では資源管理が奏功して、近年は回復傾向であります。太平洋は、乱獲で減少しておりますが、日本の主要漁場の中西部太平洋マグロ類委員会では、資源量は歴史的最低水準で、規制は長期化されると言われております。

漁獲枠は、39都道府県に割り当てられておりますが、操業自粛の小型魚の操業枠と主な都道府県の2月14日現在の実績を見ますと、主な都道府県、漁獲枠、実績、漁獲残等を申しますと、北海道が112トンの漁獲枠で、実績は783トン、そして、漁獲超過が671トンであります。岩手県は、漁獲枠が67、そして実績が101トン、そして超過が37トン、そういうふうにならずとありまして、長崎県は614トン、そして実績は416トン、そして、まだ漁獲残が198、約200トンは残っております。

沿岸漁業では、合計が1,606トンになっております。そして、全国が、合計は3,424トンと、このようになっておりますけれども、これを見ますと、この超過では、北海道の超過数は671トンで、長崎県の枠が614トン、これを、長崎県の総額を50トンも超えておるといような状況であります。

この漁獲枠のプラス、マイナスを見てみますと、先ほど申しましたように、北海道が大幅に超過をいたしております。長崎県は614トンの割り当て枠を、県内の5海区に割り当てて、壱岐は1海区で138.2トンを市内5協で協議されて、勝本漁協の配分は61トンとなっております。

けでございますが、勝本漁協では、昨年の10月から組合員1人につき、大型・小型魚を問わず、1日10本までと自粛し、シビの小型マグロは放流するなどして、61トンの漁獲枠を守るために努力されております。

そしてまた、産卵期には自発的に漁獲禁止をするなど、資源回復に努力を重ねておりますけれども、その一方では、漁獲枠の承認を得ない水揚げなど、ルール違反も横行しておる状況でございます。

日本の沿岸漁業、小型の漁業者が多い、結局、零細漁業が多い中で、全国一斉枠じゃなくて、依存度の高い、海区にも合った漁獲枠と自粛枠を再確認し、再検討されることを市も、私たちも勧奨して、再度国、県へこの現状を要望すべきであると私も思っておりますが、これについて市長はどうお考えか、お尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 13番、市山繁議員の2番目の質問、小型クロマグロ沿岸操業の自粛についてという御質問でございます。

現在の漁業者の皆様方の現状を思いますときに、大変胸を痛めているところでございます。その自粛について2点、現状をどのように理解しているかということでございます。

議員が言われますとおり、国は、太平洋クロマグロの資源回復を図るために、中西部太平洋マグロ類委員会、WCPFCでございますけれども、国際約束に基づきまして、平成22年度から管理強化へ取り組んでおります。この管理目標は非常に厳しくて、平成27年1月から30キログラム未満の小型魚については、先ほど議員も御指摘の平成14年から16年までの平均漁獲実績の半分だという、そういう厳しい規制でございます。

平成29年7月から、第3管理期間における沿岸漁業については、一部都道府県での大幅な漁獲超過等に対し、漁獲枠を超過した該当都道府県には、その時点で操業自粛の指示がっております。

また、漁獲枠を残す都道府県は、枠の遵守と自主的措置による漁獲抑制の要請がなされていましたが、年末年始の漁によりまして、漁獲が積み上がり、全体の漁獲枠を超過するおそれが著しく大きくなったために、ことし1月23日、全ての沿岸漁業者に対して、本年6月30日まで太平洋クロマグロの30キロ未満の小型魚の漁獲に係る操業自粛要請が発出されたところであります。つまり、30キロ未満の魚はとっちゃいけませんよという指示の発出でございます。

漁業者は、水揚げを確保するため、他の漁業種類への転換等に取り組んでおられますけれども、スルメイカの不漁に加えて、クロマグロの漁獲を避けながらの操業を強いられたり、特定の漁場に漁船が集中して、操業時間を制約されるなど、さまざまな影響が生じておると承知をいたして

おります。

また、他の魚種を狙って操業しても、クロマグロの勢力が強く、必ずと言っていいほどクロマグロがかかるという状況にございまして、漁家経営は極めて厳しい状況で、その操業を断念せざるを得ない状況とも聞いておりまして、島全体の漁業不振にもつながっていると考えているところであります。

壱岐市といたしましても、窮状を鑑み、漁業経営の安定と、水産物の安定供給を維持するため、これまで議会とともにクロマグロの資源管理に伴う支援について、長崎県知事への要望を行ってきたところであります。

資源管理による収入減少に対する補填につきまして、漁業収入安定対策事業（漁業共済積立ぶらす）が拡充されておりまして、補填水準が見直されており、漁協を通して加入の推進がなされておりますので、未加入の方には、この機会にぜひ加入をお勧めしたいと思っております。

また、代替漁法への転換などについても、国や県及び市の制度を積極的に活用いただきまして、経営の安定につなげていただくことを期待しているところであります。

2点目の今の現状をどのように打開するつもりかという御質問でございます。

これにつきましては、実は、10日前でございますけれども、先月27日に谷川代議員とお会いをいたしまして、このことについてのお話をしました。実は、27日の話ですけども、「あす、壱岐から漁協長たちがやってくると、俺はどうしてその答えをしたらいいのか、今、困っている。というのは、今まで漁獲量が少ないとか、魚価が下がっているとか、そういった陳情だったと、今回は、そこに魚はいるのだと、それをとるなど、こういうことがどうして言えるか」ということを、実は谷川代議員もおっしゃいまして、あなたは、ちゃんと県と協議をして、打開策見つけてくれとおっしゃいましたけれども、これ、なかなかやっぱり本当に頭の痛いところでございまして、谷川代議員と壱岐の漁協長会の漁協長様方のお話の結果は聞いておりませんが、この問題は国際約束でございますので、一朝一夕に、また日本国だけの解決につながらないと思っておりますけれども、先ほど議員御指摘のように、6倍も漁獲をすると、こういったやっぱり、私に言わせれば不届きな県は、公共団体はあってはならないと思っている次第であります。

クロマグロは、壱岐の多くの沿岸漁業者の生活の糧である重要な資源でありまして、その資源を適切に管理していくことは、漁業者の皆様だけでなく、多くの関係者も理解はしておられると思っております。

しかしながら、現在行われております太平洋クロマグロ資源管理の取り組みにおいては、議員が言われるように、制度と実際の取り組みに乖離が生じておりまして、全国でさまざまな問題が発生している状況と聞いております。

国においては、本年7月からの第4管理期間の対応方針を検討しており、資源管理法に基づく数量管理を開始し、より厳格な管理を実施し、同様な事態を繰り返さないための対策を講じるとしております。都道府県間の不公平感を解消し、取り得とならない配分のあり方を検討しており、長崎県のようにとり控えた県と、北海道のように超過した自治体の超過量に応じて対応するとしておるところでございます。

国におきましては、TAC制度、これは罰則規定を盛り込んだ制度でございますけれども、その導入も視野に入れていると聞き及んでおるところであります。

壱岐市といたしましても、正直者がばかを見ることのないよう、今後も引き続き漁業者の皆様や各漁協、関係機関・団体等と連携をとりまして、県も含めて要望活動をしてまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） おっしゃるとおりだと私も思っておりますから、質問をいたしておるわけですが、そうした境遇になかった人は、なかなかわからんわけです。口だけでは解決はできんと思っておりますし、話を聞きますと、漁師さんは、せっかく釣ったマグロが、これは30キロ未満であるということで、わざと釣りから外して逃がしてやるというようなことをされております。それを写真に撮りたいという話でございますけれども、なかなかスマホで、片手ではなかなか撮れないと、ああいうのがあれば確実に撮れるわけですけど、そういうことができないから、そういうような内容を見てもらえないということで、悔しがっておられるようでございますけれども。

小型マグロの操業自粛の実施によって、そのように家庭の生活も厳しくなっておりますし、漁業の不振で漁業後継者の存続が憂慮されております。たとえ資源回復で自粛解除になったときに、どれだけの若者が残っておるかというのが問われるわけでございますが、日本周辺の海を回遊するクロマグロは、地域によって魚の最盛期が異なり、配分された漁獲枠は、全国一斉の操業自粛に不満が出ております。

去る2月16日に対馬で開催された自粛の説明会では、漁師さんや漁協が操業自粛の要請に応じないことが議決されております。そのようなことは、漁民に影響が大きいとのことであると思っております。国の方針に違反はできないが、小型魚の漁は春からが本番で、資源確保に協力している拘束力はない、正直者がどうしてばかを見なけりゃいけないかという、納得のいかない不服の意見が多い結果だと私も思っておりますが、対馬の漁業者は、我々に死ねと言ってるのかという反発があったようでございますが、水産庁は、暫定処置として超過分を一括して来期からは、市長がおっしゃったように、罰金や懲役刑を伴う新たな規制を導入し、できるだけ不公平感をなくす

としておりますけれども、県の漁業振興課は、漁業資源の回復に一生懸命取り組んでいる漁業者を守ることが大切だというふうに言われております。私も、そのとおりに思っておりますけれども、水産庁は、1月に東京都内での開催された漁獲自粛への協力を求める説明会で、水産庁の長谷成人長官は、国の自粛要請は国際的ルールであると、苦渋の決断であると、御協力いただきたいと頭を下げておられるようでございますが、水産庁は、国際合意に基づいてのことだけで、漁業者のような生活の影響には、余り考慮は感じてはいないようでございますが、全国自治体の水産課も国と同様で、事情は理解できていても、宮仕えといいますか、宮仕えの立場、ジレンマ、板挟みで回答できない状況で、進展しないのが現状でございますが、市もこれという解決策もありませんけれども、支援策として漁協漁船の燃油の補助をされておりますが、漁業者は漁業が本業であり、目的の漁業に意欲を燃やし、生活と基幹産業の発展を望んでおるわけでございますから、そうしたことで、東京海洋大学の田中栄次教授は、国際的に見て、日本の資源管理は不十分で、都道府県ごとの漁獲枠を融通、結局、臨機応変にできるようにするなど、軟弱な仕組みをつくることが重要と指摘されておりますが、私もそのように思いますけれども、勝本の漁協さんたちも、同じ要望と私も考えております。

知事の要望も、同等な要望でございますけれども、ここにはすばらし山本県議さん、そして離島出身の力量のある国会議員さんもおられますので、谷川先生ともお話されたということでございますが、一丸となって、再度意見書でも提出して、私たちはこの漁民の公平性を守っていかねばと思っておりますが、時間もございませんから、何かあったら一言。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 先ほど申しますように、窮状というのは、もう本当に痛いほどわかるわけでございますけれども、私は、なかなかそのことについての打開策を見出せないというのが今は現状でございます。今おっしゃいますように、やはり県、そして国会議員等々にさらにもお願いを申し上げて、たとえ1トンでも多く配分が受けられるように頑張りたいと思っておる次第であります。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） 先ほど申しました、北海道あたりのマス網やサケの定置網、それは、こういうときでなくても大量に入ったとか、漁獲量の枠にするというのが非常に不公平と思っております。そうしたことで、漁師さん方は一本釣りですから、1本かかって幾らですから、そういうことも考慮して、先ほどの大学教授が言われたように、軟弱な方法を検討するように、私たちも要望していかなければと思っておりますので、再度御検討いただいて、議会も一丸となって意見書提出をしていきたいというふうに考えております。

ちょっと時間がありますけど、これで終わります。ありがとうございました。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって市山繁議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時20分といたします。

午前11時15分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、9番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（9番 音嶋 正吾君） それでは、9番、音嶋正吾が一般質問を申し上げます。

今回は、大きくは3点、簡潔、明瞭な答弁を期待するものであります。

冒頭に、先ほど来、全国日本選手の活躍、アスリートとしての姿、そして観客としてのマナー及び品格が世界から称賛、評価されました平昌冬季オリンピックも閉幕をし、現在、パラリンピックが開催をされております。その中で、特にスピードスケート女子金メダリストの小平奈緒選手が、競技終了後2位に終わった最大のライバルであります韓国の李相花選手に駆け寄り、抱擁し、たたえ合う情景、また、スピードスケート女子団体追い抜きパシュートで金メダルを獲得した日本3選手の糸乱れぬチームワーク、きずなの強さは、我々に感動を与えてくれたところがあります。改めて、私は、「満は損を招き謙は益を受く、これすなわち天の道なり」に込められた意を諭された次第であります。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

まずは、漁協振興策にということで、第1点目の質問をしたいと思います。

先ほど来、市山議員からも御指摘がございましたが、水産業の環境は非常に厳しいものがございます。壱岐市におきましても、平成16年以降でございますが、平成22年、漁獲高では7,921トン、28年度においては、3,660トン、漁獲高におきましては、平成16年63億1,700万円、28年度は32億2,400万円と約半減をいたしております。そして、組合員の総数におきましても、平成16年は壱岐市内トータルで速報値であります、1,608名であったのが、平成28年には946名と激減をいたしております。これは、何に起因するかと申しますと、私は、地球の温暖化現象が最大の原因ではないかと考えております。世界で二大海流というのは、黒潮、そしてメキシコ湾岸流と言われております。黒潮から分かれ、日本海は対馬海流、そして北海道からはリマン海流というのが日本海においては、対流をしております。そ

して、太平洋側におきましては、黒潮、そして千島海流が南下をするという、この海流の恩恵を受けて、今日まで漁業資源豊富な沿岸漁業が栄えたというのが実情であります。ところが、温暖化の影響により、特に黒潮が紀伊半島から東方向へ流れを変えた、対流を変えておるということで、サンマ等、魚が東へ東経165度から西経165度へと日付変更線を境に東に振っております。本来ならば、これが三陸沖に紀伊、黒潮と千島海流が合流をして、すばらしい漁場であったわけです。こうしたことも踏まえて、非常に今漁船、漁業が岐路に立っておるということは申し上げるまでもないことであります。一般的に、私も机上の論理であります。調べてみますと、海水温が高くなるということは、魚が小型化するということになるわけでありまして。そうした面で、非常に今の漁船、漁業が停滞をしておる1つの要因であろうかと考えております。また、スルメイカにおいては、日本海におきましては、大和堆、いわゆる日本海盆という新潟県の北西部になりますか、大和堆という日本の排他的経済区域内に、やはり中国船、北朝鮮の密漁船等が入ってきて、そして違法な明かりを照らす、なかなか壱岐のほうにスルメイカも南下してこないというような状況が見受けられるところでありまして。そうした中、私は3年前でしたかね、地下海水を取り入れた養殖漁業はいかがなものかということをご提案をいたしました。そうしましたら、目からうろこでありました。壱岐市内に、有人国境離島新法制定前のある会社が地下海水を利用した陸上養殖を取り入れておられました。私は、画期的なことだなど、その会長さんに電話をいたしました。ボーリングを掘って、地下海水を出ないかなと掘ってみたら出たんだよと、何メートル掘りましたかとお聞きをいたしました。88メートル、何で88メートル掘ったんですかと。未だりだよと、言われました。要するにその地下海水というのは、一般的に外海の海水塩分濃度は一般的には3.5%なんです。地下海水というのは壱岐の場合は2.2%と言われました。ですから、人間の今体温、体液、魚の体液も含めて大体血液の中に含まれる塩素濃度というのは0.9%です。人間が点滴を打つときに食塩水を打ちますよね。0.9とあります。ということは、魚、脊椎動物のいわゆる体液、塩分濃度というのは0.9%です。その0.9%の濃度にミックスして、水を混ぜ、ミックスしてですねやっておるのが今現在の陸上養殖の姿であります。海上養殖になりますと、非常に海水温の変化によりまして、歩どまりが非常に悪い、海面養殖の場合は、約30%の稚魚からの歩どまりが30%ぐらいであるというふうに関係者の方からお聞きをいたしました。そうしたときに陸上養殖の場合にはどうなのかと。90%の歩どまりがありますよと。そして汚染もしないと。地下からくみ上げた海水というのは、酸素がございません。ですから、くみ上げてからミックスして、いわゆるフィルター等を通して酸素を人工的につくります。その酸素のことを一般的には溶存酸素と申しますが、そして、どんどん養殖技術がはやっております。ですから、壱岐市としても、行政が指導するというのは大変語弊がございますが、こうした方法もあるんで、やはり、環境を変えて、取り組むこともひとつ、大学とか研究機関とタイアップし

てやれば可能じゃないかと思います。そして、ここでは通告はいたしておりませんが、私は、サンドームの今の湯本の泉質を調査した方がいらっしやいます。これは、東海大学の秋山教授も同じ考えでおられました。大変養殖に物すごく適合した海水であると。ですから、温泉の温度は高いですよ。約70度ぐらいあります。それを、ボーリングした水、もろもろでミックスして約18度から24度ぐらいの海水温に調整をすれば、調合をすれば、素晴らしい養殖環境ができるのではないかというふうに言われてもおります。ですから、これはひとつこうした取り組みを啓蒙して、そして漁師の皆さんにも、そうした専門家を招聘をして、講演をしていただいて、やはり海的环境と環境がもたらす漁船漁業への影響というのをひとつ論じていただければなど、大変私が高圧的な話をしてしておりますが、これも1つの研究課題ではないかなというふうに考えております。

そして、もう1点でございます。続いて、壱岐市は、立派な種苗センターを持っております、大島に。そうした場合に、今現在、カサゴ、ウニ、そしてエゾアワビを養殖をいたしております。それを今放流をしております。しかし、アワビ、ウニにしても豊富なミネラルたっぷりの海藻がなければなかなか成育いたしません。やはり私は、幸せは足元にあるとよく言われます。私は沿岸の環境を変える対策、大変難しいものがあります。長崎県でも野母崎等どんどん取り入れてやっておるみたいです。温暖化に強いやはり海藻の育成、造林対策を、これまた私は大学等研究機関を壱岐に招致して、根を張っていただいて、沿岸漁業の藻場の再生に取り組むことが、将来的には壱岐の振興策の大前提になりはしないかというふうに考えております。

そして、次の点であります、済いません。4番と3番、ちょっと発言が逆転いたしました、私も壱岐の好漁場であります七里ヶ曾根によく十数年前はマグロ釣りに行っておりました。そして、専門の漁師さんが言われるにここには多分しけのときに巻き網等々が来て、曾根には網がかぶってないかというようなお話をされました。そして、アンカー、ロープ等もかなり天然礁に張りついているのではないかと、そうしますと、やはり魚が快適な環境では住めないのではないかなというような疑念もございませぬ。そうしたことで、一つ海底の天然礁のカメラを入れて、今どういう状況にあるのかなということ調査することも一つ漁業振興策の一助になるのではないかと考えております。

以上のことに対し、答弁を願いたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 音嶋正吾議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 9番、音嶋議員の御質問にお答えいたします。

議員が言われますように、漁業を取り巻く環境は資源の減少による漁獲の減少が続いており、

漁家経営は極めて厳しい状況と認識いたしております。そのような中、本市におきましても、重要な水産資源の維持増大を図るため、栽培漁業を推進しております。壱岐地域栽培漁業推進協議会、壱岐栽培漁業振興公社、各漁業集落等で種苗放流に取り組んでいるところでございます。放流数につきましては、平成29年度実績でアワビが33万個、赤ウニが33万個、カサゴが20万尾、クエが1万500尾、青ナマコが4万尾、オニオコゼが1万尾を放流いたしております。

栽培漁業におきましては、回遊魚ではなく、定着性魚種を放流することが一般的でありますので、平成30年度におきましても、同魚種を同等数放流をする予定といたしております。また、重要資源であるクエにつきましては、放流数をふやす計画で、県事業として取り組むことといたしております。漁家所得の向上を図るため、今後も栽培漁業を継続し、磯根資源を確保していきます。その他、魚種、貝類、藻類などにつきましても、壱岐栽培漁業と連携して、種苗の研究を行い、生産術の向上を図っていきたくと考えております。

次に、養殖についての御質問であります。本市におきましては、地下海水を利用したトラフグの陸上養殖が既に行われております。ここでは、種苗の生産も行われていると聞いております。ほかの海面養殖の種苗として出荷されているとのことでもあります。

マグロ陸上養殖推進についての御提案であります。県壱岐振興局水産課にお聞きしましたところ、県内ではマグロ陸上養殖の実績の事例は聞き及んでいないとの御回答でございました。現在、クロマグロの陸上養殖の成果として、地下海水を利用した陸上養殖の研究がなされておりますが、地下海水を行う場合、大量にくみ上げる取水制限を行わなければ地盤沈下などが発生する恐れもあると言われております。成功すれば、全国初となりますので、かなりの注目を集められると思われませんが、陸上水槽の建造費、広大な土地、近隣住民との理解、大量の地下海水が確保できる場所等が困難な課題が多々あると思われれます。

また、壱岐の地形は、五島、対馬と違い、水深が浅く、入り江が少ないため、海面養殖がしづらい地形でもあり、台風などの強風や波浪からいけすを守る地形となっているところが少ないことなどもあります。港湾については、既に、海藻、真珠等養殖業が盛んに行われていることもあげられます。しかしながら、全国的に養殖業の推進が図られる中、各漁協が今後養殖業に参入し、事業を展開するというのであれば、市といたしましても、何らかの支援は必要と考えております。

次に、海中ごみのことについての御質問でございます。このことは、特に密漁船が監視船に発見された際に、網、ロープ等を海中に投棄し、証拠隠滅を図ることがよく耳にする事例であります。このことも確かに天然礁に網、ロープ、いかり等が放置されていることは否定できないと思っております。しかしながら、海底探査の調査につきましては、費用面などの問題などから、

現実的ではないと考えます。また、水深何十メートルもの深さで見つけたといたしましても、それをどのように回収するかなどの問題も残ります。天然礁の調査はあまりにも広範囲で費用も莫大になると推測されますので、すぐ実施することは困難であります。通常利用されている天然礁であれば監視されていますので、各漁協に聞き取りを行いたいと思います。また、天然礁に対し、漁業者が実際どのように感じているかなど、状況を合わせて聞き取りいたしたいと思っております。その結果、海に大きな影響が生じていると思われるものがあれば、調査、対策について研究していきたいと思っております。

次に、磯焼け対策についてであります。本市では、離島漁業再生交付金事業によりまして、各漁業集落で漁業者皆さまみずからで磯焼け対策に取り組んでいただいているところであります。磯焼け対策に取り組む意識の高揚と藻場回復技術の普及啓蒙活動として、平成30年度には長崎県水産試験場の協力をいただき、出前水試を集落で開催する予定であり、各漁協水産普及センターとも連携を図り、計画をいたしております。また、磯焼けの最大の原因と言われるイスズミなどの食植性魚類対策について、全国で研究をされているところですが、駆除技術の確立は未だされていないのが現状であります。市といたしましても、県水産試験場と連携し、藻場再生の糸口が見いだせればと思っております。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） わかりました。栽培漁場に関しては、大島の今、種苗センターで飼育したものを放流しておると。放流はしておるけど、実際的に追跡して、どれだけいわゆる難しいでしょうけど、費用対効果が上がるのか、現実的に放流したものがどれだけ大きくなって、どれだけ漁業者の人に入っておるのか、そうしたやっぱり追跡調査も含めて行っていただきたい。それから、私思うんです。地盤沈下が起こるとか、冒頭からそういうふうにして、リスクを恐れて何ができますか。リスクを。湯ノ本でも立派な温泉水があるんです。あの温泉水は、養殖に物すごく適しておるといふ識者の見解も受けておるわけでありまして。ですから、そうすれば、今例えばある業者さんが壱岐でしておられますね。フグの養殖。あれもかなり地下海水をくみ上げておるわけでありまして。ボーリングもしたじゃないですか。対流式にすればいいわけですから、そこら辺は、私は今から研究してみたいというような答弁がほしいんです。

そして、天然礁のいわゆるカメラを入れて調査することは費用面で非常に高いとありましたけど、インターネットを開いてみましたら、曾根の海底の魚の魚群を撮ったユーチューブがございました。これを、私も見てみましたら、ああこうすれば大体地下の海底の地形がわかるんだなということを感じたわけです。それで、費用がかかるから、ちょっと無理だとか言わなくて、漁協と相談をした上で、今後取り組んでいくというふうな回答がほしかったなと思います。ここで、

簡潔に、次に移りますから、僕はあくまで提言をしているんです。こうしなさいということは申し上げません。市長、何かございますか。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいまの御質問でございますけれども、まさに、後ろ向きではなくて、現実を部長は申し上げたところでございまして、市がこういう事業に取り組むことはできないわけでございますから、漁協なり、漁業者の団体なりがそういうことに取り組むことであれば大いに応援をしていくという姿勢でございます。

それと、もう一つ、ここで、湯ノ本の温泉のことを申されました。これ、これは泉源が7つありますけれども、非常に難しい問題がございまして、鉱物の採掘権等々もございまして、なかなかそこに市が独自で温泉を掘ると、できないんです。そういったものはやっぱり泉源の方々の御同意であるとか、いろいろ法的なものがございまして。そういうことが解決できますならば、まさに議員おっしゃるように、適した温水だと思っておりますので、そういうことにも、やはりお話をする機会があれば、そういったことも検討してまいりたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） はい。わかりました。当然、行政がこうしなさいということをお漁協に提案をすることはできるけど、こうしなさいということは言えない、それはもう当然わかっております。そして、湯ノ本の温泉に掘れないということは、今あるサンドームの源泉を利用することは可能ではないかと思うんです。ですから新たに掘れじゃないんです。今の源泉が非常に適合しておるのではないかと、そういうことを、本当に適合しているのか、適合していないのか、それをやっぱり調査、研究することは、一つ今後の課題として、考えておいていいのではないかと、いうふうに思います。後半に、私も頭固いほうですが、皆さんやっぱり頭を柔軟にして、今後の振興策を探っていただければなということ次に移らせていただきます。

次のあれは何でしたか、独居老人のいわゆるセキュリティー対策に対して質問をいたします。御高齢の方は非常に壱岐市においてもふえております。独居老人の方がものすごくふえております。今、壱岐市におきましては、今現在、平成22年度で約34%ぐらいの高齢化率、そして、最終的には平成47年には41%ぐらいになるんじゃないかと、これは壱岐市のあくまでも将来人口の推定高齢化率で、今発言をさせていただいております。お年寄りというのは、お金、健康、孤独の3つの大きな不安を抱えておられます。昨今、言葉巧みに電話をかけます。言葉巧みに悪徳業者が御老人を狙った詐欺事件が頻発をいたしております。本年も壱岐市においては、4件、350万円ほどの被害がでておるそうであります。こうした被害を未然に防止するためにも、壱岐市では、自動録音装置貸与事業、また、特殊詐欺被害防止対策機器設置補助金というのを制定をしておられます。果たして、この制度が効率的に運用をされておるのか、どうかについて、ま

ずお尋ねをしてみたい。例えば、自動録音装置貸与事業は、現在何台の貸付枠があつて、何台貸し出しをしておるのか。そして、特殊詐欺被害防止対策機器設置補助金に関しては、いわゆる65歳以上の老人のみの世帯というようなハードルがございますが、購入費の2分の1上限で5,000円ということであります。私がここで試算をした50万円の予算がありますので、貸出枠が恐らく、約1万と聞きますので、100台の補助対象があるんじゃないかと思われませんが、今現在の状況をお知らせを願いたい。

これは、今言う壱岐市消費者センターと危機管理課に分かれておりますね。これ総務部長ですよね担当は。お願いしましょう。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 音嶋議員の質問にお答えをいたします。

まず通告の分の順番で（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）いいですか、お答えさせていただきますと思います。

まず最初、高齢者の特殊詐欺被害件数と被害額の実態についてと御質問でございます。壱岐警察署によりますと、壱岐市内でも特殊詐欺の予兆事項は依然多発をしております、その手口は巧妙化しているとのことでございます。

例えば、地域的的を絞って、事前に周辺立地を把握した上で、電話口では市役所の職員をかたり、医療費の過払いに伴う還付があるなどと丁寧な口調で話をするといったものでございます。これらは、やはり高齢者を狙った犯行だと思われております。このような中、壱岐市内でも高齢者の特殊詐欺被害が續発しております、平成27年は被害件数4件、被害額が約310万円、そのうち2件、約240万円が高齢者の被害でございました。平成28年は被害件数1件被害額約180万円、高齢者の被害はございませんでした。平成29年は被害件数4件、先ほど議員おっしゃるとおりに被害額約350万円、そのうち3件の約250万円が高齢者の被害でございます。被害の状況としては、このようなことになっております。

質問のほうでは、特殊詐欺から守る対策と具体的取り組みということもございましたけど、この点についてはよろございますか。（「簡潔に」と呼ぶ者あり）

はい。わかりました。特殊詐欺から高齢者を守るには、警察署との緊密な連携が必要ですので、平成27年3月に、壱岐市高齢社会総合対策ネットワークに関する協定、そして、平成29年9月には、壱岐市見守りネットワークを発足するとともに、壱岐市公共告知放送及びメールサービスの活用に関する覚書を壱岐警察署と締結をしております。これらにより、詐欺被害等が発生したり、予兆事案の相談が警察にあった場合、市は壱岐警察署の要請を受けて告知放送や壱岐市メールでの市民皆様への注意、呼びかけを行っております。

また、自治公民館等へ警察官と一緒に出前講座に行きまして、詐欺被害防止対策について説明をしております。岐阜警察署及び岐阜市防犯協会連合会と連携をいたしまして、警察官が犯人や被害者に扮して特殊詐欺の手口をわかりやすく見せる動画を作成をいたしまして、岐阜市ケーブルテレビで放送するといった取り組みをしております。なお、平成27年7月からは、岐阜警察署で特殊詐欺被害防止装置100台の無料貸し出しが行われております。本市でも、平成28年10月から、特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金制度を平成29年10月からは自動録音装置貸与事業を開始して、被害防止に努めております。

次に、消費生活センターの取り組みでございますが、高齢者の方への特殊詐欺も含め、広く消費者を被害から守るために消費生活相談事業に加えて、啓発事業にも取り組んでおります。

具体的には、各地域の老人会等での出前講座や消費生活支援「リーダー」講座、消費者トラブル講演会等を実施をしております。消費生活支援リーダー講座や消費者トラブル講演会につきましては、寸劇等も盛り込み、高齢者の皆さまにもわかりやすい内容となるよう工夫を加えて実施をしております。また、高齢者の方だけではなく、高齢者の見守りを行っていただいております民生委員の皆様等にも参加をいただき、地域での消費者被害防止を推進しているところでございます。出前講座でも具体的な事例を中心にDVD等を活用しながら、特殊詐欺や悪質商法等についての理解が深まるよう努めております。実際の特許詐欺等の被害について、相談があった場合は金融機関や警察、弁護士等の専門機関と速やかに連携がとれる体制の整備にも注力しているところでございます。高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法等は年々巧妙化しております。今後とも啓発事業に積極的に取り組み、特殊詐欺や悪質商法等の最新の情報を高齢者の方や見守りを行う地域の方にお伝えをすることで、消費者被害を未然に防いでいくことができると考えております。

次に、3番目の質問でございます。自動録音装置貸与事業、特殊詐欺等防止対策機器設置補助金活用状況についてという質問でございます。

特殊詐欺等被害防止対策機器設置費補助制度は、特殊詐欺対策機能付電話機等の購入費の一部を高齢者世帯を対象として補助するものでございます。補助金の利用件数は、平成28年度が12件、平成29年度は2月末で14件となっております。自動録音装置貸与事業につきましては、悪質商法等の電話勧誘販売による消費者被害を未然に防止することを目的としておりまして、高齢者世帯等対象として、平成29年10月から事業を開始をしております。210台の自動録音装置を準備をしておりますけれども、事業を開始してまだ半年に満たないこともございまして、現在、30年2月末現在では、10台のみが貸与となっております。高齢化の著しい本市においては、高齢者世帯等も多い状況ですが、特殊詐欺対策機能付電話機や（「もういい、十分わかった」と呼ぶ者あり）ということで、本事業の周知徹底に努めてまいります。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） いろいろ施策を通じ、そして機会を見てお年寄りに啓蒙をされておるといことは十分わかっております。防災無線でも放送されております。そのことはわかっております。それがいかに効果を発揮しておるかということとは別であります。やはりこの自動録音装置貸与事業、210台の枠のうち、9台、警察が恐らく25台あるんです。25台全部貸し出しているんですね。もういいですか。そして、特殊詐欺被害防止対策機器設置補助金、これ100台ありますよね。今現在部長が言われたのは、30台、本当にこれ、便利なんです。録音しますよと前もって言うんですから、私がそういう犯罪者の立場だったら、おろしますよすぐ受話器を。私はもっとこれは、老人会の場とか、直接機器を持って行って、簡単に取りつけができるんですよ。せつかくのこういう制度をもう少し定着をさせていただきたい。本当に独居老人の方は、金、健康、全てが不安なんです。私もずっとつぶさに独居老人の方を見ております。いずれは私もそうなるんじゃないかと危惧しておりますが、ほんとうですよ。守ってやらなければならないんです。こういう補助対象があるのにこれからどうなりますか。部長、私はこんこんと言いますから、この次はまたデータ聞きますよ。どれくらい成果が上がりましたかと。ひとつ積極的に取り組んでいただいて、この事業が効果があらわれますように、心から期待をいたしております。

次に行きます。3番目の質問であります。私もめったに自分の出身地域のことを発言するのは、本当に心苦しい気がいたしますが、やはり町内の皆さん方が非常に不安を抱いておられます。石田町環境改善センターの今後についてということで、特に市長に質問を投げかけてみたいというふうな気持ちでおります。昭和55年、築38年になろうかと思えます。石田町農村環境改善センターは、石田町民の福祉向上、コミュニケーションの場として本当に利用されております。昨今、やはり下がいわゆるコンクリートであり、なかなか音響の効果が非常によろしくないというふうな皆さん方から、カラオケの皆さんとか、いろんな皆さんから指摘を受けるわけです。音嶋議員は地元んことは何もせんと言われるわけです。ですから、どうしたもんかなと思って今回取り上げさせていただきました。そして、この施設がちまたのうわさによりますと、石田町福祉センターの老朽化による移転候補地として未確認ながら、耳にすることがございます。仮にそうであるなら、私はこれはゆゆしいことです。国会でもよく答弁でされております。架空の話にはお答えはできないと市長が言われたらそれまでであります。これはどうするのかという展望は持っていますでしょうから、ぜひともこの件に関してお答えをいただきたい。ひとつ成果の上がる答弁を期待をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 山口教育次長。

〔教育次長（山口 信幸君） 登壇〕

○教育次長（山口 信幸君） 9番、音嶋議員の質問の石田町農村環境改善センターの改修計画の必要性についてお答えをいたします。議員御承知のとおり、石田農村環境改善センターは、昭和55年に石田町農村環境改善センターの名称で、多目的な研修施設として建築をされています。以来、今日まで多くの方々に御利用いただき、市内の類似の集会施設の中でも、比較的頻度の高い施設であると認識をいたしております。建物は38年を経過しますが、平成27年度に実施しました耐震診断の結果は、耐力に影響を及ぼすようなひび割れ、腐食は見受けられず、耐震補強工事的必要性は認められませんでした。しかし、経年による老朽劣化は進行しますので必要に応じ、補修を行っているところです。最近では、自動ドアやトイレ、空調設備等の不具合を確認し、その都度修繕をし、議員御指摘の大集会室の音響等についても、可搬型音響設備に一新したり、マイク等の機器も更新をしまいいりました。最近では、一昨年7月にデジタルミキサーも更新をし、雑音等が緩和解消されております。また、平成28年12月には、音響を含む舞台設備の点検を専門業者に依頼をしました。その結果、音響設備では、経年により、ノイズの発生や音質劣化等が発生する可能性はあるものの、今回の調査では特に異常は確認されなかったとの報告を受けております。一方で、舞台設備については、緞帳やスクリーンの昇降機等が危険、または不良であるとの指摘を受け、早急に修理が必要となることから、30年度当初予算に所要の経費を計上いたしております。御承認をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、耐震診断や設備点検の結果を受けまして、本施設の改修等については、危険緊急性の高い舞台設備を優先して実施し、利用者の安全を第一に適切な施設管理に努めてまいりたいと思います。

〔教育次長（山口 信幸君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 2項目めの議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。時間もないようでございますので、簡単にお答えさせていただきたいと思います。

まず、議員が懸念されておりますこのような計画は現在ございません。そして、この施設につきましては、地域に必要な施設でございますので、改修をしまして、継続利用することといたしております。そしてまた本議会に平成30年度の当初予算にエレベーターの改修工事等も計上しております。今後とも計画的に改修をして、この施設を利用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） この施設は、教育次長から、部局から第1点目の施設の状況等に関しては、報告ありましたが、これはあくまでも行政財産でありまして、管財課の管理下になると思いますので、2点目、現在石田町福祉センターが改善センターに移るとか、そうしたことは全くないと、想定してないと、そういううわさすらもないということで理解をしていいでしょうか。行政の長であります、できれば市長にお聞きをしたいんです。どうなのかということであります。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 部長が申しましたように、既にこのことについては社会福祉協議会とお話をして、現施設を改善していくということに双方合意をいたしております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） ありがとうございます。本当に涙が出るようであります。これが本当になったらどうするのかと、山川議員も私も本当に石田町に帰れんごとになるところであります。とにかく、財政、厳しい折でございますが、平昌オリンピックのように、日本人にすばらしい絆というのがございます。そして、来る3月11日は、東日本大震災から7年目を迎えます。どうか、やはり壱岐市民が一つの輪になり、一つのベクトルに向かって進むよう、今後とも執行、議会一体となってかんかんがくがくと議論を展開していきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午後0時10分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7番、久保田恒憲議員の登壇をお願いします。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7番 久保田恒憲君） それでは、7番、久保田が通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

早速、質問事項に入りたいと思います。大きく3つありますけど、まず第1点、5月26日に開催されます外国人による日本語弁論大会についてであります。

質問の要旨として3点ほど。

その1、開催地に手を挙げた理由です、経緯と目的は。

2番目が、出場者募集の壱岐市の取り組みは。

3番目に、開催日の聴衆の確保へ向けての計画をお聞かせいただきたいと思います。

①の開催地に手を挙げた経緯と目的から、答弁をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 久保田恒憲議員の質問に対する、理事者の答弁を求めます。左野企画振興部長。

〔企画振興部長（左野 健治君） 登壇〕

○企画振興部長（左野 健治君） 7番、久保田議員の御質問にお答えさせていただきます。

5月26日に開催される外国人による日本語弁論大会について、1番目に開催地に手を挙げた経緯と目的でございます。2番目に出場者の募集のための壱岐市の取り組みはと。3点目に開催日の聴衆確保に向けた計画ということでございます。

1点目の、開催地に手を挙げた経緯と目的につきましては、平成27年度に策定いたしました壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策を推進するために、地方創生、人材支援制度を活用し派遣をいただきました。

外務省の前副市長であります笹原直記氏の着任によりまして、創生事業を積極的取り組んでいただいたところでございます。

その中で、平成28年9月にインバウンド及び国際交流を推進するために、地域推進振興課に国際推進班を設置して、平成28年11月に本大会の開催地募集案内がありまして、笹原氏の提案により、壱岐の国際交流、異文化、異なる文化の理解、促進を図る目的で応募して、平成30年度の開催市として選ばれたところでございます。場所は、御承知のとおり壱岐の島ホール大ホールでございます。

特に、壱岐市内にはまだ外国人の移住地は少ない状況でございますが、最近ではこころ医療専門学校の設立、海外からの留学生が学んでいるほか、外国人の観光客も増加している状況でございます。急速にグローバル化が進んでいる時代、国籍や文化の違いを超え、相互理解を深めることが大切だと考えております。

本大会を、これまで外国人に接する機会の少ない壱岐市民にとって、国際教育や国際相互理解を深めるよい機会としたいと考えております。

また、本大会は全国の中学、高校などの国際理解教育授業においても教材として使われており、中高生にとってもよい機会となるものと思っております。

なお、大会の様子はNHKのEテレで全国放送されるほか、海外向けワールドプレミアムにより、海外でも放映されます。壱岐の景勝地など、紹介も放送されるために国内だけではなく海外へもPRでき、本市の認知度向上に寄与できるものと期待いたしております。

2番目の出場者募集のための壱岐市の取り組みはでございます。本大会は、全国からの応募がありまして、全国への募集につきましては主催団体であります国際教育振興会及び国際交流基金を通じて、全国の自治体、大学及び日本語学校等の教育機関並びに都道府県の国際交流協会へ募集案内がされております。期間は2月1日から4月17日まで、今、行われております。

壱岐市内においては、ポスターやチラシ、壱岐市のホームページ、広報いき、ケーブルテレビ、島内新聞での案内のほか、募集要項を公民館の回覧で案内しています。

また、こころ医療福祉専門学校や高校など、外国の方が関係する団体には直接訪問し、案内させていただきます。

3点目の、開催日の聴衆確保に向けての計画でございます。このような機会はまたとない機会でございます。ぜひ、市内の中学生や高校生の皆さんにも観覧いただきたいと考えております。現在、中学生、高校生の積極的な御来場を学校をとおしてお願いしているところでございます。

また、本大会の司会や特別審査員の人選が国際教育振興会とNHKとの間で調整されているところでございます。これらが決まり次第、大会観覧者募集のチラシやポスターを作成が行われて、壱岐市はもちろん、全国に広報される予定となっております。より、多くの皆様に御来場いただけるよう、チラシについて市内全戸配付を予定いたしております。

以上でございます。

〔企画振興部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 1個ずつ、話をしていこうかと思ったんですけど、よくわかりました。

まず1点は、開催地に手を挙げた経緯と目的はよくわかりました。私がこのポスターを当然、今、たくさん貼ってありますので目にしまして、最初思ったのが、前回の議会の一般質問で、私はインターナショナルであるところとちょっと言ってしまったんで、これはちょっと、自分も関心ありましたし、こういう壱岐で本当にこういう弁論大会を開催して、応募者があるのかなという、一つの不安がありましたので、早速その経緯は担当課にいて、ちらっとだけ聞きました。

その中で、先ほど出場者募集の関係で、この主催する国際教育振興会がほぼしますから、そういう面では心配はしてないんですよ、みたいな感じだったので、私はそれでいいのかなっていう

感覚が、まず感じたわけです。何でもそうですけど、例えば壱岐市で何かをやると、そのときにじゃあ、もう手を挙げた以上は、成功させるために、自分は何をしたらいいかなっていうことを、皆さんが当然、感じられていると思いますけど、それを自分に置き換えて、じゃあ私はどうしようかということで、今回、この一般質問に取り上げさせていただきました。というのは、ちょうどこの応募期間、2月1日から4月17日に、こういうことを発信するのは、議会はこのときしかないですから。ケーブルテレビでも見ました。

今からちょっと、私なりの感想を述べますので、あるいは意見、あるいは状況を述べますので、ちょっと参考にしていただきたいと思います。

この日本語弁論大会、開催都市を途中から全国的に回るようにしているんです。ただ、この開催の趣旨の中で、1998年、第39回大会からは毎年、各都市で開催。2018年は、長崎県壱岐市で開催いたします、となっています。

各都市、じゃあ果たして壱岐は都市と言えるのかどうかは別にして、じゃあ九州で今までどんなところが開催されたかなと思って、この後ろにずっと書いてあります。日本全国持ち回りで初めてからのです。最初のほうにやはり福岡が、第40回、福岡市が1999年、今から10年ぐらい前ですか、であっています。

ちょっと人口言いますから、福岡も別に大都市ですから。次に、福岡の次には長崎がやっています。ブリックホールでやっています。ずっときて、別府でもやっています。ここ近くの開催の年数と開催都市、ここに書いてありますけど、一応人口書いてないんで、人口も合わせてお伝えしてみます。2017年58回です。茨城県のつくば市人口23万4,000、その前57回、2016年、岐阜高山市、ここちょっと少なくて8万9,000、2015年、その前、東近江市滋賀県11万4,000、2014年55回、島根県松江市20万3,000というふうに、やはり地方であっても都市なんです。ですから、そういうところに壱岐が手を挙げたと、それは全然かまわないし、私は積極的でいいと思うんですけど、そこらと同じように、国際教育振興会さん、主催者だけに任せていいのかなってというのが、私がありましたので、私もちょっとそういう状況を調べて、この期間にここでお話をするので、ひょっとしたら壱岐に来る人が少なかったからじゃあ困るから、そういうことがあれば、この一般質問の中で、皆さんを含めて市民の方々に興味を持っていただいて、まだ4月17日まで、日にちがありますから。ここで取り上げてお話をしようと思って。国際教育振興会のほうに電話しました。壱岐はちっちゃな島なんで、ちょっと不安視していますと。いつもと同じように応募があるか不安なんで、現状況を教えてもらえませんかという電話をしたんです。そしたら、毎年締切間近にならないと、応募者数はわかりませんと。ほぼ100件ぐらい、いつもあっていますということで。そしたら、現状をお伝えすることはできないけど、どっちに転んでもいいように、今からでも、ぜひ感心を持っていただいて、

どなたかに応募の呼びかけをしていただきたいという思いです。

私、ちょうど九州でそういう大学を思い浮かべるとどこを思い浮かべられます。別府に立命館アジア太平洋大学ってあるんです。御存じだと思いますけど。別府に遊びに行って、夜スナックに行っても、その大学生がめちゃくちゃアルバイトしているんです。そのくらいに九州では有名です。5,000名ぐらいの大学生がいるみたいですけど。

運よく、私の空手の後輩が、後輩といっても外国人ですけど、電話がかかってきまして、今度、明治大学のほうで、ちょっと教鞭とっていたんですけど、九州に行くようになりました。APUですか。立命館アジア太平洋大学に行くようになりましたっていう電話も、ちょっとタイミングよくかかったので、じゃあこういうものがあるから、あなた宛てにポスターを送って、チラシも送るから、ぜひ学生に応募するように、学生のみならず、あなたもぜひ考えてみてくれっていうことで、一応パンフレットとポスターを送ったんです。ただ、ちょっと不安になりましたんで、後から立命館アジア太平洋大学の規模見たら大きいんで、これ本当にいち助教授に頼んでどうなるものかなと思ったので、直接大学に電話しました。

そしたら、やはり直接大学に電話するものなんです。そんなんじゃとてもじゃないけど応募はしませんよと、学生も忙しいんです。だから1学部の1教室か何かでポスター貼って、ちょっと言ったぐらいじゃ、多分、それは難しいですと。考えてみれば、壱岐市でもいろんな市から開催の申し込み来ますよね。リーフレット置くぐらいで、気合を入れようというのはなかなかしないと思うんで、そうですか、どうすればいいですかっていうふうに聞いたら、じゃあ今度、大学の教授会があります、学部内で。よろしければそのときに呼びかけてみましょうかということを送事いただいたので、ぜひお願いしますと。じゃあ、資料も、ちょっと少ないから、1学部にしか送ってませんから、担当課に行って、悪いけどポスターとパンフレットを、その受け持ちのその人宛てに送ってくれないかということで、ちょっとひとプッシュしたわけです。

そういうふうにして、ああ、よかった、やっぱり電話かけて聞いてみるもんやなあと思って、そういうアクションを打ちながら、沖縄にちょうど集まる機会がありましたので、そのときにまた、これを持って行って、10名ぐらいの仲間の各県とか支部の指導者に、壱岐でこういうことがあるとばいと、どうね、外国人のちょっと優秀なのはいないか、本選に受からないと壱岐には来れないよという話をしたんです。そしたら付き添いはどうすると。付き添いは多分、旅費出ないよというような話をして、でももし、あなたたちの知り合いが本選に受かって、あなたが壱岐に来るんだったら、接待だけは約束するからなというような話をして、そこで米軍基地に努めている、私のまた後輩がいて、先生、わかりましたと。じゃあ私がちょっと声をかけてみましょうという、返事をいただきました。

やはり、自分でできることはないかということで、ぜひ、何か手を打っていただければと思っ

ております。

私、以前、健康づくり推進員のときに、28年にイベント打ったんです。壱岐市もお金がないから、どうかして健康づくりのイベントを打ちたいと。そうしたら公益財団法人で全国で、毎年2カ所、そういうイベントに対する補助金が出せてたので、じゃあこれはいいやと思って、過去の実績見たら離島というのがなかったんで、離島はないから、手を挙げたら多分、離島は採用されるよということで、市の職員にお話をして、急いで応募していただいて、案の定、採用されました。今までに開かれてない場所ってというのはやはり魅力があるんです。

ただ、それで予算をとって、事業もちっちゃい事業なんで問題ないかと思ったら、その公益財団法人のほうから一応、私たちに任せるんだけど、少なくとも100人以上は集めてくださいよと。財団から1人講師が行くし、プラスその公益財団法人が厚生省の所管なので、厚生労働省の後援もチラシには入れてくださいよというようにリクエストいただいたんですよ。それから、やはりこれ100名以上は集めなくちゃいけないなということで、市の人と協力して、何とかそのイベントは成功したんですけど、そのような、自分がやってみたことを考えても、やはり何らかの形で自分としては、あるいは担当者としては、壱岐市としては、全力を尽くすに越したことはありません。

先ほど言いましたように、今度初めて、離島というところで開催される、本当に世界に、日本に発信するいい機会なので、そういう意味で今、壱岐市の取り組みはってということでお話をしました。

ついでに、開催日の聴衆確保、これを本当によくやられる動員でもいいですから、満杯にしてください。文化ホールですか、壱岐の島ホール。そうしないと、発信して、例えば会場あと映したどうなるかわかりませんが、あるいは発表に来た、予選を通過した、それこそ優秀な外国人、あるいはその関係者にやはり、壱岐はすごいなというふうに思ってもらえるような弁論大会にしたいと思っているわけです。今ちょっと、私のちょっとした取り組み、それから開催日に向けて、あるいは出場募集に向けての意見とか提案があったんですけど、どなたかこういうことをちょっとやってみようという方がいらっしゃったら、答弁をいただきたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 左野企画振興部長。

○企画振興部長（左野 健治君） ただいまの久保田議員から御意見いただきました、出場者の募集の対策です、これにつきましては、教育振興会等も再度、私たちも確認させていただきまして、いろんな角度から出場者募集を取り組んでいきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

それと、次の3点目の聴衆者の確保でございます。これにつきましては、今のところ中学生200名、各学校にお願いしております。あと高校生は120名、一般の方を300から

400名を予定いたしております。あと関係者として、島外から100名で大体800から1,000名を予定いたしております。そういった形で、再度担当のほうで調整をし、最大の努力をし、全力でこの事業を取り組みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） ぜひ、まずは開催日はたくさん集めるようにしていただければと思っております。

もう一つ、実は長崎国際大学ってありますね、ハウステンボスの近くに。テレビで見てたら韓国の留学生が出てたので、そういえば長崎国際大学もあったなと思って、また電話したんです。そしたら長崎国際大学が2,000名ぐらいです。さすがに、その電話を受けた担当の女性が知ってました。それは去年12月ぐらいだったか、とにかくちゃんとポスターが届いておりますと。だから、見やすいところに貼ってますよと言われたので、私もこういうふうに大学によってはちゃんと届いているところもあるんだなと思って、安心をしていたわけです。

それでは、1番の質問は終わりました、2番目。ORCです。オリエンタルエアブリッジの後継機と壱岐空港についてということで。これ質問は簡単です。前質問で、一般質問で同僚議員も質問されたんで。ちょっと、でも3カ月ぐらいたっているのと、まず2月13日の議会報告会で、この長崎・壱岐間の空港路線について住民から心配してるんだよ、どうなってるんだというような御意見がありました。やはり、そういうふうに御意見があるのであれば、やはりこのような機会にちょっと現況を、非常に後継機の選定の時期が迫っているというようなことで聞いておりますので、その現況を報告をいただきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 7番、久保田議員の2番目の質問、ORCの後継機と壱岐空港についてという、御質問にお答えをいたします。

2月13日の議会報告会でこの問題が住民の方から聞かれたとういことでございます。長崎・壱岐間の航空路線の現在の状況ということでございますけども、議会報告会では、航空路線がなくなるのではないかと心配されている御意見があったと伺っております。久保田議員におかれましては、現在、長崎県離島航空路線協議会の公募委員として会議に参画されて、このORCの後継機に関する質疑等をなされておられまして、この問題に対して、本当に真摯に取り組んでいただいております、敬意を表するものであります。

現在、ORCが運行しておりますダッシュエイトQ200は、老朽化が進んでおりまして、機材整備などでたびたび欠航いたしております。御利用される皆様には御不便をおかけすることが

たびたび生じておりますけれども、Q200の機体については、当分の間は同型機の中古による機材更新がされると伺っております。

しかしながら、Q200の製造がすでに終了しておりますことから、他の中古を持ってきたとしても、そう長くはこのQ200の運行は期待できないと思っているところでございます。

そして、その後の後継といたしましては、同じくダッシュエイト大型のQ400、または別機種を候補としてORC、県などで検討されております。Q400につきましては、五島・福岡間や福岡・宮崎をORCは既に運行させておまして、Q200からの乗員訓練の容易さや、ORCが保有する共通部品などからQ400が後継機として有力な状況にあると言われておりますが、壱岐空港の滑走路が1,200メートルでありますために、容易に大型のQ400を選定できない状況にありまして、そういったことから、昨年11月の知事要望では壱岐空港の滑走路延長を強く要望したところでございます。

実は、Q200は定員39人、離陸時の総重量は15トンでございますが、Q400は定員74名、そして離陸時の総重量は約2倍の29トンでございます。このQ400が滑走路の延長でございますけれども、スペック、仕様によりまして、離陸時1,402メートル、着陸距離1,287メートルということございまして、1,402メートルが基準でございますけれども、この1,402メートルが何と申しますか、離着陸の技術等々によって、これ1,402メートルよりも短い距離で降りる方法はないのかということをお尋ねしております。と申しますのも、知事要望の中で、空港には膨大な費用がかかるということをお尋ねされておまして、できるだけその事業費を抑えるという意味からも、この1,402メートルは短くならないのかということをお尋ねしておりますけれども、これについては、今のところ返事はございません。

それとあわせて、私は、この滑走路の長さだけを問題にいたしておりましたけれども、実は、着陸時にそのトン数によって、今の滑走路が舗装厚、あるいは基礎等々でもつのかということが問題になるんだということも初めて知りまして、そのことについては、今の滑走路でQ400だったら大丈夫だということで、舗装そのものは大丈夫だということでございますので、今残されている課題は、滑走路ということになるわけでございます。

そこで、その議会報告会の中で、どうして根も葉もない1,700メートルを要求したのかという質問もあったようでございます。これは、私は、滑走路をつくるにはやはりジェットの下りる空港は、やっぱりどうせするならばべきだということでございまして、皆さん御存じのように、MRJ、三菱リージョナルジェットでございますけれども、この仕様は実は、着陸で1,480メートル、離陸で1,740メートルということでございまして、こういったことから、ぜひジェットの下りる空港を目指して1,700メートルということをお尋ねしたところでございますので、そのことも申し上げておきたいと思っております。

今後の、滑走路延長の要望をより具体的にしていくために、壱岐空港においてもQ400の運行ができるためのお願いをしたいということ、そして有人国境離島法第7条において、国は空港の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする明記をされております。国境離島地域における空港の重要性がうたわれておりますので、壱岐から航空路線をなくさないよう最大限、努力してまいりますので、議員の皆様方も御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） もう一つ、市長も言われました別の機種、ATR42—600というのがあるんです。これは、フランス、イタリアの航空メーカーが合弁事業でやって、あまくさエアラインとか日本エアコミューターとか、もう既に動き出しています。市長が言われましたように、別の機種になるとパイロットの訓練費用とか何かでものすごい金がかかるということですけど、当然、滑走路延長よりは早くできるし、金もかからないと思うんですけど、このATR42—600というものの検討というものは、どうでしょうかということ、私も県のほうにお話をしたんです。

市長、御存じのように、本来だったらATR42—600、滑走路距離1,000メートルでよくて、新しいこれの後継種は800メートルでもオッケーなような開発も進んでいるようなんです。ただし、残念ながら、私たちの力が及ばないところで、ATR42—600というのは日本航空系です。日本エアコミューターとか。オリエンタルエアブリッジはANA。この大きな日本を2つに分ける航空会社との兼ね合いで、そここのところはもうはっきり言って、国レベルではないと難しいんじゃないかというような話まで教えていただきました。

ですから、そういう事情もありますので、今回市長のほうに、市長と一般質問したわけです。やはり、私たちができる部分とできない部分とあると。できない部分が本当にできないのかどうかというのは、やはり、さっき言いました国レベル、さっきの7条の該当かどうか知りませんが、せっかくの本当に新しい飛行機を購入するのであれば、日本のそういう大きな二大グループの話合いがどうかなって、それこそ地方創生のために大きな会社が力を合わせるということもできないのかなと思っているんですけど。市長の見解があれば。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 確かにそういった部分もあるかと思いますが、私はそのこともありますけれども、ATRについては、例えば確かにパイロットの、今、例えばQ400だって2億円ぐらいかかると言われていますから、きっとその倍以上かかると思います。しかも、問題は、私はもっとそれより大きいのは、ATRはランニングコストといいますか、パイロットが2人いれば通えるんですけど、私はきっと4人いると思っているんです、パイロットは。ですか

ら、そうなりますと、それを壱岐路線だけのために4人のパイロットを確保する、これが、私はとてもじゃないが維持できないと、体力的に維持できないと。そのことのほうがむしろ大きいと思っておる次第です。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） ということで、2番目のORCの後継機と壱岐空港については終わりたいと思います。

それでは3番目、高齢者世帯やひとり暮らし世帯が増加している、壱岐市の対応はということで、質問の要旨で、日々の生活に不安を感じている市民向けに市民福祉課や健康増進課等が情報を共有して、地域を巻き込んだ有効な対策が急がれるが現状と今後の取り組みをお尋ねしたいということにしているんですけど、もう大体、先ほど同僚議員のほうでひとり暮らし、独居老人の安心の確保とかいろいろありましたので、私はこの地域包括ケアシステムについてだけ、ちょっと聞かせていただきたいと。

先日、地域ケア推進会議っていうものもありましたし、私が思いますに、ほぼ高齢者対策の答えというのは出ていると思うんです、取り組みは。それをどういうふうにして実のあるものにしていくか。そういうところにきていると思うんです。それには、現在サロン活動が、健康保険課とか増進課で社協とか呼びかけられています。あるいは老人クラブとかあります。そういうところの連携で、やはり取り組んでいくしかないと思っていますので、そういうところ何か具体的なものがあれば、お聞かせをいただきたいということです。

○議長（小金丸益明君） 執行部、答弁は。高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 久保田議員の御質問にお答えをいたします。

保健課の取り組みといたしましては、高齢者の相談窓口の役割を担う地域包括支援センターでは、ひとり暮らしの高齢者等の安否確認や生活状況を把握することによって、孤独死等を防止、医療介護も必要となった状態を早期に発見をして、適切なサービスにつなげるよう、さらに地域とのつながりをともにしつつ、安心した生活が送れるよう、平成24年度から安心サポーターを市内小学校区ごとに26名要請をして、配置をいたしております。

サポーターを希望するひとり暮らしの高齢者や、地域包括支援センターの相談窓口であります社協の4事業所の相談において、見守り等が必要と思われる高齢者に対し、高齢者見守り支援事業を実施をいたしております。65歳以上で介護サービスや訪問を、そして通所をされていない独居者に、100人に月の1回訪問をしていただくか、そして1回の電話での確認をしていただいております。

この事業で得られた情報は、関係機関や年3回開催する安心サポーターの連絡会で情報共有し、

さらには市民福祉課、各町の民生児童委員協議会等の関係機関相互の情報交換会を開催をし、要支援者、高齢者を定期的かつ適切に把握し、複数体制での切れ目のない見守り、問題発生の早期発見、対応、さらには災害発生時の支援につなげることを目的として、実施をいたしております。

このように、これまでも市民福祉課、保健課、健康増進課など、関係部署はもちろん、警察、消防など関係機関とも連携をし、地域を巻き込みながら、さまざまな福祉政策に取り組んでいるところでございます。今後も引き続き、関係機関との連携を強化して、情報を共有しながら、地域福祉の推進のため見守り活動の強化と相談機能の充実に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 今までの取り組みはよくわかります。私もかなりの年数、老人の介護予防にかかわらせていただいております。どうしても、最終的には人間が足りないんです。マンパワーが足りません。老人クラブ、あるいはサロン、いろいろ所管が違ったりするんですけど、どうしても情報の共有と言いながら、なかなかそれをうまく拾い出すことが難しい現実があると思いますので、先ほど言われたように、例えば安心サポーターもそうですけど、民生員さんもそうですけど、どうしても頻度が、見回り頻度が限られていたりしますので、やはりこれは地域公民館の何とか保健部とかできましたね、福祉保健部とか。そのようなところにも呼びかけて動いていただかないと、難しいと思います。

例えば、老人のひとり暮らしじゃなくて、今、2人暮らし、あるいは3人暮らしでも、本当に動けない人が出たり、施設に入ったりすると、一気に1人とかなくなってしまって、じゃあその状況を誰が把握しているかという、その地域の人が1番把握しているわけです。把握したことを誰かが吸い上げないといけませんね。把握しただけでは、公民館の中の雑談で終わってはいけませんので。そういう取り組みをぜひ、進めていただきたいと思っております。そうすると、市民福祉課も当然、かかわってきますので、間口を広げて、情報を収集して、それに対していかにマンパワー、人々を配置していくかと、いうところに私は、こういう高齢者世帯を、見守りとか生きがいつくりというのは、そういう活動なくしては前に進まないと思っておりますので、前日の地域推進会議でもいろんな意見が出されました。グループごとに、そういう御老人施設の方とか、関係者の意見もそうですけど、高校生の意見も非常にたくさんありまして、じゃあ生徒も学校も当然、巻き込めばいいことであって、そこには教育委員会もかかわってくるんです。そういうふうに、ぜひ、各課の垣根を超えた取り組みを、ぜひとも構築をしていただいて、その中に多くの人がかかわるような形をとっていただきたいと思っております。

地域包括ケアシステムの中では、自助、互助というのがあるんです、共助、公助、4助、4つ

の助けですね。今まではどっちかっていうと互助というのはあまり聞かれてなかったと思うんですけど、互助というのは、近隣、家族、友人、自発的な支え合いボランティアにNPO共助は、ここで言われる共助は、もう制度化された医療とか年金とかそういう制度だよ、公助は行政だよとなっていますので、とにかくこの互助の部分を是非しっかりと取り組んでいただきたいと思います。何か。

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

○保健環境部長（高下 正和君） 久保田議員言われますように、どうしてもマンパワーが足りないのは現状でございます。

今、独居の高齢者といたしましても、65歳以上の方で1,700名程度おられると把握をいたしております。これから、地域の方々にも御協力をいただかないと、この見守りというのとはできていけないと思いますので、行政のほうもかかわって、地域と一緒に解決をしていきたいというふうに思っております。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 今の健康増進課のほうではそういうことですが、ぜひ、市民福祉課とか教育のほうでも、何かこういうふうにしていったらいいんじゃないかというのが、案がありましたらよろしくをお願いします。

○議長（小金丸益明君） 堀江市民部長。

○市民部長（堀江 敬治君） それでは、市民福祉課の取り組みを少し話させていただきたいと思えます。

まず、市民福祉課のほうでは、平成26年度から自治公民館に、先ほど申しましたように福祉保健部が設置をいたしております。健診率の向上と合わせまして、地域による見守り活動を実施いたしております。

特に、平成27年度から、地域安心見守り事業といたしまして、郵便局、宅配事業者、電気水道を初め、島内の民間事業者と協定を締結いたしまして、日常の業務の中でさりげなく見守りをしていただくということで、異変に気づいたときには市のほうに連絡していただくようにしております。

そういったところで、現在、14の事業所と協定を締結し、御協力をいただいております。先般、独居の御老人が自宅で亡くなられていたという事案が芦辺町で発生したわけでございますが、これにつきましても九州電力の通報によりまして、対応をさせていただいたところでございます。

また、高齢者の中でも認知症の方の対策としましては、平成21年度からいきいき安心ネットワークを組織いたしまして、認知症の方が地域で安心して暮らせるように、また行方不明となった場合には、早期に発見できるよう、啓発活動や検索システムの構築に努めているところでござ

います。今のところ徘徊の恐れがある方といたしまして、22名登録をいただいております。警察、消防を初め、各関係機関で情報を共有しているところでございます。

最後に、安心見守りボトルということを実施しているわけですが、これにつきましては民生委員の皆様、地域内の訪問活動とあわせて、平成28年度からひとり暮らしの高齢者、高齢者夫婦世帯などに安心見守りボトル、この配付をいたしております。これにつきましては、緊急連絡先や医療情報を掲載したカードを入れたボトルを冷蔵庫のほうに保管をいただいております。自宅で急に具合が悪くなった場合、救急隊の救急活動に活用されております。これによりまして、かかりつけの医療機関を初め、その他の連絡、情報伝達をスムーズに行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） はい、よくわかりました。各課でいろんな取り組みがなされております。取り組みをしていく中で、とにかくかかわっていく中で、また新たな課題が生まれてきて、そこでもっといい取り組みができていくのではないかと考えております。

先ほど同僚議員が、平昌オリンピックの話がされました。私も体を動かす者として非常に興味を持っておりました。小平奈緒選手が500メートルの決勝の前にウォーミングアップをしておりますという画像が流れました。私も見て、これならできそうだと思う、自分でやってみて、次に子供たちにやらせて、これは誰のどんな競技のウォーミングアップだと思うかというようなことを、クイズ形式にして、そこでこういう狙いがある、こういうウォーミングアップをするんだよと。特に壱岐の子はウィンタースポーツにはなかなかなじみがないので、そういう話をしました。

私がここで言っているのは、やはり何でも、さっきの外国人による弁論大会でも、まずは自分でできることはないかということで、ちょっとチャレンジしてみてもどうですかということです。そこで、壁にぶつかるかもしれませんが、ただそれは、壁の高さを知ることができただけでも一歩前進です。ぜひ、壱岐市が取り組む施策には私たちもそういうスタンス、そういう立場で、これからも協力すべきは協力して、指摘すべきは指摘していきたいと思っております。

以上で終わります。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、久保田恒憲議員の一般質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明日3月9日金曜日、午前10時から開きます。

なお、明日も一般質問となっており、3名の議員が登壇予定となっております。

壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時47分散会

---

---

平成30年 老 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第 4 日)

---

議事日程 (第 4 号)

平成30年 3 月 9 日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

- 1 番 山川 忠久 議員  
4 番 清水 修 議員  
1 1 番 鵜瀬 和博 議員

---

本日の会議に付した事件  
(議事日程第 4 号に同じ)

---

出席議員 (15名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 番 山川 忠久君 | 2 番 山内 豊君  |
| 3 番 植村 圭司君 | 4 番 清水 修君  |
| 5 番 赤木 貴尚君 | 6 番 土谷 勇二君 |
| 7 番 久保田恒憲君 | 9 番 音嶋 正吾君 |
| 10番 町田 正一君 | 11番 鵜瀬 和博君 |
| 12番 中田 恭一君 | 13番 市山 繁君  |
| 14番 牧永 護君  | 15番 豊坂 敏文君 |
| 16番 小金丸益明君 |            |

---

欠席議員 (1名)

- 8 番 呼子 好君

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

- |       |        |       |        |
|-------|--------|-------|--------|
| 事務局長  | 土谷 勝君  | 事務局次長 | 米村 和久君 |
| 事務局係長 | 若宮 廣祐君 |       |        |
-

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	左野 健治君	市民部長	堀江 敬治君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	原田憲一郎君
農林水産部長	井戸川由明君	教育次長	山口 信幸君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	平田恵利子君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ報告いたします。長崎新聞社ほか2名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

呼子議員から欠席の届け出がっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

**日程第1. 一般質問**

○議長（小金丸益明君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、1番、山川忠久議員の登壇をお願いします。

〔山川 忠久議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1番 山川 忠久君） おはようございます。よろしく申し上げます。

まず冒頭にお話ししたいことがあります。参議院議員に宮本周司さんという方がいらっしゃいます。この人は、全国商工会青年部連合会の会長を務められ、全国比例で参議院議員に当選された、私も商工会青年部員ですが、商工会青年部員の兄貴分的な存在です。

その宮本参議が、先週金曜日の参議院予算委員会で質問に立たれました。その内容は、まさに昨年9月に私が一般質問で取り上げさせていただいた小規模企業支援と、そして事業承継の話でした。世耕経済産業大臣からも力強い支援の言葉があり、またやりとりの中で、安倍総理からも、小規模企業はその本業だけでなく、消防団活動やPTA活動など地域を支える、なくてはならない存在であるとの言葉もあり、中小・小規模企業に対する強い思いを感じることができました。谷川代議士の国境離島に対する思いもそうですが、これまで余り国から注意を払われなかった

人々に明るい光が差し始めていることを強く認識し、改めて気の引き締まる思いです。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、壱岐市の情報発信のあり方についてです。

既に、多くの地方公共団体でフェイスブックページが開設されていますが、壱岐市にはまだページはありません。昨年、壱岐市のホームページがリニューアルされ、それもまだまだ改善の余地があるとは思いますが、そのホームページの大切な情報を効率的に拡散していくためには、やはりSNS、特にフェイスブックの活用が必須だと考えております。

調べたところによりますと、現在、35都府県、市区町村としては1,100以上の自治体がページを持っています。長崎県では、県はページを持ちませんが、9市2町、例えば長崎市のページには4,000の「いいね」がついています。これはつまり、長崎市が一つの記事を上げると4,000人にリーチする可能性があるということです。佐世保市は7,500、対馬では、ここはなぜか全部英語表記のページですが、「いいね」が820、五島市では2,500、また他県では、例えば福岡市が9,000、佐賀県武雄市では、何と3万もの「いいね」がついています。壱岐市ではどうでしょうか。市長はフェイスブックのページとブログもお持ちです。ブログの読者数は、こちらでは把握ができませんでしたが、フェイスブックページの「いいね」は、現在528件だと認識しております。

ここでホームページとブログ、SNSの違いについてお話ししたいと思います。ホームページのすぐれている点は主に3つ。1つには、情報の寿命が長いということ。2つ目には、検索エンジンとの相性、つまり、グーグルなどで検索すると上位に上がってくるということです。3つ目には、滞在時間が長く、熟読度も高いということです。要するに、本当に情報が欲しい人には、ここに置いてありますのでいつまで読むことができますよというメリットがあります。

SNSのすぐれている点は2つです。1つ目は、情報のリアルタイム性、例えば、先月2月に行われました壱岐市福祉大会、島田洋七さんの講演会もあって、かなりの人が壱岐の島ホールに集まりましたが、ちょうどこれから島田洋七さんが出てくるというタイミングで、平昌オリンピックでフィギアスケートの羽生選手のフリーの演技が終わるぐらいのタイミングでした。そこで、スマートフォンで調べて、一番情報が早かったのがツイッターでした。そのとき、ちょうど教育長もいらっしやいまして、この点数なら金メダルもほぼ間違いないだろうということで、安心して講演会、そしてその後のアトラクションも楽しむことができました。それが、その情報のリアルタイム性というのがすぐれた1点。

2つ目は、情報の拡散度です。例えば、1,000の「いいね」がついているページに記事を上げれば、人それぞれの利用頻度にもよるとは思いますが、それでも何百人の人の目に触れ、そしてそれを読んだ人が記事に対して、またそれを「いいね」をしたりコメントするなどのアクシ

ョンを起こすことによって、さらにその人の友だちにまで情報が拡散していく、指数関数的に情報が広がっていくわけです。そして、ブログはその中間といったところでしょうか。

壱岐市でも、「ウルトラマラソン」や、そして「I k i — B i z」、そして最近では移住促進のための「いきしまぐらし」などのフェイスブックページがあり、それらは効果的に運用されていると思いますが、やはりそうした事業を壱岐市が主体でやっていますということをアピールするためにも、壱岐市の公式フェイスブックページというのが必要になってくると思いますが、これからも開設の予定はないのでしょうか。

また、2つ目の質問ですが、民間では既にいろんな団体、個人がSNSを使って効果的に壱岐を宣伝していらっしゃいます。壱岐市の情報も、ホームページをチェックして、その都度、効果的に情報を発信してくれています。何の見返りも求めることもなく、壱岐のためになるならとの思いが、そういう人たちにはありますので、壱岐市からもそういう人たちに向けて情報を提供できるような、そうした取り組みについて可能性を探れないだろうかというのが2つ目の質問です。

以上の点について、御答弁をよろしくお願いします。

○議長（小金丸益明君） 山川忠久議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） おはようございます。1番、山川議員の質問にお答えをいたします。

御質問、1番目の内容でございますけども、フェイスブックを初めとしたSNSページ、これについて開設の予定はないのかという最初の御質問でございます。

本市では、急速に進む情報化社会の中で、市民皆様を初め、利用者のニーズの拡大に対応するために、また本市の日本遺産認定を機に、さらなる情報発信を図るために、昨年度に壱岐市ホームページのリニューアルを行っております。

リニューアルにおいて、トップページを充実させ、使いやすさを重視した利用者に優しいホームページを心がけ、また災害等緊急時の対応など、その利便性の向上を図ったところでございます。

今後は、議員御指摘のとおり、SNSとの連動の必要性を考えておきまして、壱岐市ホームページと連動させることで、さらなる情報発信を図るため、現在、壱岐市フェイスブックページを開設する準備を進めており、できるだけ早い段階で開設したいと考えております。今後も、市ホームページの充実を図るとともに、SNSを初め、各種ツールを活用した効果的、効率的な情報発信に努めてまいります。

次に2番目の質問でございますが、行政の情報と民間の各団体、個人を含めた壱岐の島の総合的な情報発信をする取り組みの可能性についてでございます。

壱岐市の情報発信につきましては、市のホームページを初め、壱岐市福岡事務所、その他壱岐

市観光連盟など多くの関係機関、団体、そして市民皆様にも、ブログやインスタグラム、フェイスブックなどを使って壱岐市を大いにPRをしていただいております、先ほど議員おっしゃるように、市長もブログやフェイスブックを使って、壱岐市での出来事やさまざまな行事などについて御紹介をさせていただいております。

議員御指摘の、行政の情報と民間の各団体、個人を含めた壱岐の島の総合的な情報発信をする取り組みにつきましては、民間団体や個人を含めると膨大な情報量となり管理が難しいことや、利害関係などが発生する可能性が高いため、市として一元化することについては現在考えておりません。

ただ、先ほど議員おっしゃったように、協力していただいている方々に対して、積極的な情報の発信というのは心がけていくつもりでございますけれども、それをどういう形で行うかということは、今のところまだ具体化はしておりません。

なお、行政に関する各種の市政情報、観光情報、イベント情報などについては、昨年度にリニューアルしました壱岐市ホームページの中で、体系的に整理を図り、利用者が見たい情報を、必要に応じて幾通りもの方法でたどりつけるよう、トップページに配置をしております。

また、市ホームページのトップページに、広報PRのコーナーを設けておりまして、その中で壱岐仕事サポートセンター「I k i—B i z」、壱岐市ふるさと商社、「いきしまぐらし」等のホームページをリンクさせており、民間やその他に関連する情報への誘導を図っております。

今後は、先ほどお話がありました壱岐市のフェイスブックページを開設しまして、そちらとも連動して、さらなる情報発信に努めてまいりたいと考えております。

現在の情報発信の取り組みを紹介させていただきますと、政策企画課管理分としては、壱岐市ふるさと納税に関して、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、ユーチューブ、ライン、壱岐市地域おこし協力隊に関しましては、フェイスブック、インスタグラム、そして男女共同参画壱岐に関しましては、フェイスブックの3種類がございます。

地域振興推進課管理分としましては、「いきしまぐらし」に関しては、ホームページ、フェイスブック、「ウルトラマラソン」に関してはホームページ、フェイスブック、離島プロジェクトに関しては、ホームページ、フェイスブック、インスタグラム、ユーチューブ、壱岐コスプレプロジェクトに関しましては、ホームページ、フェイスブック、インスタグラムの4種類を取り扱っております。

観光商工課管理分としては、壱岐市観光連盟に関して、ホームページ、フェイスブック、インスタグラム、福岡事務所に関しては、ホームページ、ブログ、フェイスブック、インスタグラム、壱岐仕事サポートセンターに関しては、ホームページ、フェイスブック、インスタグラム、壱岐市ふるさと商社に関してはホームページの4種類がございまして、あわせて11種類取り扱って

いるところでございます。

なお、市ホームページのトップページには、お役立ちリンク集を設定をしております、このページの活用について、お問い合わせもメール送信ホームからできるようにしておりますので御活用いただきたいと思います。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） フェイスブックページの開設に前向きな返答をいただきました。大変素晴らしいことだと思います。

それでは、それぞれの事業について、ホームページ、そしてまたフェイスブックページがありますので、そうした壱岐市の公式フェイスブックページで随時そういった情報をシェアしていただけると、もっとより効果的に情報が拡散できると思います。

また、市の職員さんの中にも、フェイスブックや、最近ではインスタグラムを使って、そうした情報を発信していらっしゃる方もありまして、例えばきのうも、壱岐で古事記をテーマにしたマンガとアートのプロジェクトが始動したという記事を職員さんが上げていらっしゃいました。しかし、やはり個人の名前ですので、その人を知っている人でなければ職員かどうかはわからないし、やはりそこは壱岐市が上げるということに重みが違ってくると思います。そうした職員の皆さんの意見を集約して、ぜひとも早急に検討を重ねていただきたいと思います。

そしてまた、民間との協働について、これは情報が膨大になり過ぎるため難しいとのことですが、もう既に、きのうまでに2,221人のメンバーがいる、その名も「壱岐」というグループがあります。フェイスブックをしない人には少し説明が難しいんですが、参加するには管理者の承認が必要になり、そして島内外の壱岐のファンの方がどんどんそのグループに集まっています。

これは7年前に、もとは数人のメンバーの連絡網として立ち上げたのが、だんだんと情報発信の意味合いが増してきて、今のように大きなグループになったということです。壱岐のことが好きなら、どなたでも参加できるというスタンスはとりつつも、気持ちのよい交流ができるようにと一定のルールがあり、非常に成熟したコミュニティーだと思います。

あさつての日曜日、「鉄腕ダッシュ」の放送があり、壱岐でのロケが放送されるという情報も、壱岐市のホームページに上がった情報を拾って、そして「壱岐」のフェイスブックのグループに上げたりと、常に壱岐市の情報にアンテナを向けていらっしゃいます。管理者の1人にお話を伺いましたが、やはり自分で探して上げるよりも、壱岐市からの情報提供によって上げるほうがやりやすいし、また信頼度も高いと。そして、より多くの情報を拡散できるだろうということです。

また、昨年、壱岐でも講演をされたフェイスブックジャパンの社長や、そして広報担当者も、

この「壱岐」のグループに興味を持たれており、いろんなところでこの「壱岐」のグループのことをお話しされているということです。

このように、成熟した民間のグループがあり、さらには大元の運営会社のバックアップも見込める状況で、これを始めない手はないと思いますが、こうした状況に対して、何か御意見があればお願いします。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山川議員のただいまの御意見について、お答えをさせていただきます。

市が中心となって一元化に取り組むということにつきましては、先ほど述べさせていただきましたとおり、民間を含めると膨大な情報量になる、これがまず1点でございます。

次に、管理に混乱を、そういうことで管理に混乱を来すということで、次に行政が関与しにくい、または取り扱えない分野も出てくる可能性があります。それと、利害関係が発生することも想定をされます。

こういうことから、現在のところは官民をあわせての情報発信の一元化については、慎重に考えているところでございます。これらの問題を解決する方法等がございましたら、今後、情報等をいただければ検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） 先ほど言いましたとおり、フェイスブックジャパンが恐らく協力してくれるだろうという思いがありますので、そうしたところに相談されて、ぜひこのお話を進めていただきたいと思います。

先日、島外の方と意見交換をする場がありましたが、その中でも口々に言われたのが、壱岐市へのアクセスの難しさということでした。観光連盟、それから壱岐市などでも、そうした情報は発進されているとは思いますが、実際にそうした人たちの立場に立ってみると、ベイサイドに行くと、どの船に乗るのか、まずわからない。そして、船が決まっても、どのビルに行けばいいかわからない。そして料金体系もわからない。そして、壱岐に着いたら着いたで、港が3つ、これは壱岐島民にとってはすばらしいことですが、島外の人にとっては混乱をしてしまうということです。

そうしたことで、壱岐市がこれから観光を活性化させ、移住を促進していくというなら、島外に向けて効果的に情報を発信して、そして島民も壱岐の情報に精通し、誇りを持ってお出迎えすることが何よりも大切だと思っています。ぜひとも情報発信について、これからも研究を続けていただきますようお願いして、1つ目の質問を終わります。

次に、大きな項目で2番目の質問に移ります。

12月、1月と、忘年会、新年会のシーズンが終わったかと思えば、早くも年度が変わりで宴会の多い時期となりました。壱岐の料理は観光客の皆さんが驚くほどのおいしさと、そして量も自慢ではありますが、いつも気になるのが宴会場をあとにするときに食べ残された料理です。飲食を提供する側としては、その店の評判にかかわるため味も量も落とすことはできないということで努力されているわけで、それを残して帰るといのは大変申しわけない気持ちになります。

統計によると、国民1人当たり1日茶碗1杯分の食品が捨てられているということです。壱岐市でもかなりの量が廃棄されていると思いますが、こうした事態を壱岐市としてどのように対策していくか、その考えをお伺いしたいと思います。

そして、2つ目の質問ですが、食品ロスについて調べたときによく目にするのが、「3010運動」という取り組みで、これは宴会が始まったら、最初の30分とお開き前の10分間は自分の席についてしっかりと食事を楽しみましょうということと呼びかける運動です。これは福井県で始まり、長野県松本市が採用して、少しずつ、今もなお全国に広がっている運動であります。実践事例も多く、導入しやすい運動だと思いますが、壱岐市でも取り組まれてみてはいかがでしょうか。

3つ目に、食品ロスに関しては、消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省など各省庁もそれぞれ対策に乗り出しているようです。九州でも、飲食店にも食品ロス削減への努力を促すために、「九州食べきり協力店」への登録制度というものがあり、これは小盛りメニューの提供や食べ切りの呼びかけ、そして廃棄物のリサイクルなど食品廃棄を減らす努力をしている飲食店の登録制度です。壱岐市では、登録してあるのは、「はらほげ食堂」さんが食材使いきりメニューの導入ということで1件だけ登録してあるようです。

また、九州食品ロス削減施策バンクという制度があり、こちらは各市町村の食品ロス削減の取り組みを登録する制度です。長崎県では、現在6つの市町が登録されています。

このように食品ロスに対する危機感が高まり、そして自治体がどのように対処しているかにも注目が集まっている中で、壱岐市としてどう対処していくか、御答弁をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 山川議員の御質問、食品ロスの削減の取り組みについて、お答えをいたします。

御指摘の「3010運動」につきましては、私も議員からの通告書を見て、関係資料を精査したというのが実情ではございますが、お答えをしたいと思います。

壱岐市といたしましては、平成24年4月に供用を開始をいたしました壱岐市クリーンセンター、そして壱岐市汚泥再生処理センター、この2つの施設の計画段階におきまして、資源循環

型社会の推進、そして焼却ごみを減量化することを決定し、可能な限り資源のリサイクルに力を入れてきたところでございます。

市民の皆様には、ペットボトル、空き缶、トレー、新聞・雑誌等の古紙の排出をお願いするとともに、新しい対策といたしまして、廃棄物となった食品残渣の液肥化、し尿汚泥・浄化汚泥の堆肥化、焼却灰のセメント原料化などを実施をいたしております。結果といたしまして、廃棄物のリサイクル率においては、県下ではトップを続けている状況となっております。

このような取り組みと並行をして、議員御提案のように、壱岐の食材でつくられたおいしい料理を堪能し、その結果として廃棄物として出さないということも大きな取り組みになるのではないかと考えております。

市といたしましても、情報を収集をして、広く市民の皆様には現状をお伝えするとともに、飲食を提供される事業者の方々と連携を図りながら、「3010運動」へ取り組んでいくことも必要だと考えております。

長崎県の取り組みを御紹介をいたしますと、平成29年度から、新しい事業として「エコ&ヘルシーながさき推進事業」が開始をされ、昨年11月に食品ロス削減推進協議会が設置をされています。その取り組みといたしましては、食べきり運動の推進のホームページを開設して、協力店の検索、取り組みに対しての事例の紹介ができるよう整備を進められることとなっております。その中で、九州食べきり協力店への登録推進として、飲食業、ホテル業組合、食品衛生協会等の各種団体の講習会の機会を活用して、食品ロスの具体的な取り組みについて、指導、紹介が実施されることとなっております。

宴会等における食べ残しに対しましては、厚生労働省や消費者庁など4省庁から飲食店等における食べ残し対策に取り組むに当たっての留意事項ということで、食べきりの促進や食べ残し料理の持ち帰りは自己責任の範囲で行うことなどが示されております。これらを参考にして、食事を提供する側、提供を受ける側がお互いに理解を深めて取り組んでいければと考えています。

また、食べきりになりますと、健康面からの配慮が必要となってまいりますので、宴会の予約をする際は、参加者の年齢層や男女比などの情報を事前に店にお伝えし、店側も幹事さんと打ち合わせていただくことで食品のロス削減につながるものと思われまます。

また、九州食品ロス削減施策バンクの登録に至ってはおりませんが、壱岐市ヘルスマイトの皆様が、「いきのしま地球温暖化防止キャンペーン」の折に、エコクッキングの紹介として、野菜の皮やへたを使ったスープや、だしを取った後のだしがらで佃煮をつくって市民の皆様には提供している活動もあり、登録に値するところでございますので、今後、これらを含めた食品ロス削減対策につながる活動のバンク登録に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） 「3010運動」や、それから九州食品ロス削減施策バンクについて、前向きな御答弁をいただきました。

県の廃棄物対策課に、九州食品ロス削減施策バンクについて電話で聞きましたが、まだ昨年11月に始まったばかりの制度であるし、そしてまた実際にどれくらい廃棄物が減ったかの算出は、膨大なコストがかかり過ぎるために難しいだろうということで、こうした取り組みの効果を知るのには、やはり食べる人と提供する側が実感しなければいけないということだと思います。

また、この施策バンクに登録することで、九州各自治体のいろんな取り組みを共有することができるということで、壱岐市からの申請もぜひお待ちしておりますということでした。

それから、「3010運動」をやったとして、それで食べきれればいいんですが、先ほどお話にありましたように、どうしても無理なときには持って帰るということもあるかと思います。民宿をやっている友人と話しましたが、お店のほうからそれを勧めるということは、やはり難しいということで、壱岐保健所に問い合わせましたところ、やはり宴会場で出す料理は、その場で食べるということを前提としているので、持ち帰りとなると食中毒のリスクが高まり、そういうことは余りお勧めはできないということでした。

しかし、農林水産省のホームページには、こうした取り組みの一環として、「宴会五カ条」というものがありまして、今部長から御紹介されたところとかぶるんですが、まずは適量注文、そして2番目には、幹事さんからおいしく食べきましょうという呼びかけ、そして3つ目は、初めの30分、そしてお開き前の10分は席を立たずに食べましょうと、そして4つ目は、食べきれない料理は仲間で分け合う、そして5つ目、それでも食べきれない料理は、お店の方に確認して持ち帰りましょうということで書いてありますので、自己責任の範囲で持ち帰りもやったほうがいいという認識でいいだろうと思います。

今お話ししたことは、例えば先ほどのお話にもあるように、あらかじめ男女比や年齢層を事業所に伝えたりと、食べきれなかった場合は持ち帰るということをあらかじめ伝えるということは、事業所と利用者の努力が必要になってくるわけですが、こうしたことについて、また何か意見があれば、お願いします。

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

○保健環境部長（高下 正和君） 「3010運動」につきましては、環境省のほうのホームページを見ますと、その推進のために作成をされた、テーブルの上に置く三角柱、感じのいいものがサンプルとして宴会ごとにアップをされております。これらを活用することによって、食べるほうも意識をしながら食べられるということになると思いますので、そういうのも利用しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） ありがとうございます。今回、食品ロスについて取り上げましたが、最終的には、楽しく食事を楽しむのが目的であって、強制的に健康を害するような食事の仕方を推進したいわけではありません。今回、議案が提出された壱岐市高齢者福祉計画にうたわれているように、高齢者になっても健康で安心して暮らせるまちを実現していかななくてはなりません。楽しく食べることとおいしく食べきことは相反することではありませんので、市民の皆さんの協力を得ながら、この運動を推進していきたいと思えます。

以上で、私の質問は終わりにします。ありがとうございます。

〔山川 忠久議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、山川忠久議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） 次に、4番、清水修議員の登壇をお願いします。

〔清水 修議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 清水 修君） おはようございます。それでは、4番議員、清水修が、通告に従いまして、3月議会冒頭におきます白川市長の施政方針の中から関連して、これはもう少しお尋ねしたいなと思ったことについて、次の4点についてお尋ねいたします。

1つ目は、30年度予算編成におけるスクラップ・アンド・ビルドと優先順位についての考え方、2つ目に、第7期介護保険事業における介護保険料の値上げについて、3つ目に、婚活事業と小中学生の離島留学制度について、4つ目に、壱岐市葬祭場の改築計画についての4点です。

それでは、項目が多いので早速入ります。

1つ目の質問は、施政方針の終わりに述べられた、「地方財政を巡る国の動向に注視して平成27年度に作成した第2次壱岐市総合計画の着実な実施を軸にして、スクラップ・アンド・ビルドの徹底、さらに事業の優先順位の明確化による効率的な予算配分を行う」と述べられたことへのお考えのお尋ねになります。

昨年度の議会資料も見てみましたら、昨年の3月議会でも、このことは当然申しておられました。年々縮減が求められる壱岐市の財政、限られた予算の中で、これからの壱岐市のためにベターな選択として、ごく当たり前の施政方針であることはわかりますが、立ちどまって自分の身の回りや市内の状況を見るとき、例えば、公民館から道路の拡幅や危険箇所への対応などの要望を上げて、現場での状況確認をしてもらい、さて、いつになるのやらと思うことも珍しくないと思えます。

当然、市内全体から上がってくる要望というのは膨大な数になることでしょう。市内全体を見回しての危険度や工事費用の関連などで、すぐにできることや、かなり待たされる状況になって

いるということがあると思います。また、4町時代の施設や行事などは、幾らかはスクラップできているでしょうが、各地域からの要望もあって、なかなかスクラップできない現状を感じます。

私の身近な例で申しわけありませんが、旧沼津中学校のグラウンドと、その下にある、間もなく見ごろとなる白翁という大きな桜の木があるわけですが、その旧テニスコートの整備を兼ねて、地域での交流の場づくりとして、まちづくり市民事業という事業に取り組みさせていただきながら地域の施設を維持しております。

市がきちんと管理して、使用料を求めて維持するのか、何らかの補助をすることで地域との連携を図るのか、放置したり、または払い下げてスクラップするのかなど、さまざまな選択肢があるかと思いますが、私たち沼津の公民館では、このまちづくり市民力事業を活用させていただいておりますが、この事業も、あと2年で自主財源の確保に努めるように31年度で終了しますという要綱を見ました。

当然、地域の力をつけて、補助に頼らないまちづくり、地域づくりをしていかなければいけないとは十分わかりますが、なかなかスクラップ、そして新たなよりよいビルドというものは難しいと思いますので、そのスクラップ・アンド・ビルドの徹底と優先順位の明確化について、どのようなお考えかをお伺いいたします。

関連になりますので、もう一つのことも言います。

また、施政方針の中で、少子高齢化社会を乗り切るために「新しい経済政策パッケージ」の国の取り組みと基調を合わせた聖域なき徹底した見直しというのも上げられておりましたので、学校図書館への図書購入費についてのことで少しお尋ねします。

その前に、お礼を一つ言わせていただきます。12月議会等で学校司書のことを話題に出しましたが、次年度の予算に、学校司書の方を現在3名から4名配置で提案されているということをお私なりに見させていただきました。本当にありがとうございます。

学校図書館への図書購入費については、私の勝手な受けとめかもしれませんが、図書購入費の増額は、学校図書館整備計画の一環であり、学校司書配置と同じように国からの地方交付税で補助され、市で予算化措置されているものだと思っておりましたが、いろいろ老岐市のホームページを見的过程中で、ふるさと納税寄附金のページがありまして、その中にその寄附金の使い道というのが28年度で載っておりました。その中に、幼稚園、小学校、中学校の図書購入費として、小学校に424万円、中学校に240万円、幼稚園に23万円という使い道が示されておりました。これは私が最後の年を勤めた28年度の当初予算で説明を受けた額と、まあそう変わらない数字だったように思います。

国がそれぞれの市町村にどれぐらいの学校図書館整備計画予算を配当しているかなどまでは調べておりませんが、正直言って、ちょっとこう納得が行かないなというような気がしてお

りましたので、関連で質問させていただきます。

前回も、この学校図書館の出番ですという第5次学校図書館整備計画のことを、いわゆる主体的な学び、アクティブ・ラーニングを勧める基盤づくりとして、基盤整備のために配置されたというふうになっております。学校司書さんのことについては、先ほどしていただいておりますので申しませんが、学校図書館の図書費について、本当に地方交付税の中の、その整備計画の一環として使われておられたのかどうかを確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 清水修議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 4番、清水議員の御質問にお答えをいたします。

まず最初の質問でございますが、スクラップ・アンド・ビルドの徹底、事業の優先順位の明確化について、その方針を伺いたいという質問でございます。

本市の財政状況は、歳入全体に占める市税などの自主財源の割合が約20%と極めて低く、収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存している状態でございます。合併後の大型事業などについては、合併特例債や過疎債などの地方交付税措置のある市債を有効に活用しながら、壱岐市総合計画にも掲げております「海とみどり、歴史を活かす癒しのしま、壱岐」を将来像として、さまざまな事業に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、本市の大変厳しい財政状況の中、各事業会計の健全経営化、各種施設の維持改修、統廃合などさまざまな課題を抱えており、限られた財源を有効かつ最大限に活用するため、事業の実施に当たっては、政策評価を踏まえた事業の取り組みを行っているところでございます。

収入の柱であるべき地方税も大きな伸びを期待できず、それを補う地方交付税も減少する中、将来の行政需要を賄いきれなくなってきておりまして、従来から実施してきた事業をそのまま今後も継続することは困難な場合もございます。

これらを踏まえた上で、今まで以上に無駄を省き、より効率的に行政運営をすることはもちろん、前例踏襲的な予算確保とならないように、既に役割を終えたと思われる事業の廃止、見直し、そして時代の変化に応じて変わる住民ニーズへの対応や、真に必要な政策に対し、必要な事業の選択と集中といったスクラップ・アンド・ビルドを実施しているところですが、今後とも事業部局、担当職員が自治体経営という視点を持ちながら、施策の実現のためにどのような事業を優先し、どのような事業に予算を集中的に投入するか、あるいは予算の投入をやめるかといった判断力がさらに求められると考えております。

多様化する住民ニーズへの対応、住民サービスの低下等につながらないよう、担当部局を含め、事業の選択と集中には苦慮している状況ではありますが、市民皆様の御理解と御協力をいただきながら、今後ともスクラップ・アンド・ビルドの徹底を推し進めてまいりたいと考えております。

具体例を挙げますと、29年度コミュニティ施設のバリアフリー化改修に要する経費の一部を助成するコミュニティ施設バリアフリー化補助金、これにつきましては、時限的な措置ではあれ、当初の目的、役割を終えたとの判断から、30年度は事業の廃止を行っております。

また、新規事業の例としましては、1つ、定住プロジェクトを推進するため、UIターン者に対する移住費用の負担を軽減するための一部助成として定住奨励事業、2つ目に、地域包括ケアの推進に必要となる人材の確保及び移住定住促進施策の一環として、壱岐市内に居住し、かつ壱岐市内の事業所に就職された方が返還する奨学金及び家賃等の一部を助成する地域包括ケア人材確保支援事業、3つ目としまして、壱岐市内の小中学校へ、離島留学生の移住費など一部を助成するいきっ子留学制度などを計画をしております。

次に、事業の優先順位の明確化による効率的な予算配分につきましては、さきに述べました政策評価及びスクラップ・アンド・ビルドによる事業の選択と集中の結果を踏まえまして、政策企画課において毎年ローリングによる見直しを行い、壱岐市振興実施計画の策定を行っております。この壱岐市振興実施計画に沿って、適正で効率的な財政運営を行うために、事業の優先順位の明確化による効率的な予算配分を行っております。

次でございますが、2番目の質問で、例えば、まちづくり市民力事業は31年度をもって終了するようですが、これはスクラップですかという質問でございます。

まちづくり市民力事業は、補助金制度でありまして、平成23年度からスタートをしております。補助金は、基本的には3年間で見直していくこととしておりまして、現在の壱岐市まちづくり市民力事業補助金補助交付要綱では、平成32年3月31日限り効力を失うと、先ほど清水議員がおっしゃったとおりでございます、3年間の時限立法としております。

これまで第1期は、平成23年度から平成25年度まで、第2期は、平成26年度から平成28年度まで、第3期は、平成29年度から平成31年度までと延長をしております。第1期から第2期においては、制度を開始して間もないということで、さらに市民力事業の活用推進を図るため、期限の延長のみを行っております。第2期から第3期におきましては、平成28年度において、これまでの制度における課題等の洗い出しを行い、平成29年度からの3年間でこれらを解決できるよう要綱の見直しを行い、平成31年度まで期限の延長を行ったところでございます。

今後は、また3年目を迎える平成31年度において、本事業の課題や事業効果等の検証を行い、その時点で延長をするかしないか、または新たな制度を構築するかという検討をすることになります。

私のほうからは、以上で終わります。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山口教育次長。

○教育次長（山口 信幸君） 清水議員の御質問にお答えをいたします。

ふるさと納税の使い道で、平成28年度幼・小・中学校図書購入費683万円使われているが、地方交付税に含まれる図書館整備計画からはどれくらい予算化されているかという問いについてでございます。

新たに平成29年度から5年を期間とする学校図書館図書整備等5カ年計画に基づき、学校図書費の地方交付税措置がなされております。小学校費で18学級当たり77万9,000円、中学校費では、15学級当たり104万8,000円が積算基礎とされており、平成29年度の壱岐市の小中学校の交付税措置総額は787万9,000円となります。また、28年度の交付税が552万5,000円となります。

この地方財政措置は、用途を特定しない一般財源として措置されており、特定財源でないため、教育振興費の中の一般財源として充当されております。平成28年度の幼・小・中学校図書費の決算額は、幼稚園が43万5,000円、小学校が424万1,000円、中学校が246万6,000円の計714万2,000円で、その財源に先ほど言われるようにふるさと応援寄附金687万円が充当をされています。

これはふるさと応援寄附金のしまの未来を担う人材育成プロジェクトとして、子育て、教育の充実、担い手の育成などの取り組みに対して寄附されたものでございます。特定財源として28年度の学校図書費に充当されているということでございます。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） 1つ目の市民力事業についての回答をいただき、本当にありがたく思っております。市の財政の状況、または未来に向けての施策等につきまして、本当に苦慮しながら、政策評価をもとに、また多様な変化の中で取り組んでおられるということもわかりましたし、市民力事業についても、また課題を見出し改善するのか、または新しく取り組むのか、そういったことも検討していただけるという御回答をいただきましたので、ぜひ私たちも地元地域をしっかりと守りながら、壱岐市民として頑張ったいと思いますので、どうかよろしくその辺は御配慮をお願いをしたいと思います。

また、国の学校図書館整備計画に対する図書費のことにつきましては、今きちんと数値を挙げて、これだけのお金が配当されており、それを一般財源化して使っている、または足りない部分といいますかの部分は、ふるさと納税の寄附金からこのように子供たちのために使っているということで御回答をいただきました。

正直、私たちはなかなか詳しい内容がわからないのは当然ですけれども、何かしら疑念的な思

いをしたり、感じたりすることがありますので、きょうはこの場を借りてお伺いしてよかったです。

これから外国語の教育につきましても、新しいいろんな計画をされていますし、ITCについても今年度たくさんの機器を入れていただいておりますので、そういった未来の子供たちのためにいただいているそういった予算については、しっかり使っていただいて、予算化していただいとすることを期待して、次の項に行かさせていただきます。

2つ目は、第7期の介護保険事業についてですが、このことは、先日3月6日の全員協議会でも説明を受けましたし、また、これまでも同僚議員からたくさんの関連質問がありましたので、私としては、時間のこともありますので、この値上げについて市民の皆様にもう少しよくわかるような説明をしていただければなというふうに考えておるわけです。

確かに、このたびの第7期の介護保険事業は、私も読まさせていただきましたけれども、途中でこう、いろんなことから、総合的に、また課題を掘り下げて、周到的な計画がされておりました。高齢者人口の遂行と将来予測、要介護者の推計をもとにニーズ調査を行い、その結果を見据えて課題を見つけ、4つの目標に対して、その課題克服に向けた具体的な施策の展開が述べられておりましたので、保険料の値上げも仕方がないなと思いつつも、いや、これでいいのかなと思つての質問でございます。

特に、地域包括支援システムの構築に向けては、いろんな人材確保やさまざまな見回り体制など必要な部分がたくさんあるとは思いますが、介護保険料の値上げについて、わかりやすい説明をお願いできたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 清水議員御質問の第7期の料金の値上げ等の内容について、御説明を申し上げます。後日開催されます委員会のほうでも詳しく御説明をする予定といたしておりますので、内容について、主なものに限って説明をさせていただきます。

まず、介護サービスの整備の内容といたしましては、今回、追加を計画いたしておりますのが、居住系サービスの施設として、32年度にグループホーム2ユニット、18人のサービスの開始を目指して、平成31年度に整備をする計画をいたしております。また、平成30年度から、定員12名での認知症対応型通所介護の事業開始や、通所介護が定員12名の増加、短期入所生活介護が14床の増加が見込まれております。このような在宅系サービスの充実が図られるものが、介護保険料が上がった主な原因となっております。

地域包括ケアシステムの実現につきましては、課題である人材確保に努めるとともに、専門職だけではなく、地域住民を主体としたボランティア活動も重要な役割を担ってまいります。

このようなことから、高齢者福祉サービスの提供について、住民に理解を深め、地域住民の活力を導入しつつ、行政の果たすべき役割、住民の方々の参加、協力を得る分野を明確にして、団塊の世代が75歳となる平成37年をめどに、壱岐にふさわしい地域包括ケアを進めていきたいと考えております。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） 簡潔な御説明を3つのことにまとめて言っていただき、私も、ああ、なるほどそういうことかということを感じることができました。施設のこと、住居のそのサービスのこと、また包括ケアのこと、人材確保など伺いましたので、このことは次年度から始まる第7期の計画でございますので、また機会を見つけて、いろんな課題等が目についてくると思いますので、そこで新たに質問はさせていただきますが。

私も地域の公民館長として、順番で受け持っておりますが、先日来も言われてますように、公民館の果たす役割の大切さを自分なりに感じております。どうしても、地域のことというか、そういうことは、常に連絡員と回ってくださる方や、館長とか副館長とかそういう方々が小まめに挨拶がわりに声をかけられる、何かそういう触れ合いというのが大事だな、そして、私の地域には、老人会組織というのが消滅といますか、なくなっております。いろんな状況を見る中で、やはり地域に、公民館だけでなく、そうした老人会とかサロンとか、そういう新しい地域をまとめていって暮らしをよりよくしていくことが大事だなと考えておりますので、その辺についても御協力をできる限りしていって、壱岐の皆さんが安心して暮らせる高齢化社会というものを迎えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3つ目の質問として、婚活事業、小中学生の離島留学についてに進みます。私としては、この2つの事業というのは、壱岐が抱える、または私たちみんなが願っている人口減少対策の歯どめをかける、何か大事な施策だなというのを感じましたのでお尋ねします。

確かに、この婚活事業としての「イキイキお結び大作戦」、私も存じてはおるわけですが、5年で2組のカップルが成婚されています。この実績をもとに改善していくというふうには計画は示されているわけですが、この婚活事業の前には、いろんな努力がなされたのだろうとも思います。

身近なところから「壱岐市内の方同士の出会いの場づくりとかはありよとで」というふうなことを伺ったりもしましたので、島外からお嫁さんを迎える「お結び大作戦」も、当然続けていくと思いますが、壱岐の者同士がもう少し出会える機会というようなことを考えておられるのか、もうそれは以前したこと、もしくは婚活サポーターとか支援者の方に任せているとか、そういったことでの受けとめでいいのか、その辺のことをお尋ねします。

そしてもう一つの、この小中学生の留学制度、壱岐っ子留学制度のことですが、いわゆる私が一番気になったのはIターン者の親子留学というふうに書かれてあった言葉に対するものでございます。おお、すごいなと思いました。ただ、Iターン者というのは、いわゆる都会と田舎という言い方を、言葉を使えば、都会の方が都会に住んでおられる住所がある方が壱岐に移り住む、田舎に移り住む、これがIターン、そして壱岐の人が、例えば都会に出て帰ってくるのは、当然、Uターンになると思うんですけれども、親子でIターンとなりますと、親は、親さんは、壱岐出身者ですからUターン、子供さんはもう向こうで居住し、生まれて居住してありますからIターン扱いになるのかなとかいうふうに考えたものですから。

その辺の取り扱い等については、運営委員会等できちんと今後、考えられて対応されると思いますが、何分そんなにたくさんの予算も計上しておられないと思いますので、一気に増ということとは望めないかとは思いますが、非常にこのことは、壱岐のためにも、また壱岐市の教育をしっかり、さらに広げるためにも、いい取り組みだと思いますので、そのIターン者の取り扱いと言いますか、そういったところの現時点での考え等をお聞かせいただければ幸いです。よろしくお願ひします。

○議長（小金丸益明君） 左野企画振興部長。

〔企画振興部長（左野 健治君） 登壇〕

○企画振興部長（左野 健治君） 4番、清水議員の、3の「人口減少に歯どめをかけるための施策について」、1つ目の、婚活事業「お結び大作戦」での成果をもとに、さらなる充実を図られるが、もっと地元の在住者同士が会う機会を工夫してつくる必要があるのではないかと御質問でございます。

これまで、本市が人口減少対策の一環として行っております「イキイキお結び大作戦」、過去の5回では、市内在住男性と市外在住女性との交流事業として行ってきております。

本事業は、結婚という目的に加えて移住推進の目的もありますので、女性の参加については、過去の5回については市外の方に特定させていただきました。「イキイキお結び大作戦」の前に行っておりました「壱岐いきウェディング」ふれあい交流事業イベントでは、市内外を問わず御参加をいただいたこともございますし、当時、男性も、壱岐市出身で市外にお住まいの方も、近い将来、Uターンを希望している方でも参加可能ということもあります。また市内でのイベントではなく、市外、過去には福岡市に出向いてのイベントを実施したこともございます。

しかしながら、議員御指摘の市内女性の参加は非常に少ない結果に終わっております。これまで市が主催する実行委員会で行ってきておりますイベントは、参加者数、男女合わせて約40名規模で行ってありますが、30年度においては、これまでの「第6回イキイキお結び大作戦」に加えて、市内の女性も参加できる、参加人数も小規模なもの、そして企業、会社間、各種団体間

での交流など、誰でも参加しやすい内容のものを計画していきたいと考えております。

その開催に当たっては、市内の民間団体等における婚活イベントの開催経費の一部について助成できる壱岐市ふれあい交流事業補助金制度も活用していただき、例えば、青年部組織とか女性部組織による実行委員会との協働により、婚活イベントの開催なども検討してまいりたいと考えております。

また、結婚応援隊にも少人数での交流イベントの開催など、出会いのきっかけづくりについても働きかけを行っているところでございます。

以上でございます。

〔企画振興部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山口教育次長。

○教育次長（山口 信幸君） 清水議員の質問にお答えをいたします。

小中学生の離島留学制度の中で、Uターンの親子留学は制度化できないかについて、お答えをいたします。

まず、今回のいきっ子留学制度については、3つのタイプの離島留学から選択していただくこととなります。

1つ目が、壱岐高校の離島留学生と同じ児童生徒が、単独で里親の家にホームステイする里親留学で、ホームステイ費は月額7万円、実親の負担が月4万円で、市は月3万円を補助するタイプ。

2つ目が、児童生徒が祖父母等の家から通学する孫戻し留学で、実親は実費負担し、市から祖父母等に対して、第1子に月3万円、第2子以降が月1万円を補助するタイプ。

そして3つ目が、Iターン者の親子留学で、孫戻し留学と同じ額と別に、移住支援として引越越し費用及び交通費の3分の2以内、または20万円を限度に補助するタイプとなります。

御提案のUターン者の親子留学にも制度化できないかとの御質問ですが、今回、離島留学制度の計画に当たり、移住定住担当の企画振興部と教育委員会で協議をし、また住み分けを行いました。その中で、UIターンの支援として、移住者住宅等支援事業があり、壱岐市に永住の意思を持って居住し、5年以上継続して定住する方に対する支援事業がございます。

それに対し、今回のいきっ子留学制度の留学期間は、ただし書きはありますが、原則1年間としております。定住支援の対象とはならないため、今回、新たにIターン者の親子留学に対して移住支援を創設するものでございます。

よって、Uターン者の支援等につきましては、既存の定住促進支援制度を活用していただければと思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） この婚活の取り組み、そして留学制度の取り組み、本当にこれからの壱岐の未来を担う大事な事業だと思います。今年度からの有人国境離島法による起業化促進など、就業環境もものすごく以前とは違う雇用の促進が期待できますし、ぜひこういう機会をいかしていただいて、壱岐に帰ってこれるような支援といいですか、そういったことで非常に私もわくわくしております。

なかなか向こうに移り住んで、そして帰ってくるとなると、やはり退職してからとかいうことへの考えにならざるを得ませんけれども、こういった婚期、結婚を機にとか、または子供の教育のためにというふうなことの起爆的な、そういった事業があれば、そういった帰ろうというお考えになられるのではないかとこのように期待しておりますので、いろんなさらなる改善というか、そういったことも十分に各課で検討したりされております。どうかよろしく願いをいたします。

時間も残り少なくなってまいりましたが、4点目に移らせていただきます。

壱岐市葬祭場が30年余りたちまして改築予算というものが次年度のほうに予算されて、来年の4月に開業予定ということでお伺いしております。現在の火葬場の管理員の方は、1年雇用の更新で業務委託だというふうに伺いました。なかなか土日の休日等も完全に確保されるわけではなく、友引やいろんな日が悪い日とかは仕事があられないのかもしれませんが、万一のときの電話での受け入れとかそういったことは、常に万全の体制でずっと続けてこられたと思います。

また、定期的な草刈り作業や管内の掃除とか、いろんな業務も業務委託の中でされてあったと思いますが、このたび新しくできる葬祭場の業務運営について、今のような雇用条件の中で進められるのか、また新しい業務を考えておられるのか、その辺のことを、まずお尋ねいたします。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 4番、清水修議員の4番目の質問、壱岐葬祭場の改築計画について、業務運営についてどのように考えているかということでございます。

壱岐葬祭場は、現在、火葬業務及び施設の清掃等管理業務を個人、お一人と委託契約により運営を行っております。壱岐市といたしましては、新葬祭場の火葬炉設備が自動制御板等による新たな装備となることや、不測の事態が発生した場合に火葬業務の支障リスクの軽減を図るとの観点から、新葬祭場の建設を機に、指定管理者制度の導入を考えております。

しかしながら、葬祭場は自主事業をする施設ではなくて採算を上げることができにくい施設でありますことから、指定管理料の額や指定管理の内容に検討、考慮を要すると思われま。

このようなことから、実施設計により施設設備の詳細が判明した段階におきまして、業務運営

について最終的な判断を下し、議会の皆様とも協議を重ねたいと考えているところでございます。

御参考までに、長崎県内21市町におきまして火葬場が37カ所ございます。そのうち指定管理をしておりますのは、1市、松浦市の1業者で2カ所の火葬場を指定管理でしているという状況でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議員（4番 清水 修君） はい。ありがとうございます。

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） すみません。

新しく改築される壱岐市葬祭場の業務運営についてお答えいただき、ありがとうございました。

なかなか私も言葉がよく理解できてなくて、委託契約ということで、今は委託契約、そして今度新しくいろんな機器等の対応のために指定管理者制度を設けられるということ伺いましたので、これを機に、よりよい葬祭、そして先ほども言われたように、これはもうかるとかそういうことの事業ではありませんので、壱岐市の皆さんのために、しっかり取り組んでいただきたいと思えます。

私も今回の一般質問を、ちょっと項目が多くて深まりの薄い内容にはなったかもしれませんが、30年度の予算編成において、私なりにここはどうなっているのかなという思ったところを質問させていただきました。

膨大な資料がタブレットに送られてくるわけですが、なかなか見づらくて、探しにくかったり十分まだ慣れておりませんので、今回は壱岐市のホームページのPDFファイルをダウンロードして、印刷をして、それを見ながらやられたりして勉強させていただきましたので、大分これまで以上にいろんなことが見えてくるようになりました。次年度に大きな夢と希望を持って、市政を見ながら、そして私も本当にこれでいいのかということで、また次回、取り組ませていただきますのでよろしくお願いします。ありがとうございました。

〔清水 修議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、清水修議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時35分といたします。

午前11時22分休憩

.....

午前11時35分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、11番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

○議員（11番 鵜瀬 和博君） それでは、今回3月会議におきまして、私が最後の一般質問者となります。進化する白川市政として、ぜひ前向きな御答弁をお願いしたいと思います。

それでは、時間もありませんので、早速ですが、通告に従いまして、11番、鵜瀬和博が一般質問をさせていただきます。

大きく3点。まず1点目におきましては、「少子高齢化に向けて」ということにはしておりますが、主に日本の10年先に行く先進地の高齢化離島として、ぜひ先進的な取り組みをしていただきたいと思っております。

3月会議におきまして、議案第22号壱岐市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定がされ、審議をされる予定となっております。この計画において、高齢化率は、平成37年度まで右肩上がり、平成37年には今の35.8%から38.8%と予測をされ、高齢者のうち65歳から74歳の前期高齢者は、平成32年以降、減少しますが、75歳以上の後期高齢者は、平成32年以降、増加が予想されております。

そのような中、最近、新聞でもお誕生・お悔やみの欄を見ますと、お悔やみの方が断然多い状況で、2月1日現在、壱岐市の人口は2万6,150人、4月になれば、高校を卒業した人や転勤等異動によりさらに減少し、人口減少、高齢化速度が計画より進捗しているように感じております。そのため、現在策定をされております人口ビジョン、総合戦略、第2次総合計画など、さらにスピードを上げて、さまざまな施策に取り組まなければならないと考えております。

高齢者の中には、独居老人、または高齢者夫婦世帯、認知症高齢者を介護する高齢者も増加しております。その高齢者の多くは、日常の買い物、病院に行くにも公共交通機関が主となり、バス停までが遠かったり、また運転免許証を返還したくても自家用車以外の交通手段もなく、返還したとしてもタクシーの負担もかかると、交通弱者となっている人も多い状況です。

そのことに加え、身体的な理由等により、窓口での各種申請や証明書取得、期日前投票等、さまざまなサービスを受けることに大変苦慮をされております。そのため、きめ細かなサービスを提供するために、行政側が市民へ歩み寄ることが必要と考えます。

そこで、3点について質問をいたします。

まず1点目、現在、各支所、出張所の窓口に行かなければ、住民票を初め、各種証明書等が取得できない状況になっております。石田支所以外は高台にあり、交通弱者の高齢者や共働きや小さいお子様のいる御家庭など、市役所の開庁時間、つまり平日しか対応できないため、大変苦慮をしているとお聞きをしています。特に春先は、転出・転入等の手続で、窓口の対応も普段より多く、混雑をしております。

そこで、以前からも提案しておりましたが、市内にもコンビニが少しずつふえてきておりますし、西海市のようにマイナンバーカードを活用したコンビニで各種証明書を取得できるようになれば、全国のコンビニで各種証明書が取得可能となり、島内にいる人だけではなく、仕事や進学等の理由により島を離れた人も大変便利になります。県内で離島発として先駆けて実施してはどうか、お尋ねをいたします。

2点目、毎回選挙のたびに、全国も同じですが、壱岐においても投票率が低下をしております。中学生や高校生への主権者教育はもちろん、平戸市のように車による移動式期日前投票所を設置したり、巡回バスなど運行したりすれば、改善できるのではないかと考えます。

国政選挙では移動支援経費、主要選挙では平成28年度から特別交付税措置がされるようになっております。来年は県議選、参議院選が実施予定となっておりますが、このことについて、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。

3点目、現在、4庁舎においては、耐震をするようになっておりますけれども、郷ノ浦本庁においては、現在、耐震化のために市民部等の窓口業務は旧地下会議室に臨時的に設置をしております。高齢者や利便性の点から、現状のままではどうかと考えますが、この3点について行政側の考えをお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬和博議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 11番、鵜瀬和博議員の御質問にお答えいたします。

御質問の1項目めの1つ目でございますが、マイナンバーカードを利用して各種証明書をコンビニで取得できるようにしてはどうかという御質問でございますが、現在、各種証明書等を取得していただくには、開庁時間内に窓口に来庁していただくか、郵送により請求をいただいているところでございます。

マイナンバーカードを利用したサービスの一つに、コンビニ交付がございます。議員御承知のとおり、このコンビニ交付については、全国約5万3,000店を超えるコンビニで、午前6時30分から午後11時まで御利用ができます。また、時間外でも証明書の取得が可能というふうになっております。

制度開始当初については100市区町村で導入をされておりましたが、本年2月末現在、501市区町村、県下では議員が紹介された西海市のほかに、長崎市、佐世保市、大村市がサービスを提供している状況でございます。

マイナンバーカードを活用したコンビニ交付で提供できるサービスは、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写しというふうになっております。

このコンビニ交付を導入するには、まずイニシャルコストとして、市区町村の住基システム等の改修等が必要になります。改修経費につきましては、システムベンダー、老岐市はNECでございますが、これによって差異はございますが、地方公共団体情報システム機構が平成28年に調査した住民票の写しと印鑑登録証明書のコンビニ交付導入団体の平均の金額は、1,600万円というふうになっております。

なお、各種税証明書や戸籍証明書につきましても、導入する場合には、それぞれ、またシステムの改修費等が必要になってまいります。

この改修費につきましては、平成31年度までは特別交付税措置がございまして、対象経費の2分の1が、上限は6,000万円でございますが、さらに導入後3年間は財政措置が講じられるというふうになっております。

また、導入しますと、あわせましてランニングコストが発生をいたします。詳細を申し上げますと、地方公共団体情報システム機構への負担金といたしまして220万円、証明発行構築ベンダーへコンビニ交付サービス利用料、いわゆるサービス使用料でございますが、こちらも導入団体の平均となりますので参考値ではございますが、240万円程度かかります。したがって、合計年額460万円程度が必要となっております。また、これに証明書の交付手数料として、証明書1通につき115円をコンビニの事業者へ支払うということになります。

ただいま申し上げました経費の面以外に懸念される点といたしまして、2点がございまして、1点目が、現在窓口で証明書を発行する際、来庁されたお客様の中には、どの証明書を取得すればよいのか、また戸籍なのか住民票なのか、また証明書にはどこまで記載されたものが必要かなど、細かなところで迷われる方等がおられまして、その都度、職員が内容を聞き取ったり確認しながら交付することがございます。コンビニ交付では、そのような個別の対応ができないということがマイナス面で挙げられるというふうに考えております。

また、2点目、マイナンバー制度のメリットの一つに、国民の利便性の向上が挙げられますが、これは今まで年金や福祉などの申請時に用意しなければならなかった住民票や、所得証明書等の証明書類が不要になることとございまして、証明書自体必要とされる頻度がだんだん減っていくということが予想されます。

このようなことを含めたところで、コンビニ交付導入の必要性については、慎重に検討する必要があるというふうに考えております。特に、小規模市町村では、費用対効果が見込まれないとの理由から、導入に慎重な団体が多いというアンケート調査の結果も出ております。

今後、整備にかかる費用面の動向、そして人口の面では、同じ規模の、先ほど申しました西海市が、先月からサービスの提供を開始されましたので、その利用者数等の状況を参考にしながら、今後、研究をしてまいりたいというふうに考えております。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 中上選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（中上良二君） 鵜瀬議員の2項目めの選挙における投票率低下の改善に向けた取り組み、研究についての御質問でございます。

私、選挙管理委員会書記長の職を拝命をいたしておりますので、選挙管理委員会での協議を踏まえまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

さきの長崎県知事選挙における投票率については、本市では51.08%で、50%は超えたものの、前回の54.68%と比較をいたしますと3.6%の減、また県全体においては36.0%で、前回の40.72%と比較をいたしますと、4.69%の減という結果になっておりまして、本市をはじめ、県内、また全国的にも投票率の低下が懸念をされているという状況でございます。

選挙管理委員会といたしましては、これまで投票率の向上に向けて、回覧文書によるお知らせとか街頭啓発、そして告知放送、ケーブルテレビ等、できる限りの選挙啓発に取り組むとともに、地域からの要望を受けまして、高齢者の皆様などがより投票しやすい場所に投票所を変更するなど、投票率向上に向けた環境づくりにも配慮をしてきたところでございます。

また、平成27年6月の公職選挙法の改正によりまして、平成28年執行の参議院議員の通常選挙から、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことに伴いまして、投票率向上を目的の一つに、壱岐高校、そして壱岐商業高校において、全生徒を対象に選挙についての説明会を行うとともに、両高校とも公共施設であるために、期日前投票ができるシステムの環境の整備ができましたことから、両高校において、各1日ずつ2時間、期日前投票を行ってきたところでございます。

県内の市や町においても、投票率向上に向けた取り組みがなされておりますが、その一つとして、議員お話しの平戸市における移動式期日前投票所開設の取り組みでございます。これは、投票所の統廃合により、投票所がなくなった地域を対象にされておまして、これは10地区あるそうでございますが、この地域を対象にされております。

手順といたしましては、特定の日時、場所、例えば公民館とかなどを投票所として告示を行いまして、投票所となる自動車を告示した日時にその場所に移動して、車内で投票ができるようになっておりますけれども、投票の際には、投票者ごとに電話で事務局と連絡をとり合いまして、投票者の資格の確認とか、二重投票のチェックなどが行われております。

また、この移動式の投票所についても、通常の投票所と同じように、管理者、立会人、そして事務従事者等の人員の確保が必要になってまいりますので、人員の確保とか費用対効果、また電話での確認のやりとりなどが発生することなどから、適正な選挙事務についての課題も少しあるものと理解をいたしております。

また、送迎等の移動支援につきましても、鵜瀬議員のおっしゃるとおり、地方選挙での移動支援経費の2分の1の特別交付税措置がありますことは承知をいたしておりますけれども、残りの2分の1については市の財源で対応することになることや、地域の選定、そして時間帯など、移動式期日前投票所も含めまして、市内において不均衡が生じないような方策も研究をする必要があると考えております。

いずれにいたしましても、投票率の向上については、選挙管理委員会といたしましても大きな課題でございます。今後も長崎県選挙管理委員会をはじめ、県内の選挙管理委員会等と情報を共有しながら、そして選挙の適正な執行に十分配慮し、またできる限りの経費の節減も考慮をしながら、検討と研究を行ってまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 鵜瀬議員の3項目めの御質問にお答えをいたします。

郷ノ浦本庁は、現在、耐震化のため、市民部の窓口業務は旧地下会議室に臨時的に設置しているが、高齢化や利便性の点から、現状のままでよいではないかという御質問でございます。

郷ノ浦庁舎につきましては、今年度から耐震改修工事を行っておりますが、1階部分の耐震改修工事に伴い、昨年12月18日から市民福祉課、会計課、郷ノ浦支所の執務室として地下会議室を利用しまして、またこども家庭課、税務課の執務室は3階のほうに設けております。1階部分の耐震改修工事が本年の6月までの予定となっております、その後に2階、3階の工事をを行う予定となっております。

鵜瀬議員の質問の、高齢者の方への配慮や利便性の観点から、地下会議室を現状のまま執務室として利用できないかということでございますが、執務室につきましては、業務の効率化を図るとともに、市民サービスの向上につなげることが重要となります。市民皆様にわかりやすく、利用しやすくするため、市民皆様が利用する頻度の高い窓口部署や関係部署を集約配置いたしまして、あわせて移動にかかる負荷の軽減を図る必要があると考えております。

現在、郷ノ浦庁舎地下会議室は狭小スペースであることから、市民皆様が利用する頻度の高い窓口部署を重点に配置をしておりますが、特に住民移動に関する手続におきましては、こども家庭課、税務課等の関係部署での手続もあわせて必要となりますが、地下のスペースが狭隘なことから、こども家庭課、税務課の執務室は、先ほど言いましたように3階のほうに設けております。別の階に置かざるを得ませんで、庁舎内での移動等に御負担になっている状況にもあり、市民皆様には大変御不便をおかけしているところでございます。

また、2月16日から始まっております市県民税・所得税の申告は、これまで郷ノ浦庁舎の地下会議室で行ってございましたが、そのスペースがなく、現在は2階会議室で行っており、さらに

申告に来られた方の駐車スペースの確保が厳しい状況にあることから、沓岐警察署の裏の敷地を臨時駐車場として御利用いただくなど、大変御迷惑をおかけしている状況でございます。

また、これまで各選挙における期日前投票所並びに当日の投票所を地下会議室に設けておりましたが、さきの知事選挙、衆議院議員選挙におきましては、耐震改修工事のために、現在、企画振興部が入っている沓岐振興局の第1別館の入り口付近に開設をしております。市民皆様には投票所の変更等で大変御不便をおかけしたところではございますが、現在の郷ノ浦庁舎の執務室、会議室等の状況を考慮いたしますと、このような一時的な会議や業務等の開催場所は、それぞれ仕切られ、ちょうどよい広さを有している現在の地下会議室が最も適しているんじゃないかと考えております。

逆に、執務室を地下スペースに置くことは、地下スペースが執務室としては狭隘で、場合によっては廊下でお待ちいただくかなくてはならないようなこともございます。駐車場スペースがないことなどを考慮いたしますと、本来、地下のスペースに執務室を置くことは難しいというか、適当ではないんじゃないかと考えております。

郷ノ浦庁舎を利用される多くの方は、車で来庁されると認識しておりますが、正面玄関においても駐車スペースは台数が限られておまして、混雑している状況にもありますが、このような状況を緩和するために、平成30年度の当初予算におきまして、郷ノ浦庁舎横の用地の購入を計画しております。今後、駐車場としての整備を考えておりますが、この整備により、郷ノ浦庁舎を利用される方々の駐車スペースの確保につながるとともに、1階正面玄関へのスムーズな移動にもつながるものと考えております。

このように、郷ノ浦庁舎を利用される市民皆様の利便性の向上と駐車場確保など総合的に判断しますと、庁舎玄関から近いところに、市民皆様が利用する頻度の高い窓口部署や関係部署をワンフロアーに集約配置することが望ましいと考えております。

また、郷ノ浦庁舎は会議室も不足しておりましたので、耐震改修工事完了後は地下会議室を会議室として利用することはもちろんでございますが、これまで同様、市県民税、所得税の申告受付会場、選挙の期日前投票所など有効活用してまいりますので、御理解をいただきますようよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） まず1点目のコンビニ交付につきましては、多額の費用がかかるので研究をするということでございました。ぜひ、マイナンバーカードをいかに活用するかというのは、各市の企画力にもよるし、その経費に見合うだけの効果が算出できれば、それは投資する必要があるんじゃないかならうかと思えます。

先ほど、堀江部長が言われました窓口での対応、これはもう引き続き並行してしないと、全てを全部コンビニでやれというわけじゃなくて、窓口は残したまま、そういった島外に出た人とか若者向けに、ぜひコンビニをすれば、さらに利便性ができるんじゃないかということと、本来なら、高齢化になっていますので、私は実は車で巡回型の移動連絡車みたいなのをしたらどうだろうかと思っております。

というのが、実は、鹿児島県の薩摩川内市の甑島ですね、ここは移動式の連絡車を巡回しております、住民はその指定の時間帯に出向くことによりまして、要は市役所の窓口と変わらないサービスを受けられるということで、特に端末等については、その専用のネットワークでしております。今となつては、壱岐市と同じように無線LANを使って、そういう取り組みをされているようでございます。

それをすることによって、その対象の地区の高齢者においては大変好評でありまして、特に、高齢化や交通アクセスの現状から鑑みると、今年から、今後はそのコンビニ交付もあわせてするような形をとられているようでございます。今すぐにといいわけにはいきませんが、先ほど部長が言われました平成31年まで2分の1の補助事業があるようでございますので、要はその研究をするということでしたので、それまでにやはり結論を出して、するかしないかをぜひ十分研究をしていただきたいと思っておりますが、その点についてお尋ねをいたします。

また、投票につきましてのこれも移動式期日前投票所は、要はそれを一番しやすいんじゃないかなと思っております、それをして、その後、その移動式の動く行政の連絡車をするという、ツーステップの考え方をもって質問をさせていただきました。

3点目の窓口につきましては、以前の1階の窓口については、かなり見た目も人が多くて、職員が多くて、なかなか入りづらいような状況がありましたので、総務部長のお話は十分わかります。だから、ぜひそういった部分を改善していただいて、入りやすいような状況をしていただきたいと。

また、高齢者に配慮して、以前から言っていました総合受付みたいなのがあって、高齢者が来たら職員が行って、どういった御用ですかというような御用聞きみたいなのもしていただければ、その窓口のそういった部分の入りやすい改善ができるんじゃないかと思っておりますので、この点について、堀江部長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 堀江市民部長。

○市民部長（堀江 敬治君） 再質問でございますが、まず、ちなみにこれは質問の中にはないんですが、このマイナンバーカードの交付率でございますが、2月末で12.4でございます。今議員おっしゃいますように、超高齢化社会となっておりますので、先ほど申されました巡回型のその移動車等、そういったものも踏まえまして、なお31年度までが特別交付税の措置ということ

でございますので、早急に研究検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 今堀江部長のほうから、マイナンバーカードの支給率が12.4%で、今回、国境離島の島民カードについても、まだ、あと1年先延ばしになりまして、皆さん手続をされてない方も多いようでございますので、例えば、時期を捉えて、あとイベントごととかに職員が出向いて、その離島民カードの普及ちゅうか申請をその場でしてもらおうような手続したら、さらにふえるんじゃないかと思いますが、その点について、どのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思っております。島民カード、部長ですか、総務部長ですか。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 離島島民カードの交付、そしてマイナンバーカードの交付という申請交付についての促進策として、いろいろなときをおいて、積極的にPRしたらどうかという御意見でございます。これはもう当然、PR活動、そして推進活動については、随時対応しておりますけれども、先般、マイナンバーカードの交付につきまして、島民離島割引カードとのセットの御意見を質問で中田議員さんのほうからもいただいておりますけれども、今後、そのマイナンバーカードを活用して島民カードに切りかえるというような構想、総務省からの意見もいただいておりますので、そういうことで、積極的にマイナンバーカードの交付活用ということについて推進をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 高齢化によりまして、要はその交通弱者の高齢者がかなりふえているということで、29年度に地域公共交通網形成計画を策定をされております。来年度に地域公共交通再編実務計画を策定される予定になっております。ぜひ高齢者を初めとする交通弱者救済のために、スクールバスの活用や、コミュニティバスの運行、乗合タクシーの実施に向けて、元気な高齢者でいてもらうために、そうすることによって、今回、私が提案した内容については幾らかの解消ができるかと思っておりますので、実施計画に期待をして、この質問については終わりたいと思っております。

次に、郷ノ浦港フェリーターミナル周辺の整備について、御質問させていただきます。

有人国境離島新法が施行されまして、フェリー・ジェットfoilの利用者がふえ、駐車場も混雑しており、路上駐車も大変目立っております。今後、インバウンド誘致事業や知事の施政方針説明書によりますと、30年度から宿泊施設と体験プログラムを利用する観光客を対象に、島民運賃並みの割引を実施する企画乗船券を導入予定となっており、新たな新法関連の旅行パック

も造成をされ、さらに島内外の利用者がふえ、壱岐の窓口機能が集中する郷ノ浦港ターミナル周辺の整備が重要と考えます。

昨年の9月会議、そしてきのうの同僚議員からも駐車場整備の質問があり、井戸川農林水産部長は、「有人国境離島新法の施行後、運賃の低廉化によりフェリー・ジェットフォイルの利用者がふえ、駐車場が混雑をしているので、利用状況を調査し、現状を把握をしている。そのため、30年度において、元居トンネル横に臨時駐車場40台分を整備し、さらに市民の御理解と御協力をお願いし、推移を見守りたい。ターミナル前の現駐車場においては、県にも相談したが、現時点では県として整理する予定はないが、補助金適正化法にのっとり手続をすれば、市の予算でするならば可能」との答弁をされましたが、間違いないかお尋ねをいたします。

2点目は、ターミナル周辺は、第2次壱岐市総合計画にあるように、観光関連施設整備事業の一つとあり、整備する必要がある、ターミナル横にこのたび壱岐観光サービス拠点施設も間もなく完成し、その条例も提案されております。ターミナル前の駐車場を立体駐車場として、1階を屋根つきタクシー乗り場、レンタカーの受付窓口を併設し、観光連盟と企画振興部の事務所兼案内所、つまり観光地域づくりを行うかじ取り役の壱岐版DMOの拠点として、2階以上を有料の一般駐車場、月ぎめ駐車場、現ターミナルを観光バス・宿泊バス専用にするれば、多くの利用者の利便性が図られると考えるが、その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 鵜瀬議員の質問にお答えいたします。

ターミナル駐車場の観光関連施設の整備を含めた具体的な整備の御提案をいただいているところであります。ターミナル駐車場は、港湾の臨港交通施設であり、郷ノ浦港は長崎県管理の港湾でありますので、港湾施設の整備については、これまで基本的には県で整備をしていただいております。

きのうの市山議員の質問で申し上げましたが、県としては、現在、駐車場の増設計画はないとのことでありました。また、市が市の負担で整備するとした場合は、財産処分等所要の手続が済めば許可することは可能との判断でありました。

立体駐車場の整備については、以前から話があっておりますが、建設費の償還、また立体駐車場といった建物を建設すれば維持費も必要になることから、整備後の有料化の検討も必要であろうかと思っております。

駐車場は、ターミナル利用者のために無料で開放している施設でありますので、平日の駐車状況が駐車可能台数の6割から7割程度の状況にあることも考慮して、有料化が必要となるような施設の整備は慎重に行う必要があると考えます。

今回、平成30年度の当初予算で計画している臨時駐車場につきましては、ターミナルから約400メートルほどの距離で約40台程度の駐車台数の確保が可能と考えております。まずは、この臨時駐車場の利用状況を見させていただき、少しずつ改善していきたいと考えております。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 今、農林水産部長の答弁は、きのうもちろん同じじゃないといけないんでしょうけど、2番目のこの立体駐車場、これは今、井戸川部長が言われた内容については、あくまでも駐車場を主体とした考え方と思うんですが、私は、要は事務所を主体として、その附属として駐車場をつくるという、根本的に最初の建設の目的が違うんですね。だから、特に、今、国境離島新法があって、例えば市、県においても島を盛り上げて交流人口拡大に向け、さまざまなソフトからハード事業を行っております。しかし、根本的にこういった利用する受け入れのための施設整備ができていないと私は感じております。

今部長が言われましたとおり、当初すぐにといい、私が言った内容をすぐにつくるというのは、なかなか厳しいかと思うんですが、それまでにその対応として、元居先の駐車場を整備するというのならいいんですけど、これが結局、それをつくった方がいいが、果たしてそこまでとめに行く方がどれだけいるかと思うんですね。

だから、根本的には、その今窓口業務としてしておりますタクシー、そして今二次交通の開発として「壱岐ちゃり」、そして電動バイク、タクシー、バス、さまざまな二次交通がありますが、その拠点地として、その郷ノ浦のフェリーターミナルに駐車場を備えた、そういう窓口業務を置けば、これから今市長がされようとしておりますインバウンドの誘致事業や、さまざまな誘客事業については、逆に、そこに行けば、今はもうバラバラで、例えばレンタカーの皆さんが立っておられてそれをやるというような、観光地にはなかなかそういったところはないですね。空港においても、そういう、例えば大村空港においても、レンタカーはレンタカーで窓口がずっとあって、そしてそこで受付をして、そこから移動のバスに乗せて、そして手続、手続ちゅうかその車のどこまで持って行くようなところもありますし、また、壱岐で仕事をされてて、車を置かれている方も現在いらっしゃると思うんですね。そういった方も、結局は月ぎめにして金を取ることによって堂々ととめられると。そうして収益事業を少しでも還元をできれば、今後の交流人口拡大に向けた施設として有意義な施設になるんじゃないかと考えておりますが、その点について、企画振興部長なのか市長なのか、どのようにお考えか、その5年、10年先を見たときに、そういう施設が大事じゃないかと考えておりますが。

○議長（小金丸益明君） 左野企画振興部長。

○企画振興部長（左野 健治君） 今、鵜瀬議員から御提案いただきましたことにつきましては、

郷ノ浦港一帯に対する施設整備事業というふうに思っております。観光DMOにつきましても、現在、観光振興計画第3期を策定いたしました。そういった中で、一つのテーマとして盛り込んでおります今後の課題であり取り組むべき事業として思っておりますけど、まだその段階に入っていないのが現状でございます。今後の駐車場の管理と事務所等も含めて、今後、市全体で計画すべき事項とは思っております。

現在、拠点整備事業として観光案内所を設置しております。これも一つの郷ノ浦港一帯の施設として今回提案をさせていただいた事業でございます。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） この郷ノ浦の駐車場問題、非常に難しゅうございます。実は私は出張するとき、ほとんど駐車場まで送ってもらうんですけど、それではなかなかわからんわけですけど、実はつい先日、自分の車で行きました。そしたらいっぱいなんですね、こうぐるっと回ったら。これはいかなんと思っ、その元居トンネルの奥、いわゆる今度駐車場としようとするところにとめました。歩いて約5分でしたですね。

ところで、5分間で歩いてきたらですね、ガラガラなんです、駐車場が。よく考えますと、迎えに来た人が、空いたところにとめてあるわけです。そして、とめられない人が道路に駐車されているんですね。ですから、今、うちも調査をしておりますけれども、出港した後に調査をするもんだからあいているわけです。

ですから、私はこの問題は、根本的に迎えに来た車が、そこに駐車場に入らんということは、これはさせない、いつまでたってもたちごっこになります。

そこで、今鶴瀬議員がまさにおっしゃった、400メートル先にとめて、私は迎えに来んと思うわけですよ。迎えに来る人は、必ず近くに来るわけです。ですから、今は40台、約1割強でございましてけれども、1割強の駐車場がふえます。ひとつそれを、迎えの車がきつととまらないであろう、いわゆる臨時駐車場ですね、その整備をした後、若干、様子を見させていただきたいと思っております。

そしてまた、迎えに来た人の、私はそういった意味で、これは警察から怒られるかもしれせんけれども、迎えに来た人は道路にとめてくれんですかと。もう本当、怒られると思いますけれども言いたいわけですね。そうしないとこれは解決しません。ぜひ御理解いただきたいと思えます。

○議長（小金丸益明君） 鶴瀬議員。

○議員（11番 鶴瀬 和博君） 早急にということじゃなくて、私もその5年、10年先を見越したときに、同じ投資するのであれば、長期計画の中の対応のために、その駐車場をつくるとい

うような考え方に立てば、それはもちろんそうせざるを得ないと思うんですが、たちまち多いから駐車場をつくるというんじゃないなくて、今後やっぱり関係部署においては、十分推移を見守っていただいて、特にきのうもそうですけど、農林水産部長の答弁、確かにそうでしょう。ただ、本来なら壱岐市にとっては交流人口拡大のほうが、今後の離島活性においては大きな事業だと思うんですね。逆に言えば、企画振興部長のほうから、いやいや、そうじゃないんだよと、こういう状況だから、こういうふうにつくらないといけないんだよということもあってしかるべきと思っております。

ぜひ、そういう部分も含めて、利用者の住み分けも特に考えながら、将来的にはそういうような形に持っていったらいいんじゃないかなと思っております。そして、特に今は、地方創生拠点整備交付金並びに地方創生推進交付金など、ターミナルの整備等についても補助が出るようございますので、その辺も十分研究をされまして、今後の取り組みに大変期待をしたいと思います。

駐車場の整備ではありませんが、1点気になることがあったんで、おつなぎをしたいと思います。

今、フェリーよりも料金が安くなって、ジェットfoilがかなり利用者が多くなっているわけですけども、今の郷ノ浦港の、芦辺もそうですが、ジェットfoilまで通路がかなり狭いもんですから、特に車椅子とか大きい荷物の人は、なかなか人が当たって移動が大変なんですよ。特に、先ほど、きのうも言われましたけど、雨天時、特にジェットfoilを降りた利用者については、もう濡れた中で行けというような、要は来てくれた人に、雨に濡れながら次のところに行ってくれというような状況です。

また、特に救急車で搬送したときも雨の中に行くというような状況ですので、そういった部分については、ぜひ今後、県、市、そして九州郵船、交通関係者や障害者関係の皆さん方と、ぜひこの辺の通路の整備については、十分今後研究をしていただいて改善をしていただければと思っております。

また、現在、ターミナル前の駐車場において、身体障害者用の駐車場があるわけですけども、横断歩道のところに。ここには屋根がないわけですね。もし万が一、そこにとめられて、そこから歩いていくときに濡れるんですよ。だから、今、ジェットfoil側の駐車場に、新たに身体障害者用の駐車場を設ければ、あそこ屋根がありますから、そこに屋根を少し足せば、交通の妨げにもなりませんので、その身体障害者の駐車スペースの移動を、ぜひしていただきたいと思っておりますけども、この2点について、市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 左野企画振興部長。

○企画振興部長（左野 健治君） 今、御質問の雨よけの屋根ですかね、それにつきましては、拠点施設については、今現在、工事を、拠点施設の観光案内所までは整備を進めております。駐車

場の障害者の部分につきましては、今後検討していくということで御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） ぜひそのジェットfoilまでの通路についても、皆さん、特に出張されるからわかるかと思うんですけど、多客時にはかなり狭くて、そしてしかも雨よけ風よけがないもんですから、かなり苦情を言われている利用者の方も多いと聞いておりますので、今後、その改善に向けた一帯的な周辺の整備も含めて、改善されることを期待して終わりたいと思ひます。

それでは、「市表彰条例の活用を」ということで、3点目に、壱岐市では、表彰条例が制定をされておまして、本市の行政、経済、文化もしくは社会のための各般にわたって、市政振興に寄与し、または模範と認められる行為があった者を表彰し、もって市政の向上発展を図り、市民福祉の増進に資することが目的となっており、12項目対象規定をされております。県初め他自治体においては、毎年1回程度、市功労者表彰を行っておりますが、本市においては、市制施行10周年の節目表彰のみと記憶をしております。

社会福祉協議会など各種所属団体においては、各自個別表彰があつているようですけども、その中で、1年間特に活躍した市政功労者の個人、または団体、グループなどを市長が選定をしまして表彰すれば、さらに市全体が盛り上がると思ひております。

特に最近では、子供たちのスポーツでの活躍や、壱岐高校生の中国語の全国大会優勝など、大変目を見張るものがあります。すぐにその12項目の表彰をしようというのはなかなか難しいと思ひますので、手始めにこういった子供たちの活躍に対して、市長みずからが表彰すれば、子供たちの誇りや自信となつて、そのことが人材育成につながるものと思ひます。

このことについて、市長の考え方をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 鵜瀬議員の3番目の御質問の「市表彰条例の活用を」ということでございます。

御質問のとおり、平成26年3月1日に実施いたしました壱岐市市制施行10周年記念式典の折に、壱岐市表彰条例に基づきまして、個人17、団体14、計31件の方々に対し、表彰を行いました。このときには、地方自治、社会福祉、保健衛生、農林水産等の産業、スポーツを含む教育文化、ボランティアなど各分野における功労者を選定し、表彰を行ったところでございます。

議員御指摘のとおり、このところの子供たちのスポーツや文化など各方面における活躍が目覚

ましく、その活躍が市民の皆様に元気や活力を与えていることは、十分認識をいたしております。

実は、行政、経済、文化、社会のために「市政振興」、「衆人の模範」という文言の中で、私は正直申し上げて、子供という認識が非常に薄かったということを反省をいたしております。そういったことから、このたび、壱岐市表彰条例の規定に基づきまして、残り少なくなりましたけれども、今年度において、芸術、文化、技能、スポーツ等の全国的競技に参加し、卓越した成績をおさめた方を対象として、市長特別表彰を行うことといたしました。

市政振興に功労のある方への表彰は、感謝の意を表する意味でも大切なことであり、また市民皆様の今後の活動等へのひとつの励みにもなるものと考えておりますので、今後とも機会を捉えて、条例に基づいた表彰の実施を行ってまいりたいと思っております。

しかしながら、各産業、あるいはおっしゃいますような経済、文化、社会ということをして1年1年こう表彰いたしますと、例えば節目のときに、その方々は一遍表彰を受けたやないかということで節目のときに表彰されないということもございますから、その辺はひとつ慎重に考えてまいりたいと思っております。

まずは、子供の表彰、ことし、今年度、残り少ないのでございますが、やります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 時間が来ておりますから、簡潔にお願いします。鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 今回、子供の表彰をしていただけるということですので、ぜひ、子供は壱岐の宝でありますので、子供たちの輝く笑顔で地域が活性化すると思っております。ぜひ子供たちに光を当てて、これからの離島振興に市長がリーダーシップをとって、さまざまな先進地となるような形で努めていただくことを期待を申し上げまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、鵜瀬和博議員の一般質問を終わります。

---

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

3月13日及び14日は各常任委員会を、3月15日及び19日は予算特別委員会を、それぞれ開催いたします。

なお、14日の常任委員会については午後1時30分開会予定です。ほかの委員会は午前10時から行います。

次の本会議は3月23日金曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時27分散会

---

平成30年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第 5 日)

議事日程 (第 5 号)

平成30年 3 月 23 日 午前10時00分開議

日程第 1	議案第 2 号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 2	議案第 3 号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 3	議案第 4 号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 4	議案第 5 号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・否決 本会議・否決
日程第 5	議案第 6 号	壱岐市土地開発基金条例の廃止について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 6	議案第 7 号	壱岐観光サービス拠点施設条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 7	議案第 8 号	壱岐市テレワーク施設条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 8	議案第 9 号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 9	議案第10号	壱岐市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第11号	壱岐市手数料条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第12号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第13号	壱岐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第14号	壱岐市都市計画審議会条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第15号	壱岐市都市公園条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第16号	壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第17号	壱岐市体育施設条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第17	議案第18号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第19号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第19	議案第20号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市筒城浜ふれあい広場)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第21号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市テレワーク施設)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第22号	壱岐市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第23号	長島地区放射線防護対策施設整備工事(建築主体工事)請負契約の変更について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第24号	平成29年度壱岐市一般会計補正予算(第11号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第25号	平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	議案第26号	平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	議案第27号	平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第27	議案第28号	平成29年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	議案第29号	平成29年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第29	議案第30号	平成29年度壱岐市水道事業会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第30	議案第31号	平成30年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第31	議案第32号	平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第32	議案第33号	平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第33	議案第34号	平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第34	議案第35号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第35	議案第36号	平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第36	議案第37号	平成30年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第37	議案第38号	平成30年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第38	陳情第1号	核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出の陳情	総務文教厚生常任委員長報告・不採択 本会議・不採択

日程第39	同意第1号	老岐市教育委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし・ 委員会付託省略・同意
日程第40	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑なし・ 委員会付託省略・了承
日程第41	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑なし・ 委員会付託省略・了承
日程第42	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑なし・ 委員会付託省略・了承
日程第43	発議第1号	玄海原子力発電所再稼働に対する決議について	提出議員 議案説明・質疑 なし・委員会付託省略・可決
日程第44	議員派遣の件		

---

本日の会議に付した事件  
(議事日程第5号に同じ)

---

出席議員 (15名)

1番	山川 忠久君	2番	山内 豊君
3番	植村 圭司君	4番	清水 修君
5番	赤木 貴尚君	6番	土谷 勇二君
7番	久保田恒憲君	9番	音嶋 正吾君
10番	町田 正一君	11番	鵜瀬 和博君
12番	中田 恭一君	13番	市山 繁君
14番	牧永 護君	15番	豊坂 敏文君
16番	小金丸益明君		

---

欠席議員 (1名)

8番	呼子 好君
----	-------

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	土谷 勝君	事務局次長	米村 和久君
事務局係長	若宮 廣祐君		

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	左野 健治君	市民部長	堀江 敬治君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	原田憲一郎君
農林水産部長	井戸川由明君	教育次長	山口 信幸君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	平田恵利子君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に、あらかじめ報告いたします。長崎放送局ほか3名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

呼子議員から欠席の届け出がっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに、白川市長より追加議案4件を受理しております。

日程第1. 議案第2号～日程第38. 陳情第1号

○議長（小金丸益明君） 日程第1、議案第2号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてから、日程第38、陳情第1号核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出の陳情まで、38件を一括議題とします。

本件については、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。赤木貴尚総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（赤木 貴尚君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（赤木 貴尚君） 総務委員会に付託された案件の報告をさせていただきます。

壱岐市議会議長小金丸益明様、平成30年3月23日。総務文教厚生常任委員会委員長赤木貴尚。

委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順で報告させていただきます。

議案第2号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。議案第3号壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第4号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第5号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、否決。議案第6号壱岐市土地開発基金条例の廃止について、原案可決。議案第9号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。議案第10号壱岐市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の制定について、原案可決。議案第11号壱岐市手数料条例の一部改正について、原案可決。議案第12号壱岐市介護保険条例の一部改正について、原案可決。議案第13号壱岐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第17号壱岐市体育施設条例の一部改正について、原案可決。議案第18号壱岐市火災予防条例の一部改正について、原案可決。議案第19号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について、原案可決。議案第22号壱岐市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定について、原案可決。議案第23号長島地区放射線防護対策施設整備工事（建築主体工事）請負契約の変更について、原案可決。議案第25号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、原案可決。議案第26号平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第27号平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第29号平成29年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第32号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。議案第33号平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。議案第34号平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。議案第36号平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。

委員会の意見。

議案第5号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、基本的に人事院勧告を尊重すべきであるが、平成29年12月会議において、壱岐市特別職報酬等審議会の答申の議案を否決し、2カ月しか経過していない現時点で、報酬や期末手当の議案審議を行うことは時期尚早である。

議案第12号壱岐市介護保険条例の一部改正については、介護保険料の基準額の増額は市民負担増となる。詳細について、市民にわかりやすい説明を行うこと。

以上です。

続きまして、陳情についての報告をさせていただきます。

壱岐市議会議長小金丸益明様、平成30年3月23日。総務文教厚生常任委員会委員長赤木貴尚。

委員会審査報告書、本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

受理番号、陳情第1号。付託年月日、平成30年3月6日。件名、「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」提出の陳情。審査の結果、不採択すべきもの。委員会の意見は下記のとおりで、委員会の意見として、我が国は非核三原則を堅持しており、安全保障と外交政策は日本国政府の判断で行うべきものであり、地方議会の判断でできることではない。措置はありません。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから総務文教厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について、提出者に質疑することはできませんので申し上げておきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 次に、産業建設常任委員会副委員長の報告を求めます。中田恭一産業建設常任副委員長。

〔産業建設常任副委員長（中田 恭一君） 登壇〕

○産業建設常任副委員長（中田 恭一君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告をします。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告をいたします。

議案第7号壱岐観光サービス拠点施設条例の制定について、原案可決。議案第8号壱岐市ネットワーク施設条例の制定について、原案可決。議案第14号壱岐市都市計画審議会条例の制定について、原案可決。議案第15号壱岐市都市公園条例の一部改正について、原案可決。議案第16号壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について、原案可決。議案第20号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市筒城浜ふれあい広場）、原案可決。議案第21号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市ネットワーク施設）、原案可決。議案第28号平成29年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第30号平成29年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第35号平成30年度壱岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。議案第37号平成30年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。議案第38号平成30年度壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

以上です。

- 議長（小金丸益明君） これから産業建設常任委員会副委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員会副委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任副委員長（中田 恭一君） 降壇〕

- 議長（小金丸益明君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。市山繁予算特別委員長。

〔予算特別委員長（市山 繁君） 登壇〕

- 予算特別委員長（市山 繁君） 報告いたします。

平成30年3月23日。壱岐市議会議長小金丸益明様。予算特別委員会委員長市山繁。

委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の順に御報告いたします。

議案第24号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）、原案可決。議案第31号平成30年度壱岐市一般会計予算、原案可決。

委員会意見。

壱岐市公営住宅等長寿命化計画については、10年間の計画にもかかわらず、社会情勢の変化、事業の進捗状況等に応じ、意見を見直すということであるが、この計画は議決事項であるので、変更の際には、議会にも説明すべきである。

次に、壱岐市産業支援センターの人件費の予算については、費用対効果の検証をすること。

以上です。

- 議長（小金丸益明君） これから予算特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（市山 繁君） 降壇〕

- 議長（小金丸益明君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから議案第2号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第2号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第3号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第4号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について、採決します。

議案第5号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願

います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立少数です。よって、議案第5号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、否決されました。

次に、議案第6号壱岐市土地開発基金条例の廃止についてから、議案第23号長島地区放射線防護対策施設整備工事（建築主体工事）請負契約の変更についてまでの18件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号壱岐市土地開発基金条例の廃止についてから、議案第23号長島地区放射線防護対策施設整備工事（建築主体工事）請負契約の変更についてまでの18件を一括採決します。この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第6号壱岐市土地開発基金条例の廃止についてから、議案第23号長島地区放射線防護対策施設整備工事（建築主体工事）請負契約の変更についてまでの18件は全て可決されました。

次に、議案第24号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）から、議案第30号平成29年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）の7件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）から、議案第30号平成29年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）までの7件を一括採決します。この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第24号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）から、議案第30号平成29年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）までの7件は、全て可決されました。

次に、議案第31号平成30年度壱岐市一般会計予算から、議案第38号平成30年度壱岐市

水道事業会計予算の8件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号平成30年度壱岐市一般会計予算から、議案第38号平成30年度壱岐市水道事業会計予算までの8件を一括採決します。この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第31号平成30年度壱岐市一般会計予算から、議案第38号平成30年度壱岐市水道事業会計予算までの8件は全て可決されました。

次に、陳情第1号核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出の陳情について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情第1号は、委員長の報告は不採択です。陳情第1号核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出の陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立少数です。よって、陳情第1号核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出の陳情については、不採択とすることに決定いたしました。

---

### 日程第39. 同意第1号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第39、同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

本案は壱岐市教育委員会委員、田原和雄氏が本年5月19日をもって任期満了となるので、新たに横山秀敏氏を壱岐市教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏の経歴につきましては、参考として添付しております略歴を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

---

#### 日程第40. 諮問第1号～日程第42. 諮問第3号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第40、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第42、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの3件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 諮問第1号、諮問第2号及び諮問第3号の提案理由を申し述べます。

これは、人権擁護委員の後任候補者を推薦し、法務大臣により委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第1号につきましては、芦辺町湯岳興触の人権擁護委員、西高正氏が平成30年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き、同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので提案するものであります。

諮問第2号につきましては、芦辺町諸吉仲触の人権擁護委員、辻川祐喜子氏が平成30年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き、同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので提案するものであります。

諮問第3号につきましては、勝本町坂本触の人権擁護委員、斉藤公彦氏が平成30年1月31日をもって退任されたことに伴い、後任として、勝本町百合畑触の品川哲範氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく、提案するものであります。

なお、各候補者の経歴につきましては、議案裏面の略歴等を御参照願います。

御審議賜り御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号から諮問第3号の3件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号から諮問第3号の3件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから諮問第1号から諮問第3号までの3件について、一括討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第1号から諮問第3号までの3件を一括採決します。この採決は起立によって行います。諮問第1号から諮問第3号までの3件について、これを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、諮問第1号から諮問第3号までの3件については、了承することに決定いたしました。

---

### 日程第43. 発議第1号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第43、発議第1号玄海原子力発電所再稼働に反対する決議についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。10番、町田正一議員。

〔提出議員（町田 正一君） 登壇〕

○提出議員（10番 町田 正一君） 発議第1号、苓崎市議会議長小金丸益明様、提出者、苓崎市議会議員町田正一、賛成者、苓崎市議会議員鵜瀬和博、同上、市山繁。

玄海原子力発電所の再稼働に反対する決議について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

玄海原子力発電所の再稼働に反対する決議。

かけがえのない多くの尊い命が失われ、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から7年の歳月が流れ、原発事故による大きな被害を受けた福島の被災地域では、避難指示が順次解除されてはいるが、ふるさとに戻る見通しが立たず、今なお、7万人を超える方々が、7年間に及ぶ長きにわたり不自由な生活を送られている状況であります。

重大な原発事故が起きた場合、直ちに避難を開始する予防防護措置区域（PAZ）は半径5キロ圏内、屋内退避や避難などが求められる緊急防護措置区域（UPZ）は半径30キロ圏内であり、原発事故が30キロ圏内におさまらないことは、福島県飯舘村の状況を見れば明らかで、発生時の風向や地形などが影響すれば、どこで放射線量が高まるかわからず、原発の安全神話は7年前に瓦解している。

その後も、地震、噴火など自然災害が続く今日、再び大規模災害と連動し事故が発生すれば、半径30キロ圏内はもとより、その周辺も重大な被害に見舞われる可能性があることを福島は示しており、再稼働をするということは、周辺住民に福島原発のような凄惨な事故を覚悟することを迫っているのと同じことである。

また、昨年3月に開催された長崎県による玄海原発3、4号機の再稼働に関する住民説明会では、国と九州電力は、新規制基準が厳しいものとなっていることや、原子力防災の取り組み等を説明し、再稼働への理解を求めているが、市民からは、安全性や避難に対する不安が払拭できない等の声が相次いでいたが、現在もその状況は変わっていない。

壱岐市は、30キロ圏内地域の中で最も人口が多い離島であり、万一事故が発生すれば、本市は壊滅的な打撃を受け、全島民避難を余儀なくされる。また、離島からの避難は船舶が主で、荒天や台風等も考えられることから、どの自治体よりも不利な状況であり、全島民が避難するには5日半かかると想定されている。

このような中、本年2月20日に3号機の核燃料装填が完了し、再稼働に向けた取り組みが着実に進行していることは見過ごせるものではない。

よって、壱岐市議会は、国の責任において福島原発の事故原因究明がなされて、原発の安全性検証の手段が確立されること、また、実効性のある避難計画や方策等が確立されていない現状においては、市民の安全を守ることができないものと判断し、玄海原子力発電所の再稼働に反対する。

以上、決議する。平成30年3月23日、長崎県壱岐市議会。

〔提出議員（町田 正一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、発議第1号玄海原子力発電所再稼働に反対する決議については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第44. 議員派遣の件

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第44、議員派遣の件を議題とします。

壱岐市議会会議規則第167条によりタブレットに配信のとおり、関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、決定されました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際お諮りします。3月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

---

○議長（小金丸益明君） ここで、白川市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許し

ます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 平成30年壱岐市議会定例会3月会議の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、3月2日から本日まで22日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議、また、さまざまな御意見、御助言を賜り、厚く御礼を申し上げます。賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、皆様御承知のとおり、日本テレビで日曜のゴールデンタイムに放送されている人気長寿番組「ザ！鉄腕！DASH！！」で、3月11日と18日の2日、2週連続、壱岐市が舞台となった内容が放送されました。人気アイドルグループTOKIOの皆さんの活躍で、全国の幅広い世代から支持されているこの番組で、壱岐を取り上げていただき、広く全国の皆様にPRするすばらしい機会をいただいたところであります。

御来島いただいた、TOKIOの城島リーダー、長瀬さんを初めスタッフの皆様、ロケの際に御協力をいただきました市民の皆様に改めて感謝申し上げます。

さて、壱岐市は来年3月、市制施行15周年の節目を迎えることとなります。これまで多くの全国規模、九州規模のイベントや行事を開催し、本市のPRと経済振興への波及に努めてまいりましたが、平成30年度も大きなイベントの開催を計画いたしております。

施政方針でも述べましたが、5月26日には、第59回外国人による日本語弁論大会を壱岐の島ホールで開催いたします。この大会は、予選を通過した外国人出場者の皆様が日本語でスピーチを行うもので、その様子はNHK・Eテレで全国放送されるほか、海外向けワールドプレミアムでも放送されます。

さらに、15周年記念として、NHK公開放送番組の誘致を要望しておりましたところ、このたび壱岐市において、のど自慢の開催が決定いたしました。日程は、7月1日、日曜日、午後0時15分から午後1時まで、壱岐の島ホールで生放送となっております。のど自慢の出場や観覧募集など詳しい内容は、後日改めて発表されますので、わかり次第、市民の皆様にお知らせしてまいります。

7月1日は「壱岐焼酎の日」でもあります。壱岐がNHKのど自慢を通じて、全国、そして海外にも広くPRできるものと大きな期待をしております。

いよいよ4月から平成30年度がスタートいたします。有人国境離島法という大きな後ろ盾を十二分に活用して、さらなる熱意を持って市政運営に取り組んでまいりますので、今後とも、議員各位、市民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とい

たします。

皆様、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

---

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、平成30年壱岐市議会定例会3月会議を終了いたします。

午前10時40分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 小金丸益明

署名議員 山内 豊

署名議員 植村 圭司

## 議 員 派 遣 に つ い て

平成30年3月23日

壱岐市議会議長 小金丸 益明

次のとおり議員を派遣する。

1. 長崎県病院企業団議会平成30年第1回定例会

- (1) 目 的 定例会出席
- (2) 派遣場所 長崎県農協会館
- (3) 期 間 平成30年3月29日～30日（1泊2日）
- (4) 派遣議員 市山 繁 赤木 貴尚